

令和3年4月1日

「技能実習制度運用要領」の一部改正について

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づく技能実習制度の運用に必要な事項を定めた「技能実習制度運用要領」について、別添のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

【運用要領本文】

【通し番号】1

【改正後の運用要領における該当ページ】P6

【改正箇所】第2章 第2節 技能実習の実施に必要な手続きの流れ

3行目～最終行目

改正	現行
第2節 技能実習の実施に必要な手続きの流れ 団体監理型技能実習を行う場合は、監理団体の実習監理を受ける必要があり、監理団体が監理事業の許可を得ている必要があります（<u>参照：本節第1 監理団体の許可の流れ</u>）。 技能実習の実施に必要な手続きの流れ（第1号技能実習から第3号技能実習まで在留を継続したまま技能実習を行わせる場合）は次表のとおりです。 ※ <u>新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、別途通知を発出している場合があります。手続等を行う前に適宜、機構のHP をご参照ください。</u> 機構 HP：https://www.otit.go.jp/CoV2/ ※ <u>技能検定等の受検ができないために在留期間の満了日までに次段階の技能実習へ移行できない場合は、技能実習生の住居地を管轄する地方出入国在留管理局にご相談ください。</u>	第2節 技能実習の実施に必要な手続きの流れ 団体監理型技能実習を行う場合は、監理団体の実習監理を受ける必要があり、監理団体が監理事業の許可を得ている必要があります（<u>参照：第1</u>）。 技能実習の実施に必要な手続きの流れ（第1号技能実習から第3号技能実習まで在留を継続したまま技能実習を行わせる場合）は次表のとおりです。 （新設）

【通し番号】2

【改正後の運用要領における該当ページ】P16

【改正箇所】第2章第2節

4行目～12行目

改正	現行
⑦在留資格の変更許可 地方出入国在留管理局から在留資格変更の許可がされた後に、第2号技能実習生として引き続き在留することが可能となります。 ※ 第2号技能実習を良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性があると認められる場合にあっては、<u>特定技能1号へ移行することができます。具体的には、在留資格「特定技能1号」で必要とされる技能水準及び日本語能力水準に係る試験を受けることなく、特定産業分野(14分野)において、在留資格「特定技能1号」として、引き続き在留を継続すること又は帰国後に改めて同在留資格により入国することが可能です(所定の手続が必要です。)</u>。 (「特定技能1号」として在留するための手続など「特定技能制度」の詳細はこちら http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00127.html)	⑦在留資格の変更許可 地方出入国在留管理局から在留資格変更の許可がされた後に、第2号技能実習生として引き続き在留することが可能となります。 ※ 第2号技能実習を良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性があると認められる場合にあっては、<u>技能水準及び日本語能力水準の試験を受けることなく、特定産業分野(14分野)の特定技能1号に移行することが可能です。</u> (「特定技能制度」の詳細はこちら http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html)

【通し番号】3

【改正後の運用要領における該当ページ】P19

【改正箇所】第2章第2節

20 行目～最終行目

新	旧
⑧ 在留資格の変更許可 地方出入国在留管理局から～(略) ※ 上記の流れは、1号から～(略) ※ 第3号技能実習を修了する～(略) ※ <u>第2号技能実習を良好に修了している者</u> <u>(注)であり、かつ、当該修了している技能実</u> <u>習において修得した技能が、従事しようとす</u> <u>る業務において要する技能と関連性があると</u> <u>認められる場合にあっては、特定技能1号へ</u> <u>移行することができます。具体的には、在留</u> <u>資格「特定技能1号」で必要とされる技能水</u> <u>準及び日本語能力水準に係る試験を受ける</u> <u>ことなく、特定産業分野(14分野)において、</u> <u>在留資格「特定技能1号」として、引き続き</u> <u>在留を継続すること又は帰国後に改めて同</u> <u>在留資格により入国することが可能です(所</u> <u>定の手続が必要です。)</u> <u>(「特定技能号1号」として在留するための手</u> <u>続など「特定技能制度」の詳細はこちら</u> <u>http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/</u> <u>/nyuukokukanri01_00127.html)</u> <u>(注)第3号技能実習を修了している者を含み</u> <u>ます。</u>	⑧ 在留資格の変更許可 地方出入国在留管理局から～(略) ※ 上記の流れは、1号から～(略) ※ 第3号技能実習を修了する～(略) (新設)

【通し番号】4

【改正後の運用要領における該当ページ】P33

【改正箇所】第4章 技能実習計画の認定等

1行目

改正	現行
第4章 技能実習計画の認定 <u>等</u>	第4章 技能実習計画の認定

【通し番号】5

【改正後の運用要領における該当ページ】P33～35

【改正箇所】第4章 柱書

P33 の2行目～P35 の最終行目

新	旧
<u>技能実習は、技能等の適正な修得等のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行わなければなりません。そのため、技能実習生ごとに作成する技能実習計画は、技能実習の目標や内容、技能等の評価、技能実習を行わせる体制、技能実習生の待遇等に関する基準を全て満たしている必要があります、実習実施者は、関係法令を遵守し、認定を受けた技能実習計画に従って技能実習を行わせる責務があります。</u> 【技能実習計画の認定】 ○ 実習実施者は、受け入れようとする技能実習生ごとに技能実習計画を作成（団体監理型の場合には、監理団体の指導に基づいて作成）し、機構から認定を受ける必要があります（法第8条及び第12条）。この認定申請は、法第9条の認定基準を満たすことを証明する添付資料等を添えて、機構の地方事務所・支所の認定課に申請しなければなりません。 ○ <u>技能実習計画は、技能実習生ごとに、第1号、第2号及び第3号の区分を設けて認定を受けますが、修得等をさせる技能等の基準や従事させる業務の基準等に従ったものでなければなりません。また、第2号及び第3号技能実習を行うためには、「移行対象職種・作業」である必要があります。</u> ○ <u>このほか、技能実習生や実習実施者にも満たさなければならない基準があり、技能実</u>	（新設） ○ 実習実施者は、受け入れようとする技能実習生ごとに技能実習計画を作成（団体監理型の場合には、監理団体の指導に基づいて作成）し、機構から認定を受ける必要があります（法第8条及び第12条）。この認定申請は、法第9条の認定基準を満たすことを証明する添付資料等を添えて、機構の地方事務所・支所の認定課に申請しなければなりません。 （新設） （新設）

<u>習の実施に関する契約等の内容や、入国後講習の実施内容及び実施方法、技能実習を行わせる体制・事業所の設備、技能実習生の待遇や受け入れられる人数等の基準等に適合しているものでなければなりません。</u> ○ 技能実習制度の適正な運用のため、技能実習計画の認定に当たっては、実習実施者の欠格事由が設けられています(法第10条)。 <u>○ なお、技能実習計画の認定は、技能実習計画が認定基準等に照らして適当であるか否かを確認する事実行為であり、認定自体による法的効果は存在しません(処分に該当するものではありません。)</u> 【技能実習計画の変更】 ○ 実習実施者は、認定を受けた技能実習計画を変更する場合には、<u>変更する内容によって、計画の変更認定又は届出の手續が必要</u>です(法第11条)。 【技能実習を継続できなくなった場合】 ○ <u>技能実習の実施が困難になった場合には、企業単独型実習実施者は、遅滞なく機構の地方事務所・支所の認定課に対し届出を行い、また、団体監理型実習実施者は、遅滞なく監理団体に対し通知を行わなければならない(法第19条)。</u>なお、通知を受けた監理団体は、<u>対象の実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に対し届出をしなければなりません(法第33条)。</u>	○ 技能実習制度の適正な運用のため、技能実習計画の認定に当たっては、実習実施者の欠格事由が設けられています(法第10条)。 (新設) (新設) ○ 実習実施者は、認定を受けた技能実習計画について、<u>技能実習の目標の変更、職種及び作業の変更など認定計画に従った技能実習計画の実施に実質的な影響を与えるものに変更が生じた場合には、改めて、技能実習計画の変更申請を行い、認定を受けなければならない(法第11条)。</u> (新設)
--	---

<u>○ 実習実施者及び監理団体は、上記の届出をしようとする場合等において、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するときは、他の実習実施者や監理団体等との転籍に向けた連絡調整等の必要な措置を講じなければなりません(法第51条第1項)。</u>	(新設)
【実習実施者の責務】	(新設)
<u>○ 実習実施者は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について技能実習を行わせる者としての責任を自覚し、技能実習生が技能実習に専念できるよう環境の整備に努めるとともに、実習期間の終期まで技能実習計画に従って技能実習を行わせなければなりません。</u>	(新設)
<u>○ また、技能実習生は労働者として、日本人労働者と同様に労働に関する法令の適用を受け、保護されています。労働に関する法令とは、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法のほか、妊娠・出産等による不利益取扱いを禁止している男女雇用機会均等法や、同一労働同一賃金を定めたパートタイム・有期雇用労働法、ハラスメント防止対策を義務付ける労働施策総合推進法等(令和2年6月1日施行、一部中小事業主は令和4年3月31日まで努力義務)も含まれており、技能実習生も対象となることに注意してください。</u>	(新設)
【技能実習の実施】	(新設)
<u>○ 実習実施者は、初めて技能実習生を受け入れて実際に技能実習を行わせた際には、遅滞なく機構の地方事務所・支所の認定課に対し実習実施者の届出をしなければなりません(法第17条)。</u>	(新設)

○ <u>実習実施者は、技能実習に関する帳簿書類を作成し、事業所に備えて置かなければなりません(法第20条)。</u>	(新設)
○ <u>実習実施者は、毎年1回、4月1日から5月 31 日までに、直近の技能実習事業年度(4月1日に始まり翌年3月 31 日に終わる技能実習に関する事業年度)に係る実施状況報告を機構の地方事務所・支所の認定課に提出しなければなりません(法第21条)。</u>	(新設)
【報告徴収、行政処分等】 ○ 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため、機構が実習実施者に対する実地検査等を行うほか、主務大臣の職員による報告徴収等の権限も規定されています(法第13条及び第14条)。 ○ さらに、技能実習計画の認定後においても、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないと認めるときや出入国・労働関係法令に違反しているときなど、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要があると認められるときは、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が改善命令を行うことができることとされています(法第15条)。 また、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないと認めるとき、出入国・労働関係法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき、改善命令に違反したときなどにおいて実習認定を取り消すことができます(法第16条)。 (削除)	○ 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため、機構が実習実施者に対する実地検査等を行うほか、主務大臣の職員による報告徴収等の権限も規定されています(法第13条及び第14条)。 ○ さらに、技能実習計画の認定後においても、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないと認めるときや出入国・労働関係法令に違反しているときなど、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要があると認められるときは、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が改善命令を行うことができることとされています(法第15条)。 また、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないと認めるとき、出入国・労働関係法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき、改善命令に違反したときなどにおいて実習認定を取り消すことができます(法第16条)。 ○ <u>なお、技能実習計画の認定は、技能実習計画が認定基準等に照らして適当であるか否かを確認する事実行為であり、認定自体</u>

	<u>による法的効果は存在しません(処分に該当するものではありません。)</u>。
(削除)	<u>○ また、実習実施者は、初めて技能実習生を受け入れて実際に技能実習を行わせた際には、遅滞なく機構の地方事務所・支所の認定課に対し実習実施者の届出をしなければなりません(法第17条)。</u>
(削除)	<u>○ 技能実習の実施が困難になった場合には、企業単独型実習実施者は機構の地方事務所・支所の認定課に対し届出を行い、また、団体監理型実習実施者は監理団体に対し通知を行わなければなりません(法第19条)。なお、通知を受けた監理団体は、対象の実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に対し届出をしなければなりません(法第33条)。</u>
(削除)	<u>○ 実習実施者は、技能実習に関する帳簿書類を作成し、事業所に備えて置かなければなりません(法第20条)。</u>
(削除)	<u>○ 実習実施者は、毎年1回、技能実習の実施の状況に関する報告書を作成し、機構の地方事務所・支所の認定課に提出しなければなりません(法第21条)。</u>

【通し番号】6

【改正後の運用要領における該当ページ】P39

【改正箇所】第4章 第1節 第1 技能実習計画の認定

6行目

新	旧
○複数の法人が共同で技能実習を行う場合（略） ・また、技能実習を行う法人は、技能実習生に対し、雇用関係に基づき指揮命令し、当該法人の業務に従事させることで技能等の修得等をさせるものですから、複数の法人が共同で技能実習を行う場合にあっても、当該複数の法人と対象となる技能実習生との間には雇用関係が締結されていることが前提となります。ただし、この雇用関係については、一般的な雇用契約のみならず、在籍出向による契約も含まれます。	○複数の法人が共同で技能実習を行う場合（略） ・また、技能実習を行う法人は、技能実習生に対し、雇用関係に基づき指揮命令し、当該法人の業務に従事させることで技能等の修得等をさせるものですから、複数の法人が共同で技能実習を行う場合にあっても、当該複数の法人と対象となる技能実習生との間には雇用関係が締結されていることが前提となります。ただし、この雇用関係については、一般的な雇用契約のみならず、在籍出向による契約（<u>出向先と雇用契約を締結する場合だけでなく、出向元と出向先との出向契約のみで出向先が当該出向者を指揮命令できる場合を含む。</u>）も含まれます。

【通し番号】7

【改正後の運用要領における該当ページ】P45

【改正箇所】第4章 第2節 柱書

2行目～15 行目

新	旧
第2節 技能実習計画の認定基準（技能実習法第9条） <u>技能実習制度は、我が国で開発され培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、その開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度です。</u> 技能実習計画の<u>認定は</u>、法第9条（<u>技能実習計画の認定基準</u>）及びその関係規則に定められており、これらを全て満たす場合に認定されます。 <u>技能実習計画の認定基準では、修得等をさせる技能等が技能実習生の本国において修得等が困難であることや、同一作業の反復のみで修得等できるものではないことを求めています。また、技能実習計画における実習修了時に到達すべき技能等の水準を技能実習の目標として定める必要があります。さらに、技能実習生を受け入れる際には規則第12条に定める体制を設ける必要があります。（本節第7参照）</u> <u>実習実施者には技能実習計画の終期まで技能実習を継続する責任がありますが、実習実施者の都合で技能実習の継続が困難になった場合には、法第51条（第7章第2節参照）に定められているとおり技能実習生の円滑な転籍の支援を図ることが義務付けられています。</u>	第2節 技能実習計画の認定基準（技能実習法第9条） （新設） 技能実習計画の<u>認定基準は</u>、法第9条及びその関係規則に定められています。<u>以下に示す基準のいずれにも適合し、かつ後記第3節に規定する認定の欠格事由に該当しないものが、技能実習計画として認定されることとなります。</u> （新設）

【通し番号】8

【改正後の運用要領における該当ページ】P48

【改正箇所】第4章 第2節 第3（1）修得等をさせる技能等の基準に関するもの

21 行目～28 行目

改正	現行
○ このため、第2号又は第3号技能実習については、公的評価システムとして技能検定等が整備されている「移行対象職種・作業」であることが要件として設けられています。 移行対象職種・作業については、規則第10条第2項第1号口に基づき、規則別表第2に定められています。	○ このため、第2号又は第3号技能実習については、公的評価システムとして技能検定等が整備されている「移行対象職種・作業」であることが要件として設けられています。 移行対象職種・作業については、規則第10条第2項第1号口に基づき、規則別表第2に、<u>82 職種・146 作業(令和2年4月1日時点)</u>が定められています。 <u>(「移行対象職種・作業」の最新の情報はこちら</u> https://www.mhlw.go.jp/content/000564181.pdf
<u>○ 具体的にどのような作業が移行対象職種・作業に該当するか、技能実習計画の認定を申請する前に、技能実習計画審査基準で確認し、後述「(2)従事させる業務の基準に関するもの」のとおり、必須業務として必要な条件に適合しなければなりません。</u> <u>(「移行対象職種・作業」の一覧は以下の HP の PDF「移行対象職種・作業一覧」を、技能実習計画審査基準等は同 HP の「技能実習計画審査基準・技能実習実施計画書モデル例・技能評価試験試験基準」をご覧ください。</u> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzakaihatsu/global_cooperation/002.html	(新設)

【通し番号】9

【改正後の運用要領における該当ページ】P59

【改正箇所】第4章 第2節 第3 (3)技能実習生の基準に関するもの

26 行目～33 行目

新	旧
① 中断後の再開 技能実習生の病気・怪我（労災を含む。）、技能実習生の家族の都合や、自身の妊娠・出産等により、一旦、技能実習の実施が困難となり、帰国した後などに、改めて技能実習の再開を希望する場合が該当します。<u>この場合は、技能実習を中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書（様式自由）を提出することが必要となります。</u> <u>なお、技能実習生自身が職務怠慢により欠勤していたなど、技能実習を継続する意思や能力を欠くことに起因した中断については、再開は認められません。</u>	① 中断後の再開 技能実習生の病気・怪我（労災を含む。）、技能実習生の家族の都合や、自身の妊娠・出産等により、一旦、技能実習の実施が困難となり、帰国した後などに、改めて技能実習の再開を希望する場合が該当します。<u>技能実習生自身が職務怠慢により欠勤していたなど、技能実習を継続する意思や能力を欠くことに起因した中断については、再開は認められません。この場合は、理由書（様式自由）を提出することが必要となります。</u>

【通し番号】10

【改正後の運用要領における該当ページ】P60

【改正箇所】第4章 第2節 第3 (3)技能実習生の基準に関するもの

14行目～27行目

新	旧
③ 再実習(同業種) <u>第1号</u>技能実習を修了した者が、<u>帰国後に</u>再び、同じ業種の技能等について、同じ段階の技能実習を行う場合です。原則として、このような再実習を行うことは想定されていませんが、以下のような要件を全て満たす場合に限って、認められる余地があります。この場合は、理由書(様式自由)と再実習(同業種)を行うことが必要となった事情を明らかにする資料を提出することが必要となります。 ・(略) ・ 今回行おうとする技能実習の内容が、前回行った技能実習の内容と比べてより上級のものの又は関連する技能等の修得を目的とするものである<u>とともに、母国で従事している業務との関係において、今回行おうとする技能実習が必要であることにつき合理的な理由があること</u>	③ 再実習(同業種) <u>ある段階の</u>技能実習を修了した者が、再び、同じ業種の技能等について、同じ段階の技能実習を行う場合です。原則として、このような再実習を行うことは想定されていませんが、以下のような要件を全て満たす場合に限って、認められる余地があります。この場合は、理由書(様式自由)と再実習(同業種)を行うことが必要となった事情を明らかにする資料を提出することが必要となります。 ・(略) ・ 今回行おうとする技能実習の内容が、前回行った技能実習の内容と比べてより上級のものの又は関連する技能等の修得を目的とするものである<u>こと</u>

【通し番号】11

【改正後の運用要領における該当ページ】P67

【改正箇所】第4章 第2節 第3 (7)講習の基準に関するもの

16 行目から 20 行目

新	旧
○ 第1号の技能実習生については、入国後一定の期間、「① 日本語」、「② 本邦での生活一般に関する知識」、「③ 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報」及び「④①から③までのほか、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識」に掲げる科目について、講習を受講することが必要となります。 <u>※ 入国後講習は、第1号企業単独型の場合は申請者（実習実施者）が、第1号団体監理型の場合には監理団体が自ら又は他の適切な者に委託して行います。入国後講習中には、技能実習生を業務に従事させることはできません。</u> <u>※ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、オンラインでの実施を可能としています（「第4章第2節第7（4）入国後講習の施設確保に関するもの」参照）。</u> ○ 各科目における留意点は次に記載するとおりです。 ① 日本語 （略）	○ 第1号の技能実習生については、入国後一定の期間、「① 日本語」、「② 本邦での生活一般に関する知識」、「③ 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報」及び「④①から③までのほか、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識」に掲げる科目について、講習を受講することが必要となります。 （新設） 各科目における留意点は次に記載するとおりです。 ① 日本語 （略）

【通し番号】12

【改正後の運用要領における該当ページ】P67～68

【改正箇所】第4章 第2節 第3 (7)講習の基準に関するもの

P67 の 33 行目～P68 の1行目

新	旧
② 本邦での生活一般に関する知識 技能実習生が最大5年間本邦で生活を行うためには、我が国の法律や規則、社会生活上のルールやマナーを守る必要があり、自転車の乗り方等日本の交通ルール、公共機関の利用方法、国際電話の掛け方、買い物の仕方、ゴミの出し方、銀行・郵便局の利用方法、<u>自然災害への備えなどの対処方法、感染症の予防等など様々なものがあります。技能実習生が日常生活に困らないよう、居住する地域のルールや情報収集の仕方などをはじめ、丁寧に説明することが重要です。</u>	② 本邦での生活一般に関する知識 技能実習生が最大5年間本邦で生活を行うためには、我が国の法律や規則、社会生活上のルールやマナーを守る必要があり、自転車の乗り方等日本の交通ルール、公共機関の利用方法、国際電話の掛け方、買い物の仕方、ゴミの出し方、銀行・郵便局の利用方法など様々なものが考えられますが、これらに関するものがこの科目に該当します。

【通し番号】13

【改正後の運用要領における該当ページ】P68

【改正箇所】第4章 第2節 第3 (7)講習の基準に関するもの

3行目～22 行目

新	旧
③ 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報<u>(専門的な知識を有する者(第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者又は監理団体に所属する者を除く。))が講義を行うものに限る。)</u> <u>以下の事項等が講義内容に含まれていなければなりません。講義では、以下の事項について技能実習生手帳の該当部分を示し、また、出入国在留管理庁作成の広報動画を活用するなど、わかりやすく説明してください。</u> <u>・技能実習法令、入管法令、労働関係法令に関する知識</u> <u>・実習実施者や監理団体等が技能実習法令等の規定に違反していることを知ったときの対応方法(申告・相談)</u> <u>・労働基準関係法令違反の申告・相談先である労働基準監督署等の行政機関への連絡方法(※申告による不利益取扱いの禁止に係る事項を含む)</u> <u>・賃金未払に関する立替払制度や休業補償制度、労働安全衛生や労働契約に関する知識</u> <u>・厚生年金の脱退一時金・医療保険の手続</u> <u>・男女雇用機会均等法で定める婚姻、妊娠、出産等を理由とする解雇その他不利益な取扱いの禁止、妊娠した場合の支援制度(健康保険の出産手当金や出産育児一時金)</u> <u>・その他、やむを得ない理由による転籍をしなければならなくなった際の対応、雇用保</u>	③ 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報 <u>技能実習法令、入管法令、労働関係法令に関する事項、実習実施者や監理団体等が技能実習法令等の規定に違反していることを知ったときの対応方法、特に申告・相談先である機構における母国語相談や、労働基準法違反の申告・相談先である労働基準監督署等の行政機関への連絡及び申告の要件や方法と不利益取扱いの禁止に係る事項、賃金未払に関する立替払制度や休業補償制度、労働安全衛生や労働契約に関する知識、厚生年金の脱退一時金制度のほか、やむを得ない理由による転籍をしなければならなくなった際の対応等に関する事項が、講義内容に含まれていなければなりません。</u> (略)

<u>・ 険や医療保険の切り換え手続、入管法の手続</u> <u>・ 外国人技能実習機構や監理団体の相談窓口</u> (略)	
---	--

【通し番号】14

【改正後の運用要領における該当ページ】P68

【改正箇所】第4章第2節 第3（7）講習の基準に関するもの

32 行目～33 行目

改正	現行
④ ①から③までのほか、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識 <u>技能実習生が従事する業務内容を具体的に理解できるよう、認定計画の内容等を説明することが求められます。このほか、</u>機械の構造や操作に関する知識のほか、技能実習への心構え、企業内での規律等の講義が想定されます。また、現場施設見学を行う場合がこの科目に該当することとなります。なお、講習実施施設の外で講習を実施しても差し支えありませんが、実習実施者の工場の生産ライン等の商品生産施設においては見学以外の活動は認められません。（略）	④ ①から③までのほか、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識 <u>（新設）</u> 機械の構造や操作に関する知識のほか、技能実習への心構え、企業内での規律等の講義が想定されます。また、現場施設見学を行う場合がこの科目に該当することとなります。なお、講習実施施設の外で講習を実施しても差し支えありませんが、実習実施者の工場の生産ライン等の商品生産施設においては見学以外の活動は認められません。（略）

【通し番号】15

【改正後の運用要領における該当ページ】P71～P74

【改正箇所】第4章 第2節 第3 (7)講習の基準に関するもの

P71 の 31 行目～P74 の 10 行目

新	旧
【用語の解説】 (略) 【新型コロナウイルス感染症の感染拡大による 特例措置】 【関係の省令の規定】 附 則 (技能実習の内容の特例) 第七条 入国後講習についての第十条 第二項第七号ハの規定の適用につい ては、令和三年七月三十一日までの 間、同号ハ中「過去六月以内」とあるの は、「過去六月以内(機構が新型コロナ ウイルス感染症(病原体がベータコロナ ウイルス属のコロナウイルス(令和二年 一月に、中華人民共和国から世界保 健機関に対して、人に伝染する能力を 有することが新たに報告されたものに 限る。)であるものに限る。)のまん延の 状況等を考慮してやむを得ないと認め る場合にあっては令和元年八月一日 以降)」とする。 第八条 入国後講習についての第十条 第二項第七号ハの規定の適用につい ては、当分の間、同号ハ中「十二分 の一以上」とあるのは、「十二分の一以上 (機構が新型コロナウイルス感染症(病 原体がベータコロナウイルス属のコロナ ウイルス(令和二年一月に、中華人民 共和国から世界保健機関に対して、人 に伝染する能力を有することが新たに	【用語の解説】 (略) (新設)

報告されたものに限る。)であるものに限る。)のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合であって、当該技能実習生が入国前講習(四十五日以上の期間かつ二百四十時間以上の課程を有するものに限る。)を受けた場合にあっては、二十四分の一以上)」とする。

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による人の国際的な移動に関する制限が長期化していることにより、 (新設)

- ： 技能実習生が入国する時期によっては、送出国・地域において受けていた講習が入国前講習の要件を満たさなくなること
- ： 入国者に対する本邦の防疫措置により、入国後の講習開始までに一定の時間を要すること

が想定されることを踏まえ、技能実習生の保護を図るため、令和3年2月の改正において、規則第10条第2項第7号ハの適用に関し、以下の特例措置を設けています。

① 「過去6月以内」の特例について

入国前講習の要件のうち「過去6月以内」に実施することについて、機構が新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合(※)には、令和元年8月1日以降に技能実習生が受講する講習が入国前講習として認められます。

※ 技能実習計画認定申請書において、本邦入国前の講習が過去6か月以内に行われていない場合にあっては、当該講習が令和元年8月1日以降に行われていること及びその理由について新型コロナウイルス感染症によ

る入国制限によるものであることを機構が申請者に確認します。

【確認対象の書類】

- ・ 入国前講習が過去6月以内に行われていない理由を記載した書類（様式自由）

【留意事項】

- ・ ①の特例措置は、令和3年2月26日から令和3年7月31日までの間に申請された技能実習計画について適用されます。
- ・ 改正省令の施行の際にすでに申請がなされ、審査が行われている技能実習計画についても、①の適用対象となります。
- ・ ①の措置の適用を受けることにより、入国後講習を含む技能実習の効果的かつ安全な実施及び技能実習生の我が国での日常生活に支障が生じないよう、監理団体等においては、入国前講習終了後の技能実習生に我が国での生活や円滑な技能等の修得等に資する知識に触れる機会を提供するなど、必要に応じて入国前講習の効果を低減させない取組を行ってください。
- ・ 入国後講習の「本邦での生活一般に関する知識」の科目では、新型コロナウイルス感染症の感染防止策や災害時の対応について周知してください。

② 「12分の1以上」の特例について

要件を満たす入国前講習を実施する場合に「第1号技能実習の総時間数の12分の1以上」とする入国後講習の時間数については、機構が新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得な

いと認める場合(※)であって、技能実習生が本邦外において、「45日以上」の期間かつ240時間以上」の課程を有し、座学により実施される講習を受けているときは、「第1号技能実習の総時間数の24分の1」に短縮することが認められます。

※ 技能実習計画認定申請書において、入国後講習を24分の1以上に短縮する内容である場合は、入国後の待機期間中にオンラインでの入国後講習が実施できない理由を機構が申請者に確認します。

【確認対象の書類】

・ 入国前講習実施(予定)表に関する申請者等の誓約書(参考様式1-29号)

・ オンラインでの入国後講習が実施できない理由を記載した文書(様式自由)

＊ 「45日以上」の期間かつ240時間以上」の課程を有し、座学により実施される入国前講習を受けている場合

【留意事項】

・ ②の特例措置の適用を受けた場合も、入国前講習と入国後講習の時間数の合計は、現行の施行規則に規定されている総時間数と同じになります。

・ ②の特例措置は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況及び本邦の防疫措置の状況を踏まえ、当分の間の特例措置として適用されるものです。特例措置の終期については、上記の状況を踏まえて検討し、一定の周知期間を設けた上で、お知らせします。

・ 令和3年2月26日にすでに申請がなされ、審査が行われている技能実習

	<u>計画についても、②の適用対象となります。</u> ・ <u>②の措置の適用を受ける場合は、各科目の入国後講習時間の合計が第1号技能実習予定時間全体の24分の1以上となるようにしてください。</u> ・ <u>この場合において、入国後講習の「本邦での生活一般に関する知識」の科目では、新型コロナウイルス感染症の感染防止策や災害時の対応について周知してください。また、「法的保護に必要な情報」の科目では、従前どおり技能実習法令、入管法令、労働関係法令、その他法的保護に必要な情報について、少なくとも各2時間ずつ実施することを目安とし、合計で8時間実施するとともに、各科目における留意点、通訳を付す場合の取扱い及び使用する教材等も、従前どおりであることに留意してください。</u> ・ <u>②の措置の適用を受けることにより、技能実習の効果的かつ安全な実施及び技能実習生の我が国での日常生活に支障が生じないよう、監理団体等においては、単に入国前講習の時間数を増やすにとどまらず、必要に応じて教材や講習の内容等を工夫するなどして講習の質の向上に努め、技能実習開始後も技能実習生の日常生活に支障が生じていないか確認してください。</u>	
--	---	--

【通し番号】16

【改正後の運用要領における該当ページ】P80

【改正箇所】第4章 第2節 第7 (1)技能実習責任者の選任に関するもの

10 行目～24 行目

新	旧
(略) ③ 過去3年以内に技能実習責任者に対する講習（主務大臣が告示した養成講習機関が実施する講習）を修了した者 (略) ※ 技能実習責任者は、①から③の条件を満たす必要がありますが、それ以外に特段の資格等の取得が求められるものではありません。 <u>※ 養成講習を実施している機関や講習の日程は以下の HP から確認できます。それぞれの実施機関に各自で受講を申し込んでください。</u> <u>出入国在留管理庁 HP：</u> http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00144.html <u>厚生労働省 HP：</u> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158734.html ○ 技能実習責任者は、技能実習指導員、生活指導員等を監督する立場にあることから、<u>新人職員等の業務の経験が少ない者等を</u>技能実習責任者に選任することは認められません。	(略) ③ 過去3年以内に技能実習責任者に対する講習（<u>第8章の</u>主務大臣が告示した養成講習機関が実施する講習）を修了した者 (略) ※ 技能実習責任者は、①から③の条件を満たす必要がありますが、それ以外に特段の資格等の取得が求められるものではありません。 ○ 技能実習責任者は、技能実習指導員、生活指導員等を監督する立場にあることから、新人職員<u>を名ばかりの</u>技能実習責任者に選任することは認められません。

【通し番号】17

【改正後の運用要領における該当ページ】P80～83

【改正箇所】第4章 第2節 第7 (1)技能実習責任者の選任に関するもの

(2) 技能実習指導員の選任に関するもの (3) 生活指導員の選任に関するもの

P80 の～31～32 行目・P82 の1～2行目・P83 の 16～17 行目

新	旧
(1) 技能実習責任者の選任に関するもの (略) 【確認対象の書類】 (略) ・ 技能実習責任者の常勤性が確認できる書類（健康保険等の被保険者証など） <u>※ 健康保険等の被保険者証における保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングの上、提出をお願いします。</u>	(1) 技能実習責任者の選任に関するもの (略) 【確認対象の書類】 (略) ・ 技能実習責任者の常勤性が確認できる書類（健康保険等の被保険者証など）
(2) 技能実習指導員の選任に関するもの (略) 【確認対象の書類】 (略) ・ 技能実習指導員の常勤性が確認できる書類（健康保険等の被保険者証など） <u>※ 健康保険等の被保険者証における保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングの上、提出をお願いします。</u>	(2) 技能実習指導員の選任に関するもの (略) 【確認対象の書類】 (略) ・ 技能実習指導員の常勤性が確認できる書類（健康保険等の被保険者証など）
(3) 生活指導員の選任に関するもの (略) 【確認対象の書類】 (略) ・ 生活指導員の常勤性が確認できる書類（健康保険等の被保険者証など） <u>※ 健康保険等の被保険者証における保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングの上、提出をお願いします。</u>	(3) 生活指導員の選任に関するもの (略) 【確認対象の書類】 (略) ・ 生活指導員の常勤性が確認できる書類（健康保険等の被保険者証など）

【通し番号】18

【改正後の運用要領における該当ページ】P84

【改正箇所】第4章 第2節 第7 (4)入国後講習の施設確保に関するもの

10 行目～18 行目

新	旧
(4) 入国後講習の施設確保に関するもの (略) ○ <u>入国後講習の実施は、入国後講習が座学で行われることに照らして、机と椅子が整えられた学習に適した施設（実習実施者又は監理団体が施設を自己所有していることまでを求めるものではなく、例えば市や町の公民館を借りるなど、実習実施者又は監理団体が他の者から賃借するなどの方法で施設を確保することでも差し支えありません。）で行われなければならないことと</u> <u>していますが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当面の間、講師と技能実習生が、同時に双方向で意思疎通する方法（音声と映像が伴うものに限る。）によりオンラインで実施することを可能としています。なお、この</u> <u>ような方法で入国後講習を行う場合であっても、実施方法や実施した事実が客観的に確認できるよう、適切に記録を行うことが必要です。</u>	(4) 入国後講習の施設確保に関するもの (略) ○ <u>入国後講習を実施する施設は、入国後講習が座学で行われることに照らして、机と椅子が整えられた学習に適した施設で行われなければなりません。</u> <u>なお、この要件に関しては、実習実施者又は監理団体が施設を自己所有していることまでを求めるものではなく、例えば市や町の公民館を借りるなど、実習実施者又は監理団体が他の者から賃借するなどの方法で施設を確保することでも差し支えありません。</u>

【通し番号】19

【改正後の運用要領における該当ページ】P84

【改正箇所】第4章 第2節 第7（4）入国後講習の施設確保に関するもの

19 行目～20 行目

新	旧
（4）入国後講習の施設確保に関するもの （略） ○ 入国後講習を実施する施設は、入国後講習が座学で行われることに照らして、机と椅子が整えられた学習に適した施設で行われなければなりません。 なお、この要件に関しては、実習実施者又は監理団体が施設を自己所有していることまでを求めるものではなく、例えば市や町の公民館を借りるなど、実習実施者又は監理団体が他の者から賃借するなどの方法で施設を確保することでも差し支えありません。 <u>○ 入国後講習の実施期間中に技能実習生が宿泊する施設については、本節第10（2）に示す事項が確認できる適切な宿泊施設を確保してください。</u>	（4）入国後講習の施設確保に関するもの （略） ○ 入国後講習を実施する施設は、入国後講習が座学で行われることに照らして、机と椅子が整えられた学習に適した施設で行われなければなりません。 なお、この要件に関しては、実習実施者又は監理団体が施設を自己所有していることまでを求めるものではなく、例えば市や町の公民館を借りるなど、実習実施者又は監理団体が他の者から賃借するなどの方法で施設を確保することでも差し支えありません。 （新設）

【通し番号】20

【改正後の運用要領における該当ページ】P85

【改正箇所】第4章 第2節 第7 (5)労災保険関係成立等の措置に関するもの

3行目～15 行目

新	旧
(5) 労災保険関係成立等の措置に関するもの (略) ○ 実習実施者又は監理団体は、事業に関する労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出をしなければなりません。 <u>○ 労災保険の暫定任意適用事業となる場合（農林水産の事業の一部）は、暫定任意適用事業として保険関係の手続を行うか、「その他これに類する措置」として民間の任意保険に加入しなければなりません。</u> 【確認対象の書類】 ・ 申請者の誓約書（参考様式第 1-2 号） <u>* 下記【留意事項】の「○労災保険の暫定任意適用事業」に該当する場合</u> <u>（労災保険に加入する場合）</u> ・ <u>労働保険番号が付与された保険関係成立届（事業主控）の写し（年度更新における領収証書または通帳の写し等でも可）</u> <u>（民間の任意保険に加入する場合）</u> ・ <u>民間の任意保険への加入が確認できる契約書等の書類</u> <u>※ 新たに労働保険の適用事業となる場合または民間保険に加入する場合、入国後講習終了後 1 か月以内に提出をお願いします。</u> 【留意事項】 ○ 労災保険の暫定任意適用事業 ・ 労働者数 5 人未満の個人経営の農家	(5) 労災保険関係成立等の措置に関するもの (略) ○ 実習実施者又は監理団体は、事業に関する労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出をしなければなりません。 <u>○ 「その他これに類する措置」については、労災保険制度において暫定任意適用事業とされている農林水産の事業の一部を想定しているもので、この場合、労災保険の代替措置として民間の任意保険に加入しなければなりません。</u> 【確認対象の書類】 ・ 申請者の誓約書（参考様式第 1-2 号） （新設） 【留意事項】 ○ 労災保険の暫定任意適用事業 ・ 労働者数 5 人未満の個人経営の農家

であって、特定の危険又は有害な作業を主として行う事業以外のもの ・ 労働者を常時は使用することなく、かつ、年間使用延労働者数が 300 人未満の個人経営の林業 ・ 労働者数 5 人未満の個人経営の畜産、養蚕又は水産（総トン数 5 トン未満の漁船による事業等）の事業 ○ 入国後講習期間中の保険の加入 団体監理型技能実習においては、一般的に入国後講習期間中は実習実施者との雇用関係が成立していないため、入国後講習期間中の保険の加入について義務付けていません。	であって、特定の危険又は有害な作業を主として行う事業以外のもの ・ 労働者を常時は使用することなく、かつ、年間使用延労働者数が 300 人未満の個人経営の林業 ・ 労働者数 5 人未満の個人経営の畜産、養蚕又は水産（総トン数 5 トン未満の漁船による事業等）の事業 ○ 入国後講習期間中の保険の加入 団体監理型技能実習においては、一般的に入国後講習期間中は実習実施者との雇用関係が成立していないため、入国後講習期間中の保険の加入について義務付けていません。
--	--

【通し番号】21

【改正後の運用要領における該当ページ】P86～P87

【改正箇所】第4章 第2節 第7 (6)帰国旅費の負担に関するもの

P86の1行目～P87の9行目

新	旧
(6)帰国旅費の負担に関するもの 【関係省令の規定】 (技能実習を行わせる体制及び事業所の設備) 規則第12条 法第九条第六号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。 六 企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体が、<u>第十条第二項第三号トに規定する一時帰国に要する旅費(同号ト(1)に規定するものについては、第二号技能実習生が第二号技能実習を行っている間に法第八条第一項の認定の申請がされた場合に限る。第五十二条第九号において同じ。)及び技能実習の終了後の帰国に要する旅費を負担するとともに、技能実習の終了後の帰国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること。</u> ○ 企業単独型実習実施者又は監理団体は、技能実習生の帰国旅費を負担するとともに、技能実習の終了後の帰国が円滑にされるよう必要な措置を講じなければなりません。 ○ 技能等を移転するという技能実習制度の趣旨に鑑みて、技能実習生の帰国に支障を来さないようにするために、企業単独型実習	(6)帰国旅費の負担に関するもの 【関係省令の規定】 (技能実習を行わせる体制及び事業所の設備) 規則第12条 法第九条第六号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。 六 企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体が、<u>技能実習の終了後の帰国(第二号技能実習の終了後に行う第三号技能実習の開始前の一時帰国を含む。)</u>に要する旅費(第三号技能実習に係るものであって、第二号技能実習生が第二号技能実習を行っている間に申請がされた場合にあっては、第三号技能実習の開始前の本邦への渡航に要する旅費及び第三号技能実習の終了後の帰国に要する旅費)を負担するとともに、技能実習の終了後の帰国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること。 ○ 企業単独型実習実施者又は監理団体は、技能実習生の帰国旅費を負担するとともに、技能実習の終了後の帰国が円滑にされるよう必要な措置を講じなければなりません。 ○ 技能等を移転するという技能実習制度の趣旨に鑑みて、技能実習生の帰国に支障を来さないようにするために、企業単独型実習

実施者又は監理団体が帰国旅費の全額を負担し、「必要な措置」として、技能実習生が帰国するまでの間、生活面等で困ることがないよう、技能実習生が置かれた状況に応じて、その支援を行うこととしているものです。 ○ <u>上記については、帰国予定の技能実習生の在留資格が、帰国が困難である等の事情により他の在留資格に変更された場合であっても同様です。</u> ○ <u>監理団体は、「必要な措置」を講じるに当たって生じる費用及び帰国旅費については、「その他諸経費」として、監理費（実費に限る。）を実習実施者から徴収することができますが、いかなる理由でも、技能実習生に負担させることは認められません。</u> 【規則第10条第2項第3号トに規定する一時帰国に要する旅費について】 ○ <u>第2号技能実習終了後又は第3号技能実習開始後1年以内に行う一時帰国に係る本国への帰国旅費及び日本への渡航旅費については、技能実習生の一時帰国を確実なものとするため、その負担を企業単独型実習実施者又は監理団体に求めています。</u> ○ <u>ただし、第2号技能実習終了後の一時帰国における日本への渡航旅費については、第2号技能実習を行っている間に第3号技能実習に係る技能実習計画の認定申請を行った場合に限り、第3号技能実習を行わせる企業単独型実習実施者又は監理団体が</u>	実施者又は監理団体が帰国旅費の全額を負担<u>することとしているものです。</u> （新設） （新設） （新設） ○ <u>また、第3号技能実習開始時の渡航旅費について、第2号技能実習を行っている間に第3号技能実習に係る技能実習計画の認定申請を行った場合には、第3号技能実習を行わせる企業単独型実習実施者又は監理団体が負担することとなります。これは、第3号技能実習開始前の一旦帰国を確実なものとするため、一旦帰国する際の旅費の負担を企業単独型実習実施者又は監理団体に求めているものです。</u> （新設）
---	--

日本への渡航旅費を負担することとなります。

(削除)

※ これは、例えば5年前に第2号技能実習を終えて帰国した者が、改めて第3号技能実習を行いたいとする場合にまで、その渡航旅費の負担を企業単独型実習実施者又は監理団体に求めるとした場合、日本への渡航旅費の負担を特段規定していない第1号技能実習の場合と比較しても合理的とはいえないため、第2号技能実習を行っている間に第3号技能実習に係る技能実習計画の認定申請を行った場合にのみ、一旦帰国後の日本への渡航旅費について、企業単独型実習実施者又は監理団体の負担としています。

※ 第2号技能実習と第3号技能実習の実習実施者が異なる場合、第2号技能実習終了後の一時帰国時の帰国旅費については第2号技能実習を行わせた企業単独型実習実施者又は監理団体が、第3号技能実習開始前の日本への渡航旅費については第3号技能実習を行わせる企業単独型実習実施者又は監理団体が、それぞれ負担することとなります。

※ 第2号技能実習と第3号技能実習の実習実施者が異なる場合、第2号技能実習終了後の一旦帰国時の帰国旅費については第2号技能実習を行わせた企業単独型実習実施者又は監理団体が、第3号技能実習開始前の日本への渡航旅費については第3号技能実習を行わせる企業単独型実習実施者又は監理団体が、それぞれ負担することとなります。

※ ただし、例えば5年前に第2号技能実習を終えて帰国した者が、改めて第3号技能実習を行いたいとする場合にまで、その渡航旅費の負担を企業単独型実習実施者又は監理団体に求めるとした場合、日本への渡航旅費の負担を特段規定していない第1号技能実習の場合と比較しても合理的とはいえないため、第2号技能実習を行っている間に第3号技能実習に係る技能実習計画の認定申請を行った場合にのみ、一旦帰国後の日本への渡航旅費について、企業単独型実習実施者又は監理団体の負担としています。

(新設)

【通し番号】22

【改正後の運用要領における該当ページ】P94

【改正箇所】第4章 第2節 第9 監理団体による実習監理に関するもの

P94 の 24 行目～29 行目

新	旧
第9 監理団体による実習監理に関するもの (略) ○ 団体監理型技能実習の場合、実習実施者は、技能実習計画の作成について指導を受けた監理団体による実習監理を受けなければなりません。 <u>○ また、監理団体は監理責任者を選任しなければなりません。監理責任者は、実習実施者の役職員若しくは過去5年以内に役職員であった場合や、これらの者の配偶者若しくは二親等以内の親族である場合は、当該実習実施者の実習監理を行うことはできず、他の監理責任者を新たに選任し、実習監理を行わせる必要があります（規則第53条、第5章第17節「監理責任者の設置等」参照）。技能実習計画には上記を満たす監理責任者を記載する必要があります。</u> ○ 実習認定を受けて技能実習を開始した後に、監理団体が許可の取消しを受けるなどの事情により、実習監理を受ける監理団体に変更が生じ得る場合は、(略)	第9 監理団体による実習監理に関するもの (略) ○ 団体監理型技能実習の場合、実習実施者は、技能実習計画の作成について指導を受けた監理団体による実習監理を受けなければなりません。 (新設) ○ 実習認定を受けて技能実習を開始した後に、監理団体が許可の取消しを受けるなどの事情により、実習監理を受ける監理団体に変更が生じ得る場合は、(略)

【通し番号】23

【改正後の運用要領における該当ページ】P96

【改正箇所】第4章 第2節 第10 3行目～10 行目

新	旧
第10 技能実習生の待遇に関するもの (1) 技能実習生に対する報酬の額に関するもの 【関係の法律の規定】 (略) ○ 技能実習生に対する報酬の額については、技能実習生であるという理由で不当に低くなるということがあってはなりません。同程度の技能等を有する日本人労働者がいる場合には、技能実習生の任される職務内容や技能実習生の職務に対する責任の程度が当該日本人労働者と同等であることを説明した上で、当該日本人労働者に対する報酬の額と同等以上であることを説明する必要があります。 ※ <u>短期間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)の規定により、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けて、同一企業内の正規雇用労働者と有期雇用労働者との間で、不合理な待遇差を設けることや職務内容等が同じ場合に差別的取扱いを行うことは禁止されています(令和3年4月から中小企業にも当該規定が適用されます。)</u>。有期雇用労働者である技能実習生も対象となることに注意してください。 (「同一労働同一賃金」の詳細はこちら https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsui	第10 技能実習生の待遇に関するもの (1) 技能実習生に対する報酬の額に関するもの 【関係の法律の規定】 (略) ○ 技能実習生に対する報酬の額については、技能実習生であるという理由で不当に低くなるということがあってはなりません。同程度の技能等を有する日本人労働者がいる場合には、技能実習生の任される職務内容や技能実習生の職務に対する責任の程度が当該日本人労働者と同等であることを説明した上で、当該日本人労働者に対する報酬の額と同等以上であることを説明する必要があります。 ※ <u>令和2年4月から、有期雇用労働者について、同一企業内における正規雇用労働者と、職務内容や職務内容・配置の変更範囲が同一である場合の均等待遇確保が義務化されるなどの雇用形態に関わらない公正な待遇の確保が必要となります(中小企業は令和3年4月から)</u>。有期雇用労働者である技能実習生も対象となることに注意してください。 (「同一労働同一賃金」の詳細はこちら https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsui

<te/bunya/0000144972.html>)

<te/bunya/0000144972.html>)

【通し番号】24

【改正後の運用要領該当ページ】P96

【改正箇所】第4章第2節

22 行目～31 行目

新	旧
第10 技能実習生の待遇に関するもの (1)技能実習生に対する報酬の額に関するもの 【関係の法律の規定】 (略) ○また、技能検定等の受検料や監理団体に支払う監理費等の費用がかかるからといって、技能実習生の報酬の額を低くすることは許されません。 技能実習制度では時間外労働を原則としては想定していません(P51 参照)が、やむを得ない業務上等の事情等により時間外労働等を行わせる場合、適正に割増賃金が支払われなければならないとあります。 <u>○技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書(参考様式1－14号)を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。</u> <u>○あわせて、雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務の内容や修得等しようとする技能等の内容を説明するこ</u>	第10 技能実習生の待遇に関するもの (1)技能実習生に対する報酬の額に関するもの 【関係の法律の規定】 (略) ○なお、技能検定等の受検料や監理団体に支払う監理費等の費用がかかるからといって、技能実習生の報酬の額を低くすることは許されません。 (新設)

とが望まれます。

【通し番号】25

【改正後の運用要領における該当ページ】P97～98

【改正箇所】第4章 第2節 第10 (2)宿泊施設の確保に関する

P97の22行目～P98の32行目

新	旧
(2) 宿泊施設の確保に関するもの (略) ○ 実習実施者又は監理団体は、技能実習生のための適切な宿泊施設を確保しなければなりません。<u>基本方針(第3章第7節)において、実習実施者は、技能実習生が健康で快適な実習生活を送れるようにするため、快適な住環境を確保するとされており、これを踏まえ、適切な宿泊施設を確保してください。新型コロナウイルス感染症の感染を防止するため、宿泊施設においても3つの密(換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発生をする密接場面)を避けることができるよう、必要な対応を行ってください。</u>また、下記の事項が確認できることが必要です。 ①～⑥ (略) ⑦ 他に利用し得るトイレ、洗面所、洗濯場、浴場<u>(脱衣室を含む。)</u>のない場合には、当該施設を設けることとし、施設内を清潔にする措置を講じていること	(2) 宿泊施設の確保に関するもの (略) ○ 実習実施者又は監理団体は、技能実習生のための適切な宿泊施設を確保しなければなりません。また、<u>適切な宿泊施設として</u>、下記の事項が確認できることが必要です。 ①～⑥ (略) ⑦ 他に利用し得るトイレ、洗面所、洗濯場、浴場のない場合には、当該施設を設けることとし、施設内を清潔にする措置を講じていること

<u>(各施設は一般的な機能を有する設備を設け、浴場は保温性を維持し、必要に応じ、プライバシーが守られるよう十分に配慮していること)</u> ⑧ 宿泊施設が労働基準法第10章に規定する「事業の附属寄宿舍」に該当する場合は、同章で定められた寄宿舍規則の届出等を行っており、又は速やかに行うこととしていること <u>⑨ 宿泊施設内の共用部分については、必要に応じ、消毒するなどの衛生管理を行い、感染症の発生及びまん延防止のための措置を講じていること</u> <u>○ 上記の確認事項は、入国後講習の実施期間中に技能実習生が宿泊する施設についても同様です。</u> ○ なお、監理団体等が確保した宿泊施設とは別の物件を技能実習生が宿泊施設として希望した場合(例えば近隣の賃貸物件を希望した場合)には、技能実習生の自己負担により、上記の基準を満たす宿泊施設に宿泊施設を変更することは差し支えありませんが、その場合には技能実習計画の変更の届出が必要となります。	⑧ 宿泊施設が労働基準法第10章に規定する「事業の附属寄宿舍」に該当する場合は、同章で定められた寄宿舍規則の届出等を行っており、又は速やかに行うこととしていること (新設) (新設) ○ なお、監理団体等が確保した宿泊施設とは別の物件を技能実習生が宿泊施設として希望した場合(例えば近隣の賃貸物件を希望した場合)には、技能実習生の自己負担により、上記の基準を満たす宿泊施設に宿泊施設を変更することは差し支えありませんが、その場合には技能実習計画の変更の届出が必要となります。
--	---

【通し番号】26

【改正後の運用要領における該当ページ】P98

【改正箇所】第4章 第2節 第10（2）

7行目～17行目

新	旧
④ 寝室については、床の間・押入を除き、1人当たり4.5m²以上を確保することとし、個人別の私有物収納設備、室面積の7分の1以上の有効採光面積を有する窓及び採暖の設備を設ける措置を講じていること <u>※「私有物収納設備」については、プライバシーの確保や盗難防止の観点から、身の回りの品を収納できる一定の容量があり、かつ、施錠可能で持出不可なものであることが必要です（個人別に施錠可能な部屋である場合を除く。）。</u> <u>「施錠可能」について、収納設備に施錠機能がない場合には、南京錠やチェーンロックなどにより施錠機能を施して下さい。</u> <u>また、「持出不可」について、収納設備が建物に備え付けられていない場合、防犯ワイヤー等で建物に固定して下さい。</u> <u>単に押し入れの中を実習生ごとに分けしたり、個人ごとの収納ボックスを付与したのみでは、私有物収納設備とは認められません。</u> <u>なお、鍵については、当該私有物収納設備等を使用する技能実習生自身に管理させなければなりません。</u>	④ 寝室については、床の間・押入を除き、1人当たり4.5m²以上を確保することとし、個人別の私有物収納設備、室面積の7分の1以上の有効採光面積を有する窓及び採暖の設備を設ける措置を講じていること （新設）

【通し番号】27

【改正後の運用要領における該当ページ】P103

【改正箇所】第4章第2節第 10(5)

10 行目～13 行目

新	旧
○ 居住費については、自己所有物件の場合、借上物件の場合に応じて、以下のとおりでなければなりません。 ・ 自己所有物件の場合 実際に建設・改築等に要した費用、物件の耐用年数、入居する技能実習生の人数等を勘案して算出した合理的な額 ・ 借上物件の場合 借上げに要する費用(管理費・共益費を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料等は含まない。)を入居する技能実習生の人数で除した額以内の額 <u>なお、借上物件であっても、監理団体・実習実施者の役員、専従者、同居の親族の所有物件である場合などで、実質的に貸主が監理団体・実習実施者と同一視できる場合には、借上物件として評価すべき事情について詳細な説明をいただくことがあります。</u>	○ 居住費については、自己所有物件の場合、借上物件の場合に応じて、以下のとおりでなければなりません。 ・ 自己所有物件の場合 実際に建設・改築等に要した費用、物件の耐用年数、入居する技能実習生の人数等を勘案して算出した合理的な額 ・ 借上物件の場合 借上げに要する費用(管理費・共益費を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料等は含まない。)を入居する技能実習生の人数で除した額以内の額 (新設)

【通し番号】28

【改正後の運用要領における該当ページ】P106～P116

【改正箇所】第4章 第2節 第3 (3)技能実習生の基準に関するもの

P106 の 18 行目～P116 の 17 行目

新	旧
第2節 技能実習計画の認定基準(技能実習法第9条)	第2節 技能実習計画の認定基準(技能実習法第9条)
第11 優良な実習実施者に関するもの	第11 優良な実習実施者に関するもの
【関係規定】 (略)	【関係規定】 (略)
○ 優良な実習実施者の基準については、規則第15条において、同条第1号から第6号までに掲げる事項を総合的に評価して、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすと認められるものであることとされています。 ○ その運用に当たっては、下記の表で6割以上の点数(<u>旧配点:120点満点で72点以上、新配点:150点満点で90点以上</u>)を獲得した場合に、「優良」とであると判断することとされています。 <u>※「技能実習制度 運用要領」(令和2年4月改訂版)における配点(旧配点)では、120点満点で72点以上を獲得した場合に「優良」とであると判断することとされていましたが、令和2年11月の一部項目の追加及び配点の改正により、150点満点で90点以上を獲得した場合に「優良」とであると判断することとされました。なお、令和2年11月から令和3年10月までの間は、旧配点と新配点のいずれかを選択することが可能です。</u>	○ 優良な実習実施者の基準については、規則第15条において、同条第1号から第6号までに掲げる事項を総合的に評価して、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすと認められるものであることとされています。 ○ その運用に当たっては、下記の表で6割以上の点数(<u>120点満点で72点以上</u>)を獲得した場合に、「優良」とであると判断することとされています。
加点表	加点表

①技能等の修得等に係る実績 Ⅱ 過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 <計算方法> 分母:新制度の技能実習生の2号・3号修了者数 ーうちやむを得ない不受検者数 ＋旧制度の技能実習生の受検者数 分子:(3級合格者数+2級合格者数×1.5)×1.2 ＊ 旧制度の技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。 ＊ <u>上記の計算式の分母の算入対象となる技能実習生がいない場合は、過去3技能実習事業年度には2号未修了であった者の申請日時点の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績に応じて、右欄のとおり加点する。</u> ・80%以上:40点 ・70%以上 80%未満:30点 ・60%以上 70%未満:20点 ・50%以上 60%未満:0点 ・50%未満:ー40点 ＊ <u>左欄に該当する場合</u> ・<u>合格者3人以上:20点</u> ・<u>合格者2人:10点</u> ・<u>合格者1人:5点</u> ・<u>合格者0人:0点</u> (削除) (削除)	①技能等の修得等に係る実績 Ⅱ 過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 <計算方法> 分母:新制度の技能実習生の2号・3号修了者数 ーうちやむを得ない不受検者数 ＋旧制度の技能実習生の受検者数 分子:(3級合格者数+2級合格者数×1.5)×1.2 ＊ 旧制度の技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。 ＊ <u>施行後3年間については、Ⅱに代えて、Ⅱー2(1)及び(2)で評価することも可能とする。</u> ・80%以上:40点 ・70%以上 80%未満:30点 ・60%以上 70%未満:20点 ・50%以上 60%未満:0点 ・50%未満:ー40点 (新設) <u>Ⅱー2(1) 直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績</u> ・<u>合格者3人以上:35点</u> ・<u>合格者2人:25点</u> ・<u>合格者1人:15点</u> ・<u>合格者なし:ー35点</u> <u>Ⅱー2(2) 直近過去3年間の2級程度の技能</u>
--	---

⑤相談・支援体制 <u>【最大 45 点(新配点)】又は【最大 15 点(旧配点)】</u> Ⅲ 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと <u>(旧配点)</u> ・有 : 5点 <u>(新配点)</u> ・基本人数枠以上の受入れ : 25点 ・基本人数枠未満の受入れ : 15点 <u>Ⅳ 技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに監理団体を通じて受入れ可能人数の登録を行っていること</u> <u>(新配点)</u> ・有 : 10点 <u>※ 新配点のみに設けられた加点項目です。</u> (1) 技能等の修得等に係る実績に関するもの ○ 「<u>過去3技能実習事業年度</u>の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)」については、以下のとおり計算します。 ① 次の分子分母によります。	<u>検定等の実技試験の合格実績</u> <u>・合格者 2 人以上:5 点</u> <u>・合格者 1 人:3 点</u> ⑤相談・支援体制 <u>【最大 15 点】</u> Ⅲ 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと<u>(旧制度下における受入れを含む。)</u> ・有 : 5点 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (1) 技能等の修得等に係る実績に関するもの ○ 「<u>過去3年間</u>の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)」については、以下のとおり計算します。 ① 次の分子分母によります。
--	---

・ 分子 : 合格者数 ・ 分母 : 第1号技能実習修了者数(旧制度を含む)ーやむを得ない不受検者数 ② <u>過去3技能実習事業年度</u>に申請年度は含まず、申請年度より前の3事業年度を指します(例:令和2年4月に申請する場合 令和元年度、平成 30 年度、平成 29 年度)。 (中略) ○ 「<u>過去3技能実習事業年度</u>の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率」については、以下のとおり計算します。 ① 次の分子分母によります。 ・ 分子 : (3級合格者数+2級合格者数×1.5) ×1.2 ・ 分母 : 第2号技能実習修了者数 + 第3号技能実習修了者数 ー やむを得ない不受検者数 + 旧制度の技能実習を修了した技能実習生のうちの受検者数 ② 直近3技能実習事業年度の実績の総計でみるため、合格実績がない技能実習事業年度があっても差し支えありません。 (中略) ○ 「<u>過去3技能実習事業年度</u>の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率」については、<u>計算式の分母の算入対象となる技能実習生がいない場合は、過去3技能実習事業年度には2号未修了であった者の申請日時点の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績に応じて、加点することとしています。この場合、以下のよう</u>	・ 分子 : 合格者数 ・ 分母 : 第1号技能実習修了者数(旧制度を含む)ーやむを得ない不受検者数 ② <u>過去3年間の合格率は、直近3技能実習事業年度における合格率を指します。ここでいう直近3技能実習年度</u>に申請年度は含まず、申請年度より前の3事業年度を指します(例:令和2年4月に申請する場合 令和元年度、平成 30 年度、平成 29 年度)。 (中略) ○ 「<u>過去3年間</u>の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率」については、以下のとおり計算します。 ① 次の分子分母によります。 ・ 分子 : (3級合格者数+2級合格者数×1.5) ×1.2 ・ 分母 : 第2号技能実習修了者数 + 第3号技能実習修了者数 ー やむを得ない不受検者数 + 旧制度の技能実習を修了した技能実習生のうちの受検者数 ② <u>過去3年間の合格率は、直近3技能実習事業年度における合格率を指します。直近3技能実習事業年度の実績の総計でみるため、合格実績がない技能実習事業年度があっても差し支えありません。</u> (中略) ○ 「<u>過去3年間</u>の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率」については、<u>施行日(平成29年11月1日)以後3年間は、経過措置として、「直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績」等(Ⅱー2(1)及び(2))で評価をすることも可能としています。以下について留意することが必要です。</u>
---	--

<u>な者が合格実績の対象となることを想定しています。</u> ① <u>過去3技能実習事業年度中に3級程度の技能検定等の実技試験を受検し、合否が判明したが、当該技能実習事業年度中に第2号技能実習を修了しなかった者</u> ② <u>過去3技能実習事業年度中に3級程度の技能検定等の実技試験を受検し、申請年度に合否が判明した者</u> ③ <u>申請年度に3級程度の技能検定等の実技試験を受検し、合否が判明した者</u> (2)～(4) (略) (5) 相談・支援体制に関するもの (中略) ○「直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと」については、他の実習実施者の事業上・経営上の都合等やむを得ない事情により技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習の機会を与えるため、技能実習計画の認定を受けて技能実習を行わせることは技能実習生の保護にも資することから、これを推奨するものです。受け入れた技能実習生が1名いれば、この要件に適合します。「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間を指します。 ただし、法人である実習実施者を分割した場合において、分社により事業を承継した実習実施者が、分社前の実習実施者に在籍していた技能実習生を受け入れることでは認められません。 <u>また、旧配点において該当有の場合は5点</u>	① <u>直近過去3年間の合格実績とは、申請時を起点として遡った3年間における合格実績を指します。直近3技能実習事業年度の合格実績ではありません。</u> ② <u>2級、3級のいずれの合格実績も、技能実習生(旧制度の技能実習生を含む。)が受検して合格したものでなければなりません。</u> (2)～(4) (略) (5) 相談・支援体制に関するもの (中略) ○「直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと(<u>旧制度下における受入れを含む。</u>)」については、他の実習実施者の事業上・経営上の都合等やむを得ない事情により技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習の機会を与えるため、技能実習計画の認定を受けて技能実習を行わせることは技能実習生の保護にも資することから、これを推奨するものです。受け入れた技能実習生が1名<u>でも</u>いれば、この要件に適合します。「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間を指します。 ただし、法人である実習実施者を分割した場合において、分社により事業を承継した実習実施者が、分社前の実習実施者に在籍していた技能実習生を受け入れることでは認められません。
--	--

としていましたが、新配点においては、受入れ人数が基本人数枠以上の場合は 25 点、基本人数枠未満の場合は 15 点の配点となります。ただし、令和2年11月から令和3年10月までの間は、旧配点と新配点のいずれかを選択することが可能です。

○ 「技能実習の継続が困難となった技能実」 (新設)

習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに監理団体を通じて受入れ可能人数の登録を行っていること」について、他の実習実施者の事業上・経営上の都合等やむを得ない事情により技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習の機会を与えるため、実習先変更支援サイトを通じて受入れに協力することを推奨するものです。

【確認対象の書類】

- ・ 優良要件適合申告書(参考様式第 1-24 号)
- ・ 各技能実習生の氏名、国籍・地域、性別、生年月日、受入れ年月日及び実習先変更時の技能実習計画番号をまとめた一覧表(様式自由)
 - * 実習先変更により複数の技能実習生を受け入れた場合
- ・ 実習先変更支援サイトの登録画面の写し

(6) (略)

【確認対象の書類】

- ・ 優良要件適合申告書(参考様式第 1-24 号)

(6) (略)

【通し番号】29

【改正後の運用要領における該当ページ】P113

【改正箇所】第4章 第2節 第11 (3) 技能実習の待遇に関するもの

19 行目～23 行目

改正	現行
(3) 技能実習生の待遇に関するもの (略) ○ 「技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率」については、～(略) ① (略) ② 対象の技能実習生の前段階の技能実習開始時点の報酬と、次段階の技能実習開始時点の報酬とを比較し、昇給率を算出します。 <u>具体的には、第2号移行時は、第1号技能実習の開始時の「基本給」(給与の総支給額から超過労働給与額(時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等)、通勤手当額、精皆勤手当額及び家族手当額を除いた額)と、第2号の「基本給」を比較します。第3号移行時は、同様に第2号技能実習の開始時の「基本給」と第3号の「基本給」を比較します。</u> ③ (略)	(3) 技能実習生の待遇に関するもの (略) ○ 「技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率」については、～(略) ① (略) ② 対象の技能実習生の前段階の技能実習開始時点の報酬と、次段階の技能実習開始時点の報酬とを比較し、昇給率を算出します。 (新設) ③ (略)

【通し番号】30

【改正後の運用要領における該当ページ】P113

【改正箇所】第4章 第2節 第11 (4)法令違反・問題の発生状況に関するもの

32 行目～33 行目

改正	現行
○ 「直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）」については、改善命令を受けたことのある者には、法令違反の実績があることから大幅な減点を行うものです。以下について留意することが必要です。 <u>※ 「改善命令」は技能実習法第15条第1項の規定に基づき出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が行う改善命令のことです。</u> ① （略） ② 旧制度の改善命令相当の行政指導とは、以下のものを指します。 ・ 地方入国管理局からいわゆる「不正行為の通知」を受け、技能実習生の受入れを一定期間認めない旨の指導を受けていたもの（この起算点は、不正行為を行った時点ではなく、「不正行為の通知」を受け取った日です。） ・ 上記のほか、旧制度の実習実施機関としての活動に関し、地方入国管理局から個別に「旧制度の改善命令相当の行政指導」に当たる旨の通知を受けたもの（この起算点は、当該通知内に記載されます。）	○ 「直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）」については、改善命令を受けたことのある者には、法令違反の実績があることから大幅な減点を行うものです。以下について留意することが必要です。 （新設） ① （略） ② 旧制度の改善命令相当の行政指導とは、以下のものを指します。 ・ 地方入国管理局からいわゆる「不正行為の通知」を受け、技能実習生の受入れを一定期間認めない旨の指導を受けていたもの（この起算点は、不正行為を行った時点ではなく、「不正行為の通知」を受け取った日です。） ・ 上記のほか、旧制度の実習実施機関としての活動に関し、地方入国管理局から個別に「旧制度の改善命令相当の行政指導」に当たる旨の通知を受けたもの（この起算点は、当該通知内に記載されます。）

【通し番号】31

【改正後の運用要領における該当ページ】P121

【改正箇所】第4章 第2節 第12 (1)原則的な形態に関するもの

19 行目～25 行目

改正	現行
○常勤の職員の「総数」について 実習実施者の常勤の職員の総数については、本社、支社、事業所を含めた企業全体（法人全体）の常勤の職員数を基に算出し、事業所ごとには算出しません。実習実施者が親会社、子会社等の複数の法人で構成される場合、<u>「申請者の常勤の職員の総数」を算出する際は当該法人全ての常勤の職員の総数を合算し、「技能実習生の数」を算出する際は当該法人全てに受け入れられている技能実習生の人数を合算して算出することになります（「『常勤』の職員について」のとおり、技能実習生は常勤の職員に該当しません）。また、複数の法人が共同で技能実習を行う場合の取扱いは後述の「○複数の法人が共同で技能実習を行う場合の取扱い」のとおり、共同で技能実習を行う法人の常勤職員を合算した上で、その常勤職員数に応じた技能実習生の人数枠を算出することになります。</u>	○常勤の職員の「総数」について 実習実施者の常勤の職員の総数については、本社、支社、事業所を含めた企業全体（法人全体）の常勤の職員数を基に算出し、事業所ごとには算出しません。実習実施者が親会社、子会社等の複数の法人で構成される場合<u>は</u>、当該法人全ての常勤の職員の総数、当該法人全てに受け入れられている技能実習生の人数を<u>それぞれ合算</u>して算出することになります。

【通し番号】32

【改正後の運用要領における該当ページ】P134

【改正箇所】第4章 第3節 第2

1行目～3行目

新	旧
第2 技能実習法による処分等を受けたこと等による欠格事由 ○「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者」(法第10条第9号)については、以下に規定するもののほか、個別具体的な事案の重大性に応じて該当性が判断されることとなります。 ① 出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為 (中略) ② 労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者 (中略) <u>③ 技能実習法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者</u> <u>ア 技能実習生の旅券や在留カードを保管するなどの禁止行為を行う等、技能実習法令違反の態様が重大悪質と認められる者</u>	第2 技能実習法による処分等を受けたこと等による欠格事由 ○「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者」(法第10条第9号)については、以下に規定するもののほか、個別具体的な事案の重大性に応じて該当性が判断されることとなります。 ① 出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為 (中略) ② 労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者 (中略) (新設)

【通し番号】33

【改正後の運用要領における該当ページ】P158

【改正箇所】第4章 第4節 技能実習計画の変更(技能実習法第11条)

35 行目～36 行目

改正	現行
【月ごとの時間数の変更】 (略) ※ 1年単位の変形労働時間制を導入している場合は、月 42 時間 <u>を超えて</u> 延長する場合に届出が必要です。	【月ごとの時間数の変更】 (略) ※ 1年単位の変形労働時間制を導入している場合は、月 42 時間 <u>以上</u> 延長する場合に届出が必要です。

【通し番号】34

【改正後の運用要領における該当ページ】P159

【改正箇所】第4章 第4節 技能実習計画の変更(技能実習法第11条)

21 行目～25行目

新	旧
表 技能実習計画の変更認定と届出の区分 (略) 【業務ごとの時間数の変更】 ・必須業務、関連業務及び周辺業務として記載している具体的な業務ごとにみて、合計時間数を予定の 50%以上に相当する時間数を変更する場合には変更認定が必要。 ・必須業務、関連業務及び周辺業務として記載している具体的な業務ごとにみて、合計時間数を予定の 25%以上 50%未満に相当する時間数を変更する場合には届出が必要。 <u>・なお、法第9条第2号(規則第 10 条第2項第2号)の従事させる業務の基準は遵守する必要があること。</u>	表 技能実習計画の変更認定と届出の区分 (略) 【業務ごとの時間数の変更】 ・必須業務・関連業務及び周辺業務として記載している具体的な業務ごとにみて、合計時間数を予定の 50%以上に相当する時間数を変更する場合には変更認定が必要。 ・必須業務・関連業務及び周辺業務として記載している具体的な業務ごとにみて、合計時間数を予定の 25%以上 50%未満に相当する時間数を変更する場合には届出が必要。 (新設)

【通し番号】35

【改正後の運用要領における該当ページ】P167

【改正箇所】第4章 第10節 技能実習実施困難時の届出等(技能実習法第19条)

23 行目

改正	現行
(技能実習を行わせることが困難となった場合の届出等) 規則第21条 法第十九条第一項の届出は、別記様式第九号によるものとする。 2 法第十九条第一項及び第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 届出者の実習実施者届出受理番号、氏名又は名称及び住所 (略) 六 技能実習の継続のための措置 <u>○ 実習実施者や監理団体は技能実習を適正に実施しなければなりません。</u> ○ 企業単独型実習実施者は、事業上・経営上の都合、技能実習生の病気や怪我(労災を含む。)の事情等で技能実習を行わせることが困難となった場合には、機構の地方事務所・支所の認定課に遅滞なく技能実習実施困難時届出書(省令様式第9号)を提出しなければなりません。	(技能実習を行わせることが困難となった場合の届出等) 規則第21条 法第十九条第一項の届出は、別記様式第九号によるものとする。 2 法第十九条第一項及び第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 届出者の実習実施者届出受理番号、氏名又は名称及び住所 (略) 六 技能実習の継続のための措置 (新設) ○ 企業単独型実習実施者は、事業上・経営上の都合、技能実習生の病気や怪我(労災を含む。)の事情等で技能実習を行わせることが困難となった場合には、機構の地方事務所・支所の認定課に遅滞なく技能実習実施困難時届出書(省令様式第9号)を提出しなければなりません。

【通し番号】36

【改正後の運用要領における該当ページ】P168～169

【改正箇所】第4章 第10節 技能実習実施困難時の届出等(技能実習法第19条)

P168の32行目～P169の2行目

改正	現行
○ 受け入れている技能実習生が技能実習を継続したいとの希望を持っているかを確認することが必要となります。継続の希望を持っている場合には、他の実習実施者や監理団体等との連絡調整等の必要な措置を講じなければなりません(法第51条)。また、次の実習先が確保されるまでの間の技能実習生の待遇がどのようなになっているのかなど、 <u>技能実習生の現状(入国状況、住宅の確保、休業手当や雇用保険の受給状況を含む生活費等の確保)や技能実習の継続のための措置(転籍等の連絡調整等の状況、帰国する場合は帰国理由や予定時期等)を含めて届け出る必要があります。</u>	○ 受け入れている技能実習生が技能実習を継続したいとの希望を持っているかを確認することが必要となります。継続の希望を持っている場合には、他の実習実施者や監理団体等との連絡調整等の必要な措置を講じなければなりません(法第51条)。また、次の実習先が確保されるまでの間の技能実習生の待遇がどのようなになっているのかなど、 <u>技能実習生の現状を含めて届け出る必要があります。</u>

【通し番号】37

【改正後の運用要領における該当ページ】P171

【改正箇所】第4章第 11 節

4行目～6行目

新	旧
○ それぞれの帳簿書類に記載すべき最低限の事項は次のとおりです。 (略) ③ 技能実習生に従事させた業務及び技能実習生に対する指導の内容を記録した日誌(参考様式第4-2号) <u>・従事させた業務の記録に当たっては、実習実施予定表(省令様式第1号の4面から6面)の項目の番号を引用する方法により必須業務・関連業務・周辺業務それぞれの実施状況を具体的に記録することが求められます。</u>	○ それぞれの帳簿書類に記載すべき最低限の事項は次のとおりです。 (略) ③ 技能実習生に従事させた業務及び技能実習生に対する指導の内容を記録した日誌(参考様式第4-2号) (新設)

【通し番号】38

【改正後の運用要領における該当ページ】P172

【改正箇所】第4章 第12節 実施状況報告(技能実習法第21条)

20行目～24行目

改正	現行
第12節実施状況報告(技能実習法第21条) 【関係規定】 (略) <u>○ 昇給率の算出について、第2号移行時は、第1号技能実習の開始時の「基本給」(給与の総支給額から超過労働給与額(時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等)、通勤手当額、精皆勤手当額、家族手当額を除いた額)と、第2号の「基本給」を比較した昇給率を比較します。</u> <u>第3号移行時は、同様に第2号技能実習開始時の「基本給」と第3号の「基本給」を比較します。</u>	第12節実施状況報告(技能実習法第21条) 【関係規定】 (略) (新設)

【通し番号】39

【改正後の運用要領における該当ページ】P172

【改正箇所】第4章 第12節 実施状況報告(技能実習法第21条)

25 行目～27 行目

改正	現行
(削除)	<u>○ また、第3号技能実習を行わせている実習実施者又は規則第16条第2項（拡大人数枠）の規定の適用を受けている実習実施者については、規則第15条の基準を満たすことを明らかにする書類を添付する必要があります。</u>

【通し番号】40

【改正後の運用要領における該当ページ】P176

【改正箇所】第5章 監理団体の許可等

1行目

新	旧
第 5 章 監理団体 <u>の許可等</u>	第 5 章 監理団体 <u>の許可</u>

【通し番号】41

【改正後の運用要領における該当ページ】P176～P179

【改正箇所】第5章 柱書

P176 の2行目～P179 の6行目

新	旧
<u>監理団体は、その責務として、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、実習監理の責任を適切に果たす(法第5条)こととされています。監理団体は法律に則り、実習実施者と技能実習生との間の雇用関係の成立のあっせんや実習実施者に対する指導、技能実習生の相談対応などを行わなければなりません。</u> 【許可の手続】 ○ 技能実習制度において、監理事業を行おうとする者は、あらかじめ、主務大臣から監理団体の許可を受ける必要があります(法第23条)。<u>監理団体は、監理事業を自ら行わなければならない、許可を受けた名義を他人に貸して監理事業を行わせてはなりません(法第38条)(監理事業において業務を委託できる範囲については、第5章第15節参照)。</u> 許可申請は、法第25条の許可基準を満たすことを証明する添付資料等を添えて、機構の本部事務所の審査課に申請しなければなりません(法第24条)。 なお、監理団体の許可には、事業区分として、 ・ 一般監理事業(第1号、第2号及び第3号の技能実習の実習監理が可能) ・ 特定監理事業(第1号及び第2号のみの技能実習の実習監理が可能) の2区分があり、一般監理事業の許可を受けるためには、高い水準を満たした優良な監理団体でなければなりません(法第25条第	(新設) ○ 技能実習制度において、監理事業を行おうとする者は、あらかじめ、主務大臣から監理団体の許可を受ける必要があります(法第23条)。 <u>この</u>許可申請は、法第25条の許可基準を満たすことを証明する添付資料等を添えて、機構の本部事務所の審査課に申請しなければなりません(法第24条)。 なお、監理団体の許可には、事業区分として、 ・ 一般監理事業(第1号、第2号及び第3号の技能実習の実習監理が可能) ・ 特定監理事業(第1号及び第2号のみの技能実習の実習監理が可能) の2区分があり、一般監理事業の許可を受けるためには、高い水準を満たした優良な監理団体でなければなりません(法第25条第

1項第7号)。	1項第7号)。
(中略)	(中略)
(削除)	<u>○ 監理団体は、職業安定法上の許可等を受けなくとも技能実習に限って職業紹介事業を行うことができる等、職業安定法の特例等が措置されています(法第27条)。</u>
(削除)	<u>○ 監理団体は、監理事業に通常必要となる経費等を勘案した適正な種類及び額の監理費を実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収することができます。また、この監理費を除き、実習実施者、技能実習生等の関係者から、手数料又は報酬を受けることはできません(法第28条)。</u>
○ 監理団体の許可をした <u>とき</u> に、許可証が交付されますが、監理団体は監理事業を行う事業所ごとに許可証を備え付け、関係者から請求があった場合には許可証を提示しなければなりません(法第29条)。	○ <u>主務大臣は、監理団体の許可をした時</u> に、 <u>監理事業を行う事業所の数に応じた許可証を交付します(法第29条)。</u>
(削除)	<u>○ 監理団体の許可には条件が付されることがあります(法第30条)。</u>
(中略)	(中略)
(削除)	<u>○ 実習監理を行う実習実施者が技能実習を行わせることが困難となったと認めるときは実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に対し、監理事業を廃止・休止しようとするときは機構の本部事務所の審査課に対し、それぞれ届出を行わなければなりません(法第33条及び第34条)。</u>
(削除)	<u>○ 技能実習の適正な実施及び技能実習生</u>

<u>○ 監理団体は、監理団体の許可を受ければ、技能実習に限って職業紹介事業を行うことができます。職業安定法で職業紹介事業者に求められる労働条件等の明示など、適正な職業紹介のための取組は、監理団体に対しても同様に求められます（法第27条）。</u>	（新設）
<u>○ 具体的には、監理団体は、労働条件等の明示のほか、取扱職種の範囲等の届出、取扱職種の範囲等の明示、職業紹介事業者の責務等に関して適切に対応する必要があります（第5章第4節参照）。</u>	（新設）
<u>○ 監理団体は実習実施者に対し、認定計画に従った実習監理を行い、監理団体の業務の実施に関する基準に従って業務を実施しなければなりません（法第39条、規則第52条）。</u> <u>特に、実習実施者に対する監査は、実習実施者が認定された技能実習計画に従って適切に技能実習を行わせていること、出入国・労働関係法令に違反していないことなどについて監査を行うものであり、監理団体の行う業務の要であることから、不正な行為を見落とすことのないよう、責任をもって適切に監査を行う必要があります。技能実習法等の規定や本要領を踏まえ、3月に1回以上監査を実施し、2か月以内に監査報告書を提出するなど適切に対応しなければなりません。</u> <u>監理団体の業務の実施に関する基準に定められる業務には主に以下のようなものがあります（第5章第2節第2参照）。</u> ・ <u>実習実施者に対する監査、訪問指導</u> ・ <u>外国の送出機関との契約等</u> ・ <u>入国後講習の実施</u>	（新設）

： <u>技能実習計画の作成指導</u> ： <u>技能実習生の保護及び支援（帰国までの生活支援、旅費の負担、相談体制の整備等）</u>	
○ <u>監理団体は、監理事業に通常必要となる経費等を勘案した適正な種類及び額の監理費を実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収することができます。また、この監理費を除き、実習実施者、技能実習生、送出機関等の関係者から、手数料又は報酬を受けることはできません（法第28条）。</u>	（新設）
○ <u>実習監理を行う実習実施者が技能実習を行わせることが困難となったと認めるときは実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に対し、監理事業を廃止・休止しようとするときは機構の本部事務所の審査課に対し、それぞれ届出を行わなければならない（法第33条及び第34条）。</u>	（新設）
○ <u>監理団体は、上記の届出をしようとする場合において、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するときは、他の実習実施者や監理団体等との転籍に向けた連絡調整等の必要な措置を講じなければならない（法第51条）。</u>	（新設）
【体制】 ○ <u>監理団体は技能実習の適正な実施や技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであり、監理団体が実習実施者に対する指導・監督等を適切に行うために中立的な業務の運営ができる体制を確保することが不可欠です。</u>	（新設）

○ 監理団体は、<u>監理事業を適正に遂行する能力を有していることが求められており(法第25条)、事業所を適切に設置するとともに、監理事業を行う事業所ごとに監理責任者を選任(法第40条)するほか、外部役員の設置又は外部監査等の措置を講ずる必要があります(法第25条)。</u> (中略) ○ 監理団体は個人情報 を適正に管理するために必要な措置を講じなければなりません(法第43条)。また、その役職員は正当な理由なく、その業務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはなりません(法第43条及び第44条)。 【報告徴収、行政処分等】 ○ <u>技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため、主務大臣の職員による報告徴収等の権限が規定されています(法第35条)。</u> ○ <u>さらに、出入国・労働関係法令に違反しているときなど、監理事業の適正な運営を確保するために必要があると認められるときは、主務大臣が改善命令を行うことができることとされています(法第36条)。</u> <u>また、主務大臣は、監理団体の許可基準に適合しなくなったとき、出入国・労働関係法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき、改善命令に違反したときなどにおいて許可を取り消すことができます(法第37条)。</u>	○ 監理団体は、監理事業を行う事業所ごとに監理責任者を選任<u>しなければなりません</u>(法第40条)。 (中略) ○ 監理団体は個人情報 を適正に管理するために必要な措置を講じなければなりません(法第43条)。また、その役職員は正当な理由なく、その業務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはなりません(法第43条及び第44条)。 (新設) (新設)
--	---

【通し番号】42

【改正後の運用要領における該当ページ】P190

【改正箇所】第5章 第2節 第2(1)監査に関するもの

5行目から 20 行目

改正	現行
○ 監査を実施するにあたり、監理団体は、技能実習生が認定計画と異なる作業に従事していないか、実習実施者が出入国又は労働に関する法令に違反していないかなどの事項について、監理責任者の指揮の下で、3か月に1回以上の頻度で、実習実施者に対して適切に行うことが必要です。 ※ <u>監理責任者は監理団体が行う監理事業の統括責任者です。そのため、監査に当たっては、監理責任者が自らの指揮の下、監査の実務を担当する監理団体の役職員とともに適切に行っていただく必要があります(当然のことながら、監査は監理団体が行う監理事業の根幹業務ですので、外部に委託することができないことは言うまでもありません。)</u>。 ※ <u>なお、監理責任者は、実習実施者の役職員若しくは過去5年以内に役職員であった場合や、これらの者の配偶者若しくは二親等以内の親族である場合は、当該実習実施者の実習監理を行うことはできず、他の監理責任者を新たに選任し、実習監理を行わせる必要があります(規則第53条)。</u> ○ 監査を行った場合には、<u>監査を行った日から2か月以内に</u>、監査報告書(省令様式第22号)により、その結果を対象の実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の指導課に報告することとなります。	○ <u>監査は</u>、監理責任者の指揮の下で、3か月に1回以上の頻度で、実習実施者に対して適切に行う必要があります。 (新設) 監査を行った場合には、監査報告書(省令様式第22号)により、その結果を対象の実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の指導課に報告することとなります。

【通し番号】43

【改正後の運用要領における該当ページ】P191～P203

【改正箇所】第5章 第2節 第2 監理団体の業務の実施に関するもの

P191 の 15 行目～P203 の 29 行目

新	旧
(1) 監査に関するもの (中略) (略) 【留意事項】 ○ 監理団体が監査において確認する 内容について (中略) ・ 実習実施者に対する定期監査においては、技能実習の運用上問題が生じやすい部分を重点的に確認することが必要です。 運用上問題が生じやすい部分として、例えば、割増賃金の不払、労働時間の偽装、技能実習計画とは異なる作業への従事、実習実施者以外の事業者での作業従事、不法就労者の雇用、入国後講習期間中の業務への従事などが、過去の不正行為事例として多く認められています。 ・ 「認定計画と異なる作業に従事していないか」「雇用契約に基づき適切に報酬が支払われているか」「旅券・在留カードの保管を行っていないか」など事実関係について確認し、技能実習計画に従って技能実習を行わせていない事実、出入国・労働関係法令に違反する事実があれば、適切に指導を行わなければなりません。	(1) 監査に関するもの (中略) (略) 【留意事項】 ○ 監理団体が監査において確認する 内容について (中略) ・ 実習実施者に対する定期監査においては、技能実習の運用上問題が生じやすい部分を重点的に確認することが必要です。 運用上問題が生じやすい部分として、例えば、割増賃金の不払、労働時間の偽装、技能実習計画とは異なる作業への従事、実習実施者以外の事業者での作業従事、不法就労者の雇用、入国後講習期間中の業務への従事などが、過去の不正行為事例として多く認められています。 ・ 「認定計画と異なる作業に従事していないか」「雇用契約に基づき適切に報酬が支払われているか」「旅券・在留カードの保管を行っていないか」など事実関係について確認し、技能実習計画に従って技能実習を行わせていない事実、出入国・労働関係法令に違反する事実があれば、適切に指導を行わなければなりません。

【通し番号】44

【改正後の運用要領における該当ページ】P191～192

【改正箇所】第5章 第2節 第2(1)監査に関するもの

P191の最終行目～P192の22行目

改正	現行
第2 監理団体の業務の実施に関するもの (1)監査に関するもの 【確認対象の書類】 (略) 【留意事項】 ○ 技能実習生との面談について ・ (略) ・ 1回の監査につき技能実習生の4分の1以上と面談しなければならないこととされており、<u>3月に1回以上</u>の監査によってできる限り全ての技能実習生と面談することが望まれます。 ・ (略) ・ 技能実習生との面談においては、技能実習生の日本語の理解能力に応じて、通訳人を使用したり、「最近どこでどんな仕事をしていますか」「先月の給料はいくら受け取りましたか」といった平易な日本語を用いて質問をしたりすることや、<u>技能実習生手帳を用いて重要な部分を参照しながら説明を行うこと</u>などが<u>効果的</u>と考えられます。 ・ <u>面談において、技能実習生から実習内容や雇用契約の内容について要望や相談があり、その内容が技能実習法違反等の疑いがある場合には速やかに実習実施者に確認し、改善させるとともに、機構に報告する必要があります。</u> ・ <u>また、技能実習を継続していく上で支障が生じるおそれがあるような内容や状況を把握した場合(例えば、仕事が</u>	第2 監理団体の業務の実施に関するもの (1)監査に関するもの 【確認対象の書類】 (略) 【留意事項】 ○ 技能実習生との面談について ・ (略) ・ 1回の監査につき技能実習生の4分の1以上と面談しなければならないこととされており、<u>年4回の監査によってできる限り全ての技能実習生と面談することが望まれます。</u> ・ (略) ・ 技能実習生との面談においては、技能実習生の日本語の理解能力に応じて、通訳人を使用したり、「最近どこでどんな仕事をしていますか」「先月の給料はいくら受け取りましたか」といった平易な日本語を用いて質問をしたりすることなどが考えられます。 (新設) (新設)

<u>きつい、指示がわからない、もっと休みが欲しい、いつもつらそうにしている、仕事のことを考えると眠れなくなるなど</u>)があつた場合は、<u>実習実施者と相談の上、技能実習生の負担軽減のための業務上の配慮をしたり、技能実習生とのコミュニケーションを図る方法を見直す等の対応を行うことが求められます</u>（<u>技能実習計画の変更が生じる場合には、機構への届出等が必要になる場合があります。</u>）。 ・ <u>技能実習生から要望や相談が寄せられない場合であっても、面談や監査を通じて、現在の実習の環境が技能実習生にとって大きな負担となっていないかを十分に確認し、負担となっていると判断される場合は、上記と同様の対応を取ることが望まれます。</u>	(新設)
---	-------------

【通し番号】45

【改正後の運用要領における該当ページ】P196

【改正箇所】第5章 第2節 第2(5)外国の送出機関との契約内容に関するもの

16 行目～18 行目

改正	現行
○（略） ○ これに加え、監理団体は、外国の送出機関が保証金、違約金の徴収を行うような契約を結んでいないことについて確認し、その旨を外国の送出機関との取次ぎに係る契約書に記載しなければなりません（規則第52条第5号）。 <u>○ 監理団体と取次送出機関との間で、技能実習生が失踪した場合等技能実習に係る契約の不履行について、違約金（名称はこれに限定されません。）を定める契約を結ぶことも認められません。</u> ○ これは、技能実習生等から保証金、違約金の徴収を行うような外国の送出機関はふさわしくないため、そのことを監理団体においても確認し、外国の送出機関との契約書において明記することを求めるものです。	○（略） ○ これに加え、監理団体は、外国の送出機関が保証金、違約金の徴収を行うような契約を結んでいないことについて確認し、その旨を外国の送出機関との取次ぎに係る契約書に記載しなければなりません（規則第52条第5号）。 （新設） ○ これは、技能実習生等から保証金、違約金の徴収を行うような外国の送出機関はふさわしくないため、そのことを監理団体においても確認し、外国の送出機関との契約書において明記することを求めるものです。

【通し番号】46

【改正後の運用要領における該当ページ】P198

【改正箇所】第5章 第2節 第2 (8)技能実習計画の作成指導に関するもの

24 行目～28 行目

新	旧
(8)技能実習計画の作成指導に関するもの ○ 特に、適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点からの指導については、監理団体の役職員のうち、技能実習生に修得等をさせようとする技能等について一定の経験や知識がある者が行わなければなりません。 <u>○ また、技能実習計画作成指導者は、実習実施者が技能実習生に従事させようとする作業は、技能実習を行わせる事業所において通常行われている内容であることを確認するとともに、当該作業が移行対象職種・作業に係るものである場合には、実習実施者に審査基準を丁寧に説明するなどして、定められている業務の内容が必須業務等として実施可能であるかを、必ず確認しなければなりません。</u>	(8)技能実習計画の作成指導に関するもの (略) ○ 特に、適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点からの指導については、監理団体の役職員のうち、技能実習生に修得等をさせようとする技能等について一定の経験や知識がある者が行わなければなりません。 (新設)

【通し番号】47

【改正後の運用要領における該当ページ】P199

【改正箇所】第5章 第2節 第2(8)技能実習計画の作成指導に関するもの

15 行目～17 行目

改正	現行
【留意事項】 ○ 修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役職員について ・ (略) ・ (略) ・ 技能実習計画作成の指導歴については、適正に認定された技能実習計画の作成指導経験(旧制度における技能実習計画の作成経験を含む。)があることが必要です(単に補助者として技能実習計画の作成を手伝ったり、助言にとどまる場合には指導歴とみなすことはできません。)	【留意事項】 ○ 修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役職員について ・ (略) ・ (略) ・ 技能実習計画作成の指導歴については、適正に認定された技能実習計画の作成指導経験(旧制度における技能実習計画の作成経験を含む。)があることが必要です。

【通し番号】48

【改正後の運用要領における該当ページ】P199～P200

【改正箇所】第5章 第2節 第2 (9)帰国旅費の負担に関するもの

P199 の 30 行目～P200 の 13 行目

新	旧
(9)帰国旅費の負担に関するもの 【関係省令の規定】 九 その実習監理に係る団体監理型技能実習生の<u>第十条第二項第三号トに規定する一時帰国に要する旅費及び団体監理型技能実習の終了後の帰国に要する旅費</u>を負担するとともに、団体監理型技能実習の終了後の帰国が円滑になされるよう必要な措置を講ずること。 ○ 監理団体は、技能実習生の帰国旅費を負担するとともに、技能実習の終了後の帰国が円滑にされるよう必要な措置を講じなければなりません。 ○ <u>技能等を移転するという技能実習制度の趣旨に鑑みて、技能実習生の帰国に支障を来さないようにするために、監理団体が帰国旅費の全額を負担し、「必要な措置」として、技能実習生が帰国するまでの間、生活面等で困ることがないよう、技能実習生が置かれ</u>	(9)帰国旅費の負担に関するもの 【関係省令の規定】 九 その実習監理に係る団体監理型技能実習生の<u>団体監理型技能実習の終了後の帰国(第二号団体監理型技能実習の終了後に行う第三号団体監理型技能実習の開始前の一時帰国を含む。)</u>に要する旅費(<u>第三号団体監理型技能実習に係るものであって、第二号団体監理型技能実習生が第二号団体監理型技能実習を行っている間に法第八条第一項の認定の申請がされた場合にあっては、第三号団体監理型技能実習の開始前の本邦への渡航に要する旅費及び第三号団体監理型技能実習の終了後の帰国に要する旅費</u>)を負担するとともに、団体監理型技能実習の終了後の帰国が円滑になされるよう必要な措置を講ずること。 ○ 監理団体は、技能実習生の帰国旅費を負担するとともに、技能実習の終了後の帰国が円滑にされるよう必要な措置を講じなければなりません(<u>帰国旅費の負担については前述 P81 参照</u>)。 (新設)

<u>た状況に応じて、その支援を行うこととしているものです。</u> ○ <u>上記については、帰国予定の技能実習生の在留資格が、帰国が困難である等の事情により他の在留資格に変更された場合であっても同様です。</u> ○ <u>監理団体は、「必要な措置」を講じるに当たって生じる費用及び帰国旅費については、「その他諸経費」として、監理費（実費に限る。）を実習実施者から徴収することができますが、いかなる理由でも、技能実習生に負担させることは認められません。</u> ○ <u>規則第10条第2項第3号トに規定する一時帰国に要する旅費については、前述第4章第2節第7(6)を参照してください。</u>	(新設) (新設) (新設)
---	-------------------------------------

【通し番号】49

【改正後の運用要領における該当ページ】P202～203

【改正箇所】第5章 第2節 第2(12)相談体制の整備等の関するもの

P202の31行目～P203の10行目

改正	現行
第2 監理団体の業務の実施に関するもの (12)相談体制の整備等に関するもの	第2 監理団体の業務の実施に関するもの (12)相談体制の整備等に関するもの
【確認対象の書類】 (略) 【留意事項】 ○ 技能実習生への相談方法等の周知について ・ 監理団体は、技能実習生が相談したい場合に、いつ誰に連絡したら相談を受けられるのかが分かる<u>よう、監理団体の連絡先等を示すとともに</u>、相談方法等について、入国後講習の法的保護情報の科目の講義の際に必須教材とされている技能実習生手帳の該当箇所を<u>示すなどにより、機構をはじめ、利用できる機関について</u>技能実習生に対して詳しく周知する必要があります。 ・ <u>監理団体は、実習実施者と連携して、技能実習生が健康で快適な実習生活を送れるようにするため、食生活・医療等についての適切な助言及び援助を行うことができる体制を整備する必要があります。相談対応に当たっては、実習に関すること以外にも相談に応じる必要があります。相談内容によっては、国や自治体等が行っている各種行政サービスや医療機関の窓口への付き添い等のサポートを行いながら利用を促すことが求められます。</u> ・ <u>技能実習生からの相談には、相談しやすい環境をつくるとともに、相談に速やか</u>	【確認対象の書類】 (略) 【留意事項】 ○ 技能実習生への相談方法等の周知について ・ 監理団体は、技能実習生が相談したい場合に、いつ誰に連絡したら相談を受けられるのかが分かる相談方法等について、入国後講習の法的保護情報の科目の講義の際に必須教材とされている技能実習生手帳の該当箇所を<u>詳しく説明するなどして</u>技能実習生に対して詳しく周知する必要があります。 (新設) (新設)

に対応するとともに、日頃から良好な関係性を築いておくことにより、技能実習生の悩みや体調の変化を把握することが重要です。

【通し番号】50

【改正後の運用要領における該当ページ】P204～205

【改正箇所】第5章 第2節 監理団体の許可基準

P204 の 27 行目～P205 の3行目

改正	現行
第3 財産的基礎に関するもの ○ 監理事業を健全に遂行するに当たって、監理団体は、一定程度の財務的基盤を有することが必要です。この点については、監理団体の事業年度末における欠損金の有無、債務超過の有無等から総合的に勘案されることとなります。なお、この事業年度とは、技能実習事業年度を意味するものではありません。 <u>※ 債務超過を理由として不許可又は不更新の措置を受けた団体が新たに監理事業の許可申請をする場合は、過去の債務超過を解消していることはもとより、財産的基礎を有することについて明確な見込みがあることが公的資格を有する第三者の書面で確認できなければ認められません(直近の事業年度に係る財産状況で欠損金がないこと、組合としての事業で一定の期間安定的に運営できていることが確認できることなど、総合的に勘案することとなります。)</u>。	第3 財産的基礎に関するもの ○ 監理事業を健全に遂行するに当たって、監理団体は、一定程度の財務的基盤を有することが必要です。この点については、監理団体の事業年度末における欠損金の有無、債務超過の有無等から総合的に勘案されることとなります。なお、この事業年度とは、技能実習事業年度を意味するものではありません。 (新設)

【通し番号】51

【改正後の運用要領における該当ページ】P217～P225

【改正箇所】第5章 第2節 技能実習の実施に必要な手続きの流れ

P217の9行目～P225の18行目

新	旧
第2節 監理団体の許可基準(技能実習法第25条) 第7 優良な監理団体に関するもの 【関係規定】 (略) ○ 優良な監理団体の基準については、規則第31条において、同条第1号から第5号までに掲げる事項を総合的に評価して、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすと認められるものであることとされています。 ○ その運用に当たっては、下記の表で6割以上の点数(<u>旧配点:120点満点で72点以上、新配点:150点満点で90点以上</u>)を獲得した場合に、「優良」とであると判断することとされています。 <u>※「技能実習制度 運用要領」(令和2年4月改訂版)における配点(旧配点)では、120点満点で72点以上を獲得した場合に「優良」とであると判断することとされていましたが、令和2年11月の改正後の配点(新配点)では、150点満点で90点以上を獲得した場合に「優良」とであると判断することとされました。なお、令和2年11月から令和3年10月までの間は、旧配点と新配点のいずれかを選択することが可能です。</u>	第2節 監理団体の許可基準(技能実習法第25条) 第7 優良な監理団体に関するもの 【関係規定】 (略) ○ 優良な監理団体の基準については、規則第31条において、同条第1号から第5号までに掲げる事項を総合的に評価して、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすと認められるものであることとされています。 ○ その運用に当たっては、下記の表で6割以上の点数(<u>120点満点で72点以上</u>)を獲得した場合に、「優良」とであると判断することとされています。

加 points 表

②技能等の修得等に係る実績

I 過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)

II 過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率

<計算方法>

分母:新制度の技能実習生の2号・3号修了者数

ーうちやむを得ない不受検者数

＋旧制度の技能実習生の受検者数

分子:(3級合格者数＋2級合格者数×1.5)×1.2

* 旧制度の技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。

・80%以上:20 点

・70%以上 80%未満:15 点

・60%以上 70%未満:10 点

・50%以上 60%未満:0 点

・50%未満*:ー20 点

* 左記の計算式の分母の算入対象となる技能実習生がいない場合を含む。

(削除)

加 points 表

②技能等の修得等に係る実績

I 過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)

II 過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率

* 計算方法は実習実施者の①IIと同じ

* 施行後 3 年間については、IIに代えて、IIー2(1)及び(2)で評価することも可能とする。

・80%以上:20 点

・70%以上 80%未満:15 点

・60%以上 70%未満:10 点

・50%以上 60%未満:0 点

・50%未満:ー20 点

IIー2(1) 直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績

・2以上の実習実施者から合格者を輩出:15 点

・1の実習実施者から合格者を輩出:10 点

・上記以外:ー15 点

(削除) ④相談・支援体制 【最大 45 点(新配点)】又は【最大 15 点(旧配点)】 Ⅱ 技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるための受入れに協力する旨の機構への登録を行っていること (旧配点) ・有 : 5点 (新配点) 実習監理を行う実習実施者の数に対する登録した実習実施者の数の割合 50%以上 15 点 50%未満 10 点 Ⅲ 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるために、当該技能実習生の受入れを行ったこと (旧配点) ・有 : 5点 (新配点) 実習監理を行う実習実施者の数に対する受け入れた実習実施者の数の割合 50%以上 25 点	Ⅱ－2(2) 直近過去3年間の2級程度の技能検定等の実技試験の合格実績 ・2 以上の実習実施者から合格者を輩出:5 点 ・1 の実習実施者から合格者を輩出:3 点 ④相談・支援体制 【最大 15 点】 Ⅱ 技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるための受入れに協力する旨の機構への登録を行っていること ・有 : 5点 (新設) Ⅲ 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるために、当該技能実習生の受入れを行ったこと(旧制度下における受入れを含む。) ・有 : 5点 (新設)
--	---

50%未満 15 点

(1) 略

(2) 技能等の修得等に係る実績に関するもの

○ 監理団体が実習監理を行った技能実習における技能等の修得等に係る実績について、優良な監理団体の要件の評価項目としています。これは、技能等の修得等を実際に行わせるのは、傘下の実習実施者ですが、監理団体が技能実習を適正に実習監理することが、技能等の修得等に係る実績につながるという考え方によるものです。

○ 具体的な評価項目の考え方は、優良な実習実施者に関するもの(第4章第2節第11)の(1)技能等の修得等に係る実績に関するものを御参照ください。

(3) 略

(4) 相談・支援体制に関するもの

○ 「機構・監理団体が実施する母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること」については、監理団体に技能実習生から相談があった際に速やかに機構や監理団体で実施している母国語相談の窓口を紹介したりできるよう、その手順をあらかじめ定めて関係職員に周知しておくことを求めるものです。マニュアル等の内容は、その分量にかかわらず、技能実習生から相談を受けた際に適切に対応できるよう母国語相談・支援の実施方法や手順が具体的に記載されたものである必要があります。

(1) 略

(2) 技能等の修得等に係る実績に関するもの

○ 監理団体が実習監理を行った技能実習における技能等の修得等に係る実績について、優良な監理団体の要件の評価項目としています。これは、技能等の修得等を実際に行わせるのは、傘下の実習実施者ですが、監理団体が技能実習を適正に実習監理することが、技能等の修得等に係る実績につながるという考え方によるものです。

○ 具体的な評価項目の考え方は、優良な実習実施者に関するものの(1)技能等の修得等に係る実績に関するもの(P102)を御参照ください。

(3) 略

(4) 相談・支援体制に関するもの

○ 「機構・監理団体が実施する母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること」については、監理団体に技能実習生から相談があった際に速やかに機構や監理団体で実施している母国語相談の窓口を紹介したりできるよう、その手順をあらかじめ定めて関係職員に周知しておくことを求めるものです。マニュアル等の内容は、その分量にかかわらず、技能実習生から相談を受けた際に適切に対応できるよう母国語相談・支援の実施方法や手順が具体的に記載されたものである必要があります。

○「技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるための受入れに協力する旨の機構への登録を行っていること。」については、他の実習実施者の事業上・経営上の都合等やむを得ない事情により技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習の機会を与えるため、受入れに協力する旨の機構への登録を現に行っていることを推奨するものです。なお、実習監理を行う実習実施者のうち、機構へ登録した実習実施者の割合が5割以上であるなど、割合によって一定の配点を設けています。ただし、令和2年11月から令和3年10月までの間は、旧配点と新配点のいずれかを選択することが可能です。

○「直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるために、当該技能実習生の受入れを行ったこと(旧制度下における受入れを含む。)」については、他の実習実施者の事業上・経営上の都合等やむを得ない事情により技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習の機会を与えるため、他の監理団体から技能実習生を引き受けて技能実習を行わせることは技能実習生の保護にも資することから、これを推奨するものです。受け入れた技能実習生が1名いれば、この要件に適合します。「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間を指します。なお、実習監理を行う実習実施者のうち、受け入れた実習実施者の割合が5割以上であるなど、割合によって一定の配点を

○「技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるための受入れに協力する旨の機構への登録を行っていること。」については、他の実習実施者の事業上・経営上の都合等やむを得ない事情により技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習の機会を与えるため、受入れに協力する旨の機構への登録を現に行っていることを推奨するものです。

○「直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるために、当該技能実習生の受入れを行ったこと(旧制度下における受入れを含む。)」については、他の実習実施者の事業上・経営上の都合等やむを得ない事情により技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習の機会を与えるため、他の監理団体から技能実習生を引き受けて技能実習を行わせることは技能実習生の保護にも資することから、これを推奨するものです。受け入れた技能実習生が1名でもいれば、この要件に適合します。「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間を指します。

設けています。ただし、令和2年11月から令和3年10月までの間は、旧配点と新配点のいずれかを選択することが可能です。

【確認対象の書類】

- ・ 優良要件適合申告書(参考様式第2-14号)

： 実習先変更支援サイトの登録画面の写し

： 優良要件適合申告書・別紙4(参考様式第2-14号別紙4)

※ 実習実施者においても、実習先変更により受け入れた技能実習生が複数いる場合には、優良要件適合申告に際して、各技能実習生の所要の情報を整理した一覧表(様式自由)を作成する必要があるため、傘下に該当する実習実施者があり、かつ監理団体において受入れ技能実習生名簿(別紙4)を作成している場合には、監理団体は、適宜、同名簿に記載されている所要の情報の提供を行ってください。提供に当たっては、個人情報の取扱いに十分注意してください。具体的には、実習実施者が必要とする情報(実習先変更により受け入れた各技能実習生の氏名、国籍・地域、性別、生年月日、受入れ年月日及び実習先変更時の技能実習計画番号)以外は、提供を行わないよう留意してください。

(5) 略

【確認対象の書類】

- ・ 優良要件適合申告書(参考様式第2-14号)

(5) 略

【通し番号】52

【改正後の運用要領における該当ページ】P222

【改正箇所】第2章 第2節 第7(3)法令違反・問題の発生状況に関するもの

18 行目～19 行目

改正	現行
第7 優良な監理団体に関するもの (3)法令違反・問題の発生状況に関するもの ○ 「直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること(旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。)」については、改善命令を受けたことのある者には、法令違反の実績があることから大幅な減点を行うものです。以下について留意することが必要です。 ※ 「改善命令」は技能実習法第 36 条第1項に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が行う改善命令のことです。	第7 優良な監理団体に関するもの (3)法令違反・問題の発生状況に関するもの ○ 「直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること(旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。)」については、改善命令を受けたことのある者には、法令違反の実績があることから大幅な減点を行うものです。以下について留意することが必要です。 (新設)

【通し番号】53

【改正後の運用要領における該当ページ】P226～229

【改正箇所】第5章 第2節 第8 監理事業を適正に遂行することができる能力を有することに関するもの

P226 の 7 行目～P229 の 18 行目

改正	現行
第1～第7（略） 第8 監理事業を適正に遂行することができる能力を有することに関するもの 【関係の省令の規定】 （略） <u>○ 監理団体は、監理事業を適正に遂行することができる能力を有しなければなりません。監理事業について、技能実習法をはじめ、関係する法令に従って遂行するとともに、監理事業の許可を受けた監理団体は、実習実施者に対する監査や技能実習生の相談支援などを行う必要があることから、特に実習実施者との関係で「中立的」に運営することが必要です。事業が適正に行えるよう、必要な体制も整えなければなりません。</u> <u>（1） 技能実習法等に従って監理事業を遂行できること</u> ○ 監理団体は、許可を受けた後に、<u>技能実習法に従って</u>、監理事業を適正に遂行することができる能力を有し続けなければなりません。 <u>○ このため、技能実習法に定める許可の要件を満たすほか、それ以外の監理団体に関わるあらゆる規定を遵守することが求められますが、特に、</u> ①～③（略） といった事項は、監理団体が、技能実習法の関係法令に従って監理事業を遂行するに当たって必要不可欠な事項であるため、許可を	第1～第7（略） 第8 監理事業を適正に遂行することができる能力を有することに関するもの 【関係の省令の規定】 （略） （新設） <u>（1） 許可を受けた後に監理事業を適正に遂行する能力に関するもの</u> ○ 監理団体は、許可を受けた後に、<u>技能実習法の関係法令に従って</u>、監理事業を適正に遂行することができる能力を有し続けなければなりません。 （新設） ①～③（略） といった事項は、監理団体が、技能実習法の関係法令に従って監理事業を遂行するに当たって必要不可欠な事項であるため、許可を

受ける段階から、これらの事項について、適切に遂行する意思があることを確認することとなります。 【確認対象の書類】 (略) (2) <u>中立的な事業運営ができる体制が確保されていること</u> ○ <u>監理団体は監理事業として実習実施者に対する監査や技能実習生に対する相談支援を行います。このため、実習実施者との関係で中立的であることが求められます。このための措置として、常勤の監理責任者の責任の下、業務運営を行うこと(法第40条、第5章第17節参照)や外部役員及び外部監査の措置を講じることが法律上も求められています(規則第30条、第5章第2節第5参照)。</u> ○ <u>あわせて、監査の際にヒアリングを受けたり、相談する立場にある技能実習生にとって、中立的な事業運営を行っていることが外形的にも確認できる状況にあることも必要です。</u> ○ <u>このため、団体監理型技能実習の場合には、監理団体が実習実施者など構成員(組合員等)と運営が混在しているような状況は適切ではなく、監理団体の事業所は実習実施者の事業所と独立していることが外形上も分かる形で整備されていることが必要です。</u> <u>例えば、実習実施者等の事務所の一部を事業所とすることや、実習実施者等の事務所や作業場所等を通過しなければ事業所に入室できないような場合は、監理団体の事業所が独立しているとは認められません。</u> 【確認対象の書類】 ・<u>事務所の所在地(地方事務所含む)</u>	受ける段階から、これらの事項について、適切に遂行する意思があることを確認することとなります。 【確認対象の書類】 (略) (2) <u>監理事業を行う事業所に関するもの</u> (新設) (新設) (新設) (新設)
---	---

<u>・申請者における構成員の事務所所在地が分かるもの</u>	
<u>(3)監理事業のための適切な体制が確保されていること</u>	(新設)
<u>○ 監理団体は技能実習生の相談支援を行う必要があります、その体制が適切に整備されていることが求められます。具体的には、技能実習生がアクセスしやすい場所に事業所を設置することが望まれ、やむを得ず、実習先から遠隔地に事業所を置く場合には、電話やメール等で相談できるような環境を整えらるとともに、技能実習生を緊急的に支援する必要がある場合に、速やかに対応できる体制を整えることが重要です。</u>	(新設)
○ <u>また</u>、監理事業を行う事業所について、所在地、構造、設備、面積等が、以下の要件を満たしていることが、監理事業を適正に遂行する観点から求められます。 ① 所在地が適切であること <u>・</u> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)で規制する風俗営業や性風俗関連特殊営業等が密集するなど、監理事業の運営に好ましくない場所がないこと。 例えば、同一の建物内に風俗店が存在している場合は、同建物全体の床面積の過半数を風俗店が占めている、又は、同建物全体の店舗数の過半数を風俗店が占めている場合には、風俗店が密集している場所と考えられます。 また、監理事業を行う事業所の建物と風俗店の建物が別である場合であっても、監理事業を行う事業所の建物の両隣が双方ともに建物全体の店舗数の過半数を風俗店が占めている建物である場合には、風俗店が密集している場所とみなされます。	○ 監理事業を行う事業所について、所在地、構造、設備、面積等が、以下の要件を満たしていることが、監理事業を適正に遂行する観点から求められます。 ① 所在地が適切であること 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)で規制する風俗営業や性風俗関連特殊営業等が密集するなど、監理事業の運営に好ましくない場所がないこと。 例えば、同一の建物内に風俗店が存在している場合は、同建物全体の床面積の過半数を風俗店が占めている、又は、同建物全体の店舗数の過半数を風俗店が占めている場合には、風俗店が密集している場所と考えられます。 また、監理事業を行う事業所の建物と風俗店の建物が別である場合であっても、監理事業を行う事業所の建物の両隣が双方ともに建物全体の店舗数の過半数を風俗店が占めている建物である場合には、風俗店が密集している場所とみなされます。

② 事業所として適切であること ・ プライバシーを保護しつつ団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に対応することが可能であること。 <u>具体的には、個室の設置、パーティション等での区分により、プライバシーを保護しつつ団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に対応することが可能である構造を有すること。</u> (略) ・ 監理事業を行う事業所の名称(愛称等も含む。)が、利用者に機構その他公的機関と誤認させるものでないこと。 ・ <u>事業所は、団体監理型実習実施者等が所有する建物等に設置しないこと。</u> <u>なお、団体監理型実習実施者等が所有する建物等にやむを得ず事業所を設置する場合には、適切な賃貸契約を締結するとともに、当該団体監理型実習実施者等に対する監理事業(技能実習生のあっせんを含む)について、別の監理団体で行うことが適切です。また、同じ建物内に設置する場合は、入り口を実習実施者等の事務所とは別にする、実習実施者等の事務所とは施錠可能な扉や壁で区切るなど、独立した構造である必要があります。</u> <u>(4)適正な事業運営の確保に関するもの</u> ○ <u>さらに</u>、監理団体は、その存立目的、形態、規約等から認められる範囲で監理事業を行うものであることが求められます ○ <u>このため</u>、法の次の各条文の内容を含む業務の運営に関する規程を有し、これに従って適正に運営されることが必要です。最低限盛り込む事項を示した規程の例を別紙⑤として示していますので、参考にしてください。なお、この規程は、個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程と一体のものとして差し支えないものです。	② 事業所として適切であること ・ プライバシーを保護しつつ団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に対応することが可能であること。<u>具体的には、個室の設置、パーティション等での区分により、プライバシーを保護しつつ団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に対応することが可能である構造を有すること。</u> (略) ・ 監理事業を行う事業所の名称(愛称等も含む。)が、利用者に機構その他公的機関と誤認させるものでないこと。 (新設) <u>(3)適正な事業運営の確保に関するもの</u> ○ 監理団体は、その存立目的、形態、規約等から認められる範囲で監理事業を行うものであることが求められます ○ <u>また</u>、法の次の各条文の内容を含む業務の運営に関する規程を有し、これに従って適正に運営されることが必要です。最低限盛り込む事項を示した規程の例を別紙⑤として示していますので、参考にしてください。なお、この規程は、個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程と一体のものとして差し支えないものです。
---	--

※（略） （注）（略） ○ 団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、次の要件を満たすものであることが必要です。 ①～④（略） ○（略）	※（略） （注）（略） ○ <u>さらに</u>、団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、次の要件を満たすものであることが必要です。 ①～④（略） ○（略）
---	--

【通し番号】54

【改正後の運用要領における該当ページ】P227

【改正箇所】第5章第2節 第8(1)許可を受けた後に監理事業を適正に遂行する能力に関するもの
P227の2行目～3行目

改正	現行
第8 監理事業を適正に遂行することができる能力を有することに関するもの (1)許可を受けた後に監理事業を適正に遂行する能力に関するもの ○ (略) ①～③ (略) 【確認対象の書類】 (略) ・ 監理責任者の常勤性が確認できる書類(健康保険等の被保険者証など) <u>※ 健康保険等の被保険者証における保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングの上、提出をお願いします。</u>	第8 監理事業を適正に遂行することができる能力を有することに関するもの (1)許可を受けた後に監理事業を適正に遂行する能力に関するもの ○ (略) ①～③ (略) 【確認対象の書類】 (略) ・ 監理責任者の常勤性が確認できる書類(健康保険等の被保険者証など) (新設)

【通し番号】55

【改正後の運用要領における該当ページ】P236

【改正箇所】第5章 第3節 第2 技能実習法による処分等を受けたこと等による欠格事由

P236 の8行目～12 行目

改正	現行
○ 「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者」(法第 26 条第4号)については、以下に規定するもののほか、個別具体的な事案の重大性に応じて該当性が判断されることとなります。 ① (略) ②労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者 ア 労働基準関係法令で送検され、かつ、刑罰(法第 10 条第2号及び第4号に規定されている罰金刑は除く。)が確定された者 ※「申請の日前5年以内」に該当するか否かは、当該刑罰に係る行為時で判断することとし、刑罰の対象となった違反が技能実習生に係る違反か否かにはよりません。 <u>※「労働基準関係法令」には、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法などがあります。</u> <u>③技能実習法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者</u> <u>ア 監理事業に関し手数料等を受け取る、他人に監理事業を行わせるなどの技能実習法令違反の態様が重大悪質と認められる者</u>	○ 「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者」(法第 26 条第4号)については、以下に規定するもののほか、個別具体的な事案の重大性に応じて該当性が判断されることとなります。 ① (略) ②労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者 ア 労働基準関係法令で送検され、かつ、刑罰(法第 10 条第2号及び第4号に規定されている罰金刑は除く。)が確定された者 ※「申請の日前5年以内」に該当するか否かは、当該刑罰に係る行為時で判断することとし、刑罰の対象となった違反が技能実習生に係る違反か否かにはよりません。 (新設) (新設)

【通し番号】56

【改正後の運用要領における該当ページ】P239～P246

【改正箇所】第5章 第4節

P239 の1行目～P246 の31 行目

新	旧
第4節 職業安定法の特例及び <u>同法の適用により監理団体等が講ずべき措置</u> (技能実習法第27条)	第4節 職業安定法の特例 <u>等</u> (技能実習法第27条)
【関係規定】 (略) (削除)	【関係規定】 (略) <u>2 監理団体が行う技能実習職業紹介事業に関しては、監理団体を職業安定法第四条第九項に規定する職業紹介事業者、同法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者若しくは同法第三十三条第一項の許可を受けた者又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関とみなして、職業安定法第五条の二、第五条の三、第五条の五から第五条の七まで、第三十二条の十二及び第三十二条の十三(これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の五から第三十四条まで、第四十八条並びに第四十八条の三第二項及び第三項並びに労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第五条の三第三項及び第四項、第五条の五第一項第三号、第三十二条の十三(同法第三十三条第四項において準用す</u>

		<u>る場合を含む。)並びに第三十三條の六の規定中「厚生労働省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三十二條の十二第一項及び第三項(これらの規定を同法第三十三條第四項において準用する場合を含む。)、第三十三條の六、第四十八條並びに第四十八條の三第二項及び第三項並びに労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十一条及び第十二條第一項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「主務大臣」とする。</u> <u>3 前項において読み替えて適用する職業安定法第三十二條の十二第一項(同法第三十三條第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に係る事務については、第十八條の規定を準用する。</u> <u>4 前三項に定めるもののほか、技能実習職業紹介事業に関し必要な事項は、主務省令で定める。</u> <u>(労働条件等の明示)</u> <u>規則第32條 法第二十七條第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一號)第五條の三第三項の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。</u> <u>一 団体監理型技能実習生等に対して法第二十七條第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五條の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件(以下「従事すべき業務の内容等」という。)の範囲内で従事すべき業務の内容等を特定する場合</u>
--	--	---

			<u>二 団体監理型技能実習生等に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等を削除する場合</u> <u>三 従事すべき業務の内容等を追加する場合</u> <u>2 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</u> <u>一 前項第一号の場合において特定する従事すべき業務の内容等</u> <u>二 前項第二号の場合において削除する従事すべき業務の内容等</u> <u>三 前項第三号の場合において追加する従事すべき業務の内容等</u> <u>3 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第四項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</u> <u>一 団体監理型技能実習生等が従事すべき業務の内容に関する事項</u> <u>二 労働契約の期間に関する事項</u> <u>三 就業の場所に関する事項</u> <u>四 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項</u> <u>五 賃金(臨時に支払われる賃金、賞与及び労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)第八条各号に掲げる賃金を除く。)の額に関する事項</u> <u>六 健康保険法(大正十一年法律第七十号)による健康保険、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十</u>
--	--	--	---

			<u>五号)による厚生年金、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険及び雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による雇用保険の適用に関する事項</u> <u>七 団体監理型技能実習生等を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項</u> <u>4 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第四項の主務省令で定める方法は、前項各号に掲げる事項(以下この項及び次項において「明示事項」という。)が明らかとなる次のいずれかの方法とする。ただし、技能実習職業紹介(監理団体の実習監理を受ける団体監理型実習実施者等(団体監理型実習実施者又は団体監理型技能実習を行わせようとする者をいう。以下同じ。))のみを求人者とし、当該監理団体の実習監理に係る団体監理型技能実習生等のみを求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における技能実習に係る雇用関係の成立をあっせんすることをいう。以下同じ。)の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、明示事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。</u> <u>一 書面の交付の方法</u> <u>二 次のいずれかの方法によることを書面被交付者(明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この条及び第三十五条第三項において同じ。)が希望した場合にお</u>
--	--	--	---

		<u>ける当該方法</u> <u>イ ファクシミリを利用してする送信の方法</u> <u>ロ 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下「電子メール等」という。)の送信の方法(当該書面被交付者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)</u> <u>5 前項第二号イの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同号ロの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係る通信端末機器に備えられたファイルに記録された時に、それぞれ当該書面被交付者に到達したものとみなす。</u> <u>6 団体監理型実習実施者等は、団体監理型技能実習生等に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等に関する記録を、当該明示に係る技能実習職業紹介が終了する日(当該明示に係る技能実習職業紹介が終了する日以降に当該明示に係る労働契約を締結しようとする者にあつては、当該明示に係る労働契約を締結する日)までの間保存しなければならない。</u> <u>(求人者の申込みを受理しない場合)</u>
--	--	---

		<u>規則第33条 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の五第一項第三号の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。</u> <u>一 団体監理型実習実施者等が職業安定法施行令(昭和二十八年政令第二百四十二号)第一条第一号又は第三号に掲げる法律の規定に違反する行為(労働基準法施行規則第二十五条の二第一項並びに第三十四条の三第一項及び第二項の規定に違反する行為を含む。以下この号において「違反行為」という。)をした場合であって、法第二十七条第二項の規定によりみなして適用する職業安定法第五条の五第二項の規定による報告の求め(以下この項において「報告の求め」という。)により、次のいずれかに該当することが確認された場合</u> <u>イ 技能実習職業紹介に関する求人者の申込みの時に、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと(当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において当該違反行為と同一の規定に違反する行為(ロにおいて「同一違反行為」という。)をしたことがある場合その他当該違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがある場合に限る。))。</u> <u>ロ 当該違反行為に係る事件について刑事訴訟法(昭和二十三年法</u>
--	--	--

			<u>律第百三十一号)第二百三条第一項(同法第二百十一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。)</u>若しくは<u>第二百四十六條の規定による送致又は同法第二百四十二條の規定による送付(以下この口において「送致等」という。)</u>が行われ、その旨の公表が行われた場合であって、次のいずれかに該当すること。 (1) <u>当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合(当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であって、当該違反行為の是正が行われた日から当該送致等の日まで</u> <u>の期間((2)において「経過期間」という。)</u>が六月を超えるときに限る。)であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時に <u>おいて、当該送致等の日から起算して六月を経過していないこと。</u> (2) <u>当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合(当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であって、経過期間が六月を超えないときに限る。)</u>であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時に <u>おいて、当該送致等の日から起算して一年から経過期間を減じた期間が経過していないこと。</u> (3) <u>当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合(当該違反行為をした日から起算して</u>
--	--	--	---

			<u>過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合を除く。）又は当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われていない場合であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時に、当該送致等の日から起算して一年を経過していないこと、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月が経過していないこと。</u> <u>二 団体監理型実習実施者等が職業安定法施行令第一条第二号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第四十八条の三第三項の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合</u> <u>イ 技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時に、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。</u> <u>ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行った場合であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時に、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は</u>
--	--	--	---

			<u>是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。</u> <u>三 団体監理型実習実施者等が職業安定法施行令第一条第四号に掲げる法律の規定に違反する行為(以下この号において「違反行為」という。)をし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第三十条の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合</u> <u>イ 技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時に、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。</u> <u>ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為(以下このロにおいて「同一違反行為」という。)を行った場合であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時に、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれが</u>
--	--	--	---

		<u>あること。</u> <u>四 団体監理型実習実施者等が職業安定法施行令第一条第五号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第五十六条の二の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合</u> <u>イ 技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時に、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。</u> <u>ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行った場合であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時に、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。</u> <u>2 監理団体が、法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の五第一項ただし書の規定により技能実習職業紹介に関する求人の申込みを受理しないときは、団</u>
--	--	--

			<u>体監理型実習実施者等に対し、その理由を説明しなければならない。</u> <u>（取扱職種の範囲等の届出等）</u> <u>規則第34条 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十二第一項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、法第二十三条第二項の申請又は法第三十二条第三項の規定による届出と併せて、別記様式第十一号又は別記様式第十七号により行うものとする。</u> <u>2 法務大臣及び厚生労働大臣は、法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十二第三項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、監理団体に対し、取扱職種の範囲等の変更を命令するときは、別記様式第十三号により通知するものとする。</u> <u>（取扱職種の範囲等の明示等）</u> <u>規則第35条 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十三（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、団体監理型実習実施者等の情報（技能実習職業紹介に係るものに限る。）及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱いに関する事項とする。</u> <u>2 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十三（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による明示は、技能実習職業紹介に関する求人の申込み又は求職の申</u>
--	--	--	--

	<u>込みを受理した後、速やかに、第三十二條第四項各号のいずれかの方法により行わなければならない。ただし、技能実習職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示すべき事項（次項において「明示事項」という。）をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。</u> <u>3 第三十二條第四項第二号イの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同号ロの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係る通信端末機器に備えられたファイルに記録された時に、それぞれ当該書面被交付者に到達したものとみなす。</u> <u>（主務大臣の指導等）</u> <u>規則第36条 法第二十七條第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十三條の六の規定により法務大臣及び厚生労働大臣が行う指導、助言及び勧告は、書面により行うものとする。</u>
（中略） 【留意事項】 <u>○ 職業安定法上の許可又は届出の取扱いについて</u> <u>技能実習法に基づく監理団体の許可を受けた場合には、法律上、技能実習に関する雇用関係の成立のあつせんは、職業安定法上の許可を受け又は届出をしなくとも実施可能となり</u>	（新設）

<u>ます。また、技能実習法の施行前に、技能実習に関する雇用関係の成立のあっせんのみを目的に職業安定法上の許可を受け又は届出をしている場合は、職業安定法上の許可又は届出については、日本人の職業紹介を別途行うといった事情が特段ない場合には、職業安定法上の規定に基づき廃止届出を提出いただくことが可能となります。なお、廃止届出をしない場合には、職業安定法により職業紹介事業者に対して課されている義務(例：事業報告書の提出)が、引き続き課されることとなります。</u> <u>○ 船員職業安定法上の許可の取扱いについて</u> <u>技能実習法に基づく監理団体の許可を受けた場合においても、法律上、船員職業安定法の特例は設けられていませんので、船員職業安定法上の許可は別途取得して頂く必要があります。これは、海上労働の特殊性(長期間の孤立性、陸上の支援・保障を受けられない自己完結性、危険性、職住一致等)を有する船員の利益を確保するために、別途国土交通大臣からの許可を得て頂くことを求めているものです。</u>	
【関係規定】 <u>(職業安定法の特例等)</u> <u>法第27条</u> <u>2 監理団体が行う技能実習職業紹介事業に関しては、監理団体を職業安定法第四条第九項に規定する職業紹介事業者、同法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者若しくは</u>	(新設)

同法第三十三条第一項の許可を受けた者又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関とみなして、職業安定法第五条の二、第五条の三、第五条の五から第五条の七まで、第三十二条の十二及び第三十二条の十三(これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の五から第三十四条まで、第四十八条並びに第四十八条の三第二項及び第三項並びに労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第五条の三第三項及び第四項、第五条の五第一項第三号、第三十二条の十三(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。))並びに第三十三条の六の規定中「厚生労働省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三十二条の十二第一項及び第三項(これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の六、第四十八条並びに第四十八条の三第二項及び第三項並びに労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十一条及び第十二条第一項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「主務大臣」とする。

3 前項において読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十二第一項(同法第三十三条第四項において準

<u>用する場合を含む。)の規定による届出の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。</u> <u>4 前三項に定めるもののほか、技能実習職業紹介事業に関し必要な事項は、主務省令で定める。</u>	
<u>(労働条件等の明示)</u> <u>規則第32条 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第五条の三第三項の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。</u> <u>一 団体監理型技能実習生等に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件(以下「従事すべき業務の内容等」という。)の範囲内で従事すべき業務の内容等を特定する場合</u> <u>二 団体監理型技能実習生等に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等を削除する場合</u> <u>三 従事すべき業務の内容等を追加する場合</u> <u>2 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</u> <u>一 前項第一号の場合において特定する従事すべき業務の内容等</u> <u>二 前項第二号の場合において削除する従事すべき業務の内容等</u>	

三 前項第三号の場合において追加
する従事すべき業務の内容等

3 法第二十七条第二項の規定により読
み替えて適用する職業安定法第五条
の三第四項の主務省令で定める事項
は、次のとおりとする。

一 団体監理型技能実習生等が従事
すべき業務の内容に関する事項

二 労働契約の期間に関する事項

三 就業の場所に関する事項

四 始業及び終業の時刻、所定労働
時間を超える労働の有無、休憩時
間及び休日に関する事項

五 賃金(臨時に支払われる賃金、賞
与及び労働基準法施行規則(昭和
二十二年厚生省令第二十三号)第
八条各号に掲げる賃金を除く。)の額
に関する事項

六 健康保険法(大正十一年法律第
七十号)による健康保険、厚生年金
保険法(昭和二十九年法律第百十
五号)による厚生年金、労働者災害
補償保険法による労働者災害補償
保険及び雇用保険法(昭和四十九
年法律第百十六号)による雇用保険
の適用に関する事項

七 団体監理型技能実習生等を雇用
しようとする者の氏名又は名称に
関する事項

4 法第二十七条第二項の規定により読
み替えて適用する職業安定法第五条
の三第四項の主務省令で定める方法
は、前項各号に掲げる事項(以下この
項及び次項において「明示事項」とい
う。)が明らかとなる次のいずれかの方
法とする。ただし、技能実習職業紹介
(監理団体の実習監理を受ける団体監

理型実習実施者等(団体監理型実習実施者又は団体監理型技能実習を行わせようとする者をいう。以下同じ。))のみを求人者とし、当該監理団体の実習監理に係る団体監理型技能実習生等のみを求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における技能実習に係る雇用関係の成立をあっせんすることをいう。以下同じ。))の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、明示事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

一 書面の交付の方法

二 次のいずれかの方法によることを書

面被交付者(明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この条及び第三十五条第三項において同じ。))が希望した場合における当該方法

イ ファクシミリを利用してする送信の方法

ロ 電子メールその他のその受信

をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下「電子メール等」という。))の送信の方法(当該書面被交付者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)

5 前項第二号イの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付

者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同号口の方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係る通信端末機器に備えられたファイルに記録された時に、それぞれ当該書面被交付者に到達したものとみなす。

6 団体監理型実習実施者等は、団体監理型技能実習生等に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等に関する記録を、当該明示に係る技能実習職業紹介が終了する日（当該明示に係る技能実習職業紹介が終了する日以降に当該明示に係る労働契約を締結しようとする者にあつては、当該明示に係る労働契約を締結する日）までの間保存しなければならない。

（求人者の申込みを受理しない場合）

規則第33条 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の五第一項第三号の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 団体監理型実習実施者等が職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）第一条第一号又は第三号に掲げる法律の規定に違反する行為（労働基準法施行規則第二十五条の二第一項並びに第三十四条の三第一項及び第二項の規定に違反する行為を含む。以下この号において「違反行為」という。）をした場合であつて、法第二十七条第二項の規定によりみなして適用する職業安定法第五条の五第二項の規定

による報告の求め(以下この項において「報告の求め」という。))により、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ 技能実習職業紹介に関する求人
人の申込みの時に、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと(当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において当該違反行為と同一の規定に違反する行為(ロにおいて「同一違反行為」という。)をしたことがある場合その他当該違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがある場合に限る。))。

ロ 当該違反行為に係る事件について刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第二百三条第一項(同法第二百十一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。)若しくは第二百四十六条の規定による送致又は同法第二百四十二条の規定による送付(以下このロにおいて「送致等」という。)が行われ、その旨の公表が行われた場合であって、次のいずれかに該当すること。

(1) 当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合(当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であって、当該違反行為の是正が行われた日から当該送致等の日まで

の期間(2)において「経過期間」という。)が六月を超えるときに限る。)であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時に、当該送致等の日から起算して六月を経過していないこと。

(2) 当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合(当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であって、経過期間が六月を超えないときに限る。)であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時に、当該送致等の日から起算して一年から経過期間を減じた期間が経過していないこと。

(3) 当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合(当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合を除く。)又は当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われていない場合であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時に、当該送致等の日から起算して一年を経過していないこと、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月が経過していないこと。

二 団体監理型実習実施者等が職業安定法施行令第一条第二号に掲げる法律の規定に違反する行為(以下この号において「違反行為」という。)をし、法第二十七条第二項の規定に

より読み替えて適用する職業安定法
第四十八条の三第三項の規定によ
る公表がされた場合であって、報告
の求めにより、次のいずれかに該当
することが確認された場合

イ 技能実習職業紹介に関する求
人の申込みの時に、当該違
反行為の是正が行われていない
こと又は是正が行われた日から起
算して六月を経過していないこと。

ロ 当該違反行為の是正が行われた
日から起算して六月を経過する前
に当該違反行為と同一の規定に
違反する行為（以下このロにおい
て「同一違反行為」という。）を行っ
た場合であって、技能実習職業紹
介に関する求人の申込みの時に
おいて、当該同一違反行為の是
正が行われていないこと又は是正
が行われた日から起算して六月を
経過していないことその他当該同
一違反行為が団体監理型技能実
習生等の職場への定着に重大な
影響を及ぼすおそれがあること。

三 団体監理型実習実施者等が職業
安定法施行令第一条第四号に掲げ
る法律の規定に違反する行為（以下
この号において「違反行為」という。）
をし、雇用の分野における男女の均
等な機会及び待遇の確保等に関す
る法律（昭和四十七年法律第百十
三号）第三十条の規定による公表が
された場合であって、報告の求めに
より、次のいずれかに該当することが
確認された場合

イ 技能実習職業紹介に関する求
人の申込みの時に、当該違

反行為の是正が行われていない
こと又は是正が行われた日から起
算して六月を経過していないこと。

- ロ 当該違反行為の是正が行われた
日から起算して六月を経過する前
に当該違反行為と同一の規定に
違反する行為(以下このロにおい
て「同一違反行為」という。)を行っ
た場合であって、技能実習職業紹
介に関する求人の申込みの時に
において、当該同一違反行為の是
正が行われていないこと又は是正
が行われた日から起算して六月を
経過していないことその他当該同
一違反行為が団体監理型技能実
習生等の職場への定着に重大な
影響を及ぼすおそれがあること。

四 団体監理型実習実施者等が職業
安定法施行令第一条第五号に掲
げる法律の規定に違反する行為
(以下この号において「違反行為」
という。)をし、育児休業、介護休
業等育児又は家族介護を行う労
働者の福祉に関する法律(平成
三年法律第七十六号)第五十六
条の二の規定による公表がされた
場合であって、報告の求めにより、
次のいずれかに該当することが確
認された場合

- イ 技能実習職業紹介に関する求人
の申込みの時ににおいて、当該違反
行為の是正が行われていないこと
又は是正が行われた日から起算し
て六月を経過していないこと。

- ロ 当該違反行為の是正が行われた
日から起算して六月を経過する前
に当該違反行為と同一の規定に違

反する行為(以下この口において「同一違反行為」という。)を行った場合であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時に、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

2 監理団体が、法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の五第一項ただし書の規定により技能実習職業紹介に関する求人の申込みを受理しないときは、団体監理型実習実施者等に対し、その理由を説明しなければならない。

(取扱職種の範囲等の届出等)

規則第34条 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十二第一項(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、法第二十三条第二項の申請又は法第三十二条第三項の規定による届出と併せて、別記様式第十一号又は別記様式第十七号により行うものとする。

2 法務大臣及び厚生労働大臣は、法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十二第三項(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により、監理団体に対し、取扱職種の範囲等の変更を命令するときは、別記様式第十三号により通知するものとする。

（取扱職種の範囲等の明示等）

規則第35条 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十三（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、団体監理型実習実施者等の情報（技能実習職業紹介に係るものに限る。）及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱いに関する事項とする。

2 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十三（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による明示は、技能実習職業紹介に関する求人の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに、第三十二条第四項各号のいずれかの方法により行わなければならない。ただし、技能実習職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示すべき事項（次項において「明示事項」という。）をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

3 第三十二条第四項第二号イの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同号ロの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係る通信端末機器に備えられたファイルに記録された時に、それぞれ当該書面被交付者に到達したものとみなす。

（主務大臣の指導等）

規則第36条 法第二十七条第二項の規

<u>定により読み替えて適用する職業安定法第三十三条の六の規定により法務大臣及び厚生労働大臣が行う指導、助言及び勧告は、書面により行うものとする。</u> ○ <u>監理団体及び団体監理型実習実施者等は、技能実習法第27条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法の規定に基づき、</u> ： <u>労働条件等の明示（職業安定法第5条の3）</u> ： <u>取扱職種の範囲等の届出（職業安定法第32条の12）</u> ： <u>取扱職種の範囲等の明示（職業安定法第32条の13）</u> ： <u>職業紹介事業者の責務（職業安定法第33条の5）</u> <u>等に関して適切に対応する必要があります。</u> ○ <u>監理団体が行う技能実習職業紹介事業については、技能実習法第27条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法第48条の規定に基づき、監理団体及び団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針（平成29年法務省・厚生労働省告示第2号）に具体的な留意点等を定めています。</u> ○ <u>特に監理団体が行う求人の申込みの受理については、以下の留意事項のほか、上記指針第3の1に定める「監理団体における求人の申込みの受理に関する事項」及び「職業紹介事業の業務運営要領」（以下 URL）を御参照ください。</u>	（新設） ○ <u>なお、監理団体が行う技能実習職業紹介については、監理団体及び団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針（平成29年法務省・厚生労働省告示第2号）に具体的な留意点等を定めていますので、併せて御参照ください。</u> （新設）
--	--

【留意事項】

- 取扱職種の範囲等の届出について
法第27条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法第32条の12第1項の規定により、監理団体は取扱職種の範囲等の届出を行わなければならないこととされていますが、その届出は、監理団体の許可の申請又は監理団体の許可の変更の届出の際に、これらの手続と併せて行うこととしています。

○ 求人の受理に当たっての手続

法第27条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法第5条の5第1項ただし書は、監理団体が同条同項各号に該当する求人の申込みを受理しないことができる旨を定めており、受理した場合であっても法に違反することとはなりません。ただし、当該規定は、不適切な求人により技能実習生の実習継続に悪影響が及ぶことを防ぐこと等を目的としており、監理団体は、その趣旨を踏まえ、以下に記載するところにより、所要の対応を行うことが求められます。

： 原則として、実習実施者等に対し、求人の申込みが職業安定法第5条の5第1項各号のいずれかに該当するか否かを自己申告させるべきこと(指針第3の1(1))。

(職業安定法第5条の5第1項各号のうち、同項第3号及び第5号については、求人の申込みが各号に該当するか否かについて求人内容から判断す

【留意事項】

- 取扱職種の範囲等の届出について
法第27条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法第32条の12第1項の規定により、監理団体は取扱職種の範囲等の届出を行わなければならないこととされていますが、その届出は、監理団体の許可の申請又は監理団体の許可の変更の届出の際に、これらの手続と併せて行うこととしています。

(新設)

<u>ることができないが、各実施者が不受理事由に該当するか否かに関する情報の公表は行われないため、監理団体は、求人の受理に当たり、同法第5条の5第2項の規定に基づき、実習実施者等が各不受理事由に該当するか否かの自己申告を求めること。なお、実習実施者等が正当な理由なく自己申告に応じない場合には、同法第5条の5第3項違反となり、監理団体は、同条第1項第6号により、当該求人者からの求人の申込みを受理しないことができること。)</u> <u>： 求人の申込みが同法第5条の5第1項各号のいずれかに該当することを知った場合は、当該求人の申込みを受理しないことが望ましいこと。(指針第3の1(2))</u> <u>(制度の趣旨を踏まえ、実習実施者等からの自己申告を通じて、求人の申込みが求人不受理事由に該当することを知った場合は、当該求人の申込みを受理しないことが望ましいこと。)</u> (削除)	<u>○ 職業安定法上の許可又は届出の取扱いについて</u> <u>技能実習法に基づく監理団体の許可を受けた場合には、法律上、技能実習に関する雇用関係の成立のあつせんは、職業安定法上の許可を受け又は届出をしなくとも実施可能となります。また、技能実習法の施行前に、技能実習に関する雇用関係の成立のあつせんのみを目的に職業安定法上の許可を受け又は届出をしている場合は、職業安定法上の許可又</u>
---	--

(削除)	は届出については、日本人の職業紹介を別途行うといった事情が特段ない場合には、職業安定法上の規定に基づき廃止届出を提出いただくことが可能となります。なお、廃止届出をしない場合には、職業安定法により職業紹介事業者に対して課されている義務(例:事業報告書の提出)が、引き続き課されることになります。 ○ <u>船員職業安定法上の許可の取扱いについて</u> <u>技能実習法に基づく監理団体の許可を受けた場合においても、法律上、船員職業安定法の特例は設けられていませんので、船員職業安定法上の許可は別途取得して頂くことが必要です。これは、海上労働の特殊性(長期間の孤立性、陸上の支援・保障を受けられない自己完結性、危険性、職住一致等)を有する船員の利益を確保するために、別途国土交通大臣からの許可を得て頂くことを求めているものです。</u>
-------------	--

【通し番号】57

【改正後の運用要領における該当ページ】P248

【改正箇所】第5章 第5節 監理費(技能実習法第28条)

3行目～19行目

改正	現行
○ 監理団体は、監理事業に通常要する経費等を勘案して規則第37条で定められた適正な種類及び額の監理費を実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収することができることとされており、それ以外の場合には、いかなる名義でも手数料又は報酬を徴収することはできません。技能実習生等からは、直接的又は間接的にも、負担を求めることはできません。 <u>○ 事業所について無償又は安価に提供を受けるなど、金銭以外の手段により便宜を受けることは認められていません。</u> ※ 技能実習生が外国の送出機関へ支払う手数料が、外国の送出機関を経由して監理団体に流れている場合等は、監理団体が実質的に技能実習生から手数料を徴収しているとみなされるため、法第28条第1項の規定に抵触することとなります。 ○ (略) ○ 「職業紹介費」は、実習実施者等と技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用とされており、職業紹介費に含まれる費用としては例えば以下のものが挙げられます。 ① 募集及び選抜に要する人件費、交通費 ・ 送出機関との連絡・協議に要する費用 ・ 実習実施者との連絡・協議に要する費用 ② 外国の送出機関へ支払う費用 ・ 外国の送出機関が技能実習生を監理団体に取り次ぐに当たって要する費用(人件費、事務諸経費、<u>送出管理費</u>等)	○ 監理団体は、監理事業に通常要する経費等を勘案して規則第37条で定められた適正な種類及び額の監理費を実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収することができることとされており、それ以外の場合には、いかなる名義でも手数料又は報酬を徴収することはできません。技能実習生等からは、直接的又は間接的にも、負担を求めることはできません。 (新設) ※ 技能実習生が外国の送出機関へ支払う手数料が、外国の送出機関を経由して監理団体に流れている場合等は、監理団体が実質的に技能実習生から手数料を徴収しているとみなされるため、法第28条第1項の規定に抵触することとなります。 ○ (略) ○ 「職業紹介費」は、実習実施者等と技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用とされており、職業紹介費に含まれる費用としては例えば以下のものが挙げられます。 ① 募集及び選抜に要する人件費、交通費 ・ 送出機関との連絡・協議に要する費用 ・ 実習実施者との連絡・協議に要する費用 ② 外国の送出機関へ支払う費用 ・ 外国の送出機関が技能実習生を監理団体に取り次ぐに当たって要する費用(人件費、事務諸経費等)

【通し番号】58

【改正後の運用要領における該当ページ】P248～249

【改正箇所】第5章 第5節 監理費(技能実習法第28条)

P248 の 30 行目

P249 の5行目～6行目

改正	現行
○「職業紹介費」は、実習実施者等と技能実習生等との間における雇用関係の成立のあつせんに係る事務に要する費用とされており、職業紹介費に含まれる費用としては例えば以下のものが挙げられます。 ①～②（略） ○「講習費」は、入国前講習及び入国後講習に要する費用が該当します。講習費に含まれる費用としては、例えば、監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、講習手当、<u>入国前講習委託費</u>等が挙げられます。 ○（略） ○「その他諸経費」としては、職業紹介費、講習費及び監査指導費に含まれない、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用であり、例えば以下のものが挙げられます。 ・ 技能実習生の渡航及び帰国に要する費用（<u>帰国するまでの間の生活支援に要する費用を含む。</u>） ・ （略）	○「職業紹介費」は、実習実施者等と技能実習生等との間における雇用関係の成立のあつせんに係る事務に要する費用とされており、職業紹介費に含まれる費用としては例えば以下のものが挙げられます。 ①～②（略） ○「講習費」は、入国前講習及び入国後講習に要する費用が該当します。講習費に含まれる費用としては、例えば、監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、講習手当等が挙げられます。 ○（略） ○「その他諸経費」としては、職業紹介費、講習費及び監査指導費に含まれない、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用であり、例えば以下のものが挙げられます。 ・ 技能実習生の渡航及び帰国に要する費用 ・ （略）

【通し番号】59

【改正後の運用要領における該当ページ】P249～250

【改正箇所】第5章 第5節 監理費(技能実習法第28条)

P249の20行目～P250の4行目

改正	現行
○ 監理団体は、実習実施者から監理費を徴収した場合には、その収支を明らかにするために監理費管理簿(参考様式第4-5号)を監理事業を行う事業所ごとに作成し、それぞれの事務所に備え置かなければなりません。 【留意事項】 ○ 監理費の徴収時点について 監理費の徴収については、「求人の申込みを受理した時以降」「講習の開始日以降」といった形で、実際に費用が発生した日以降に徴収する旨が規定されていますが、これはあくまで監理費として精算する時点を規定したものです。<u>例えば、渡航及び帰国に要する費用や実習実施者の倒産等により技能実習が継続できなくなった場合の対応に要する費用については、予期せず急に</u><u>出費が必要となる場合等もあることから、</u>実習実施者等が事前に監理団体に一定の金銭を預託しておき、費用が発生した時点で預託しておいた金銭から精算するという方法も可能です。 ○ 監理費の料金表の設定について 監理費の額については、職業紹介費、講習費、監査指導費及びその他諸経費のいずれの種類についても、規則第37条において実費に限る旨が規定されていますが、実費については決算等により事後的に確定する部分もあります。この場合に、実費の確定前に、実費に相当する額が記載された監理費の料金表(監理費表)を定め、実習	○ 監理団体は、実習実施者から監理費を徴収した場合には、その収支を明らかにするために監理費管理簿(参考様式第4-5号)を監理事業を行う事業所ごとに作成し、それぞれの事務所に備え置かなければなりません。 【留意事項】 ○ 監理費の徴収時点について 監理費の徴収については、「求人の申込みを受理した時以降」「講習の開始日以降」といった形で、実際に費用が発生した日以降に徴収する旨が規定されていますが、これは<u>飽くまで</u>監理費として精算する時点を規定したものです。実習実施者等が事前に監理団体に一定の金銭を預託しておき、費用が発生した時点で預託しておいた金銭から精算するという方法も可能です。 ○ 監理費の料金表の設定について 監理費の額については、職業紹介費、講習費、監査指導費及びその他諸経費のいずれの種類についても、規則第37条において実費に限る旨が規定されていますが、実費については決算等により事後的に確定する部分もあります。この場合に、実費の確定前に、実費に相当する額が記載された監理費の料金表を定め、実習実施者等か

実施者等から事前に徴収することは差し支えありません。 この場合、<u>監理費表</u>に基づき徴収した監理費については、決算等の結果に基づき、実費として適正なものであったかについて事後的な確認が必要となります。また、<u>監理費表</u>についても、実費としてふさわしい設定となっているか、不断に見直しを行うことが必要となります。 <u>監理費表は、監理団体の業務の運営に関する規程の別表であることから、この監理費表に基づいて監理費の徴収を行っていることが明確になるよう、監理団体の事業所内に、一般の人からも見える場所に掲示することが望まれます。なお、監理費表は、実費の範囲内で見直しが可能です。</u>	ら事前に徴収することは差し支えありません。 この場合、<u>料金表</u>に基づき徴収した監理費については、決算等の結果に基づき、実費として適正なものであったかについて事後的な確認が必要となります。また、<u>監理費の料金表</u>についても、実費としてふさわしい設定となっているか、不断に見直しを行うことが必要となります。
---	--

【通し番号】60

【改正後の運用要領における該当ページ】P250

【改正箇所】第5章第5節

9行目～14行目

新	旧
【留意事項】 (略) ○ 監理費が実費であることについて (略) <u>○ 送出機関へ支払う費用について</u> <u>監理費は予め用途及び金額を明示して徴収したものであることから、一旦徴収した送出管理費は全額を送出機関へ支払う必要があり、技能実習生の途中帰国や失踪等を理由に送出管理費を減額して支払うことはできません。</u> <u>また、送出機関への送出管理費の支払いに当たっては、支払の証明が容易な送金手続により支払い、かつ、協定に送金先口座を明記するなどの措置が望まれます。</u> ○ 毎月定額を預託する場合の取扱いについて (略)	【留意事項】 (略) ○ 監理費が実費であることについて (略) (新設) ○ 毎月定額を預託する場合の取扱いについて (略)

【通し番号】61

【改正後の運用要領における該当ページ】P250

【改正箇所】第5章第5節 監理費(技能実習法第 28 条)

23 行目～29 行目

新	旧
【留意事項】 (略) ○ 監理費管理簿について (略) <u>○ 監理費管理簿(参考様式第4－5号)の記載について</u> <u>監理費管理簿は、監理費の徴収・支出・設定の適正性を担保するために作成が義務づけられているものであり、会計帳簿の作成をもって監理費管理簿の作成を省略することはできません。</u> <u>なお、監理費管理簿には、監理費の区分を明記して記載する必要があります。</u> <u>また、人件費・交通費など、1回の支出に係る実習実施者が複数にわたり明らかでないときには、実習実施者の記載を省略することができます。</u>	【留意事項】 (略) ○ 監理費管理簿について (略) (新設)

【通し番号】62

【改正後の運用要領における該当ページ】P252

【改正箇所】第5章 第7節 許可の条件(技能実習法第30条)

27 行目～30 行目

改正	現行
○ 監理団体の許可には条件を付されることがあります。付される条件の具体例としては、例えば以下のものが挙げられます。 ① 取扱職種の範囲等に関するもの ・「実習監理をする団体監理型技能実習の取扱職種は、適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点からの指導を担当する技能実習計画の作成指導者が在籍する職種の範囲に限る。」(監理団体の役職員に技能実習計画の作成指導者として、技能実習生に修得等をさせようとする技能等について一定の経験や知識がある者が在籍していなければならないという趣旨(規則第52条第8号参照)) <u>※ 監理団体は、その法人形態によって実習監理を受ける団体監理型実習実施者が監理団体の組合員や会員等である場合に限っているものがあり、取扱職種を営む実習実施者が監理団体に加入することができるよう、法人の定款上明らかな必要があります(規則第 29 条第1項参照)。</u> ② (略)	○ 監理団体の許可には条件を付されることがあります。付される条件の具体例としては、例えば以下のものが挙げられます。 ① 取扱職種の範囲等に関するもの ・「実習監理をする団体監理型技能実習の取扱職種は、適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点からの指導を担当する技能実習計画の作成指導者が在籍する職種の範囲に限る。」(監理団体の役職員に技能実習計画の作成指導者として、技能実習生に修得等をさせようとする技能等について一定の経験や知識がある者が在籍していなければならないという趣旨(規則第52条第8号参照)) (新設) ② (略)

【通し番号】63

【改正後の運用要領における該当ページ】P264

【改正箇所】第5章 第9節 変更の許可等

40 行目～42 行目

改正	現行
第2 変更の届出に関する事項 ○（略） 表 監理団体の変更届出 項番 14 監理責任者の氏名 【新たに選任する場合】 ・ 住民票の写し ・ 健康保険証等の被保険者証の写し <u>（保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングしたもの）</u>	第2 変更の届出に関する事項 ○（略） 表 監理団体の変更届出 項番 14 監理責任者の氏名 【新たに選任する場合】 ・ 住民票の写し ・ 健康保険証等の被保険者証の写し

【通し番号】64

【改正後の運用要領における該当ページ】P268

【改正箇所】第5章 第10節 技能実習実施困難時の届出等(技能実習法第33条)

22行目～24行目

改正	現行
○ 現在の実習実施者で技能実習を継続することができなくなった場合には、技能実習生が実習先を変更するなどして技能実習を継続したいとの希望を持っているかを確認することが必要となります。継続の希望を持っている場合には、他の実習実施者や監理団体等との連絡調整等の必要な措置を講じなければなりません（法第51条）。また、次の実習先が確保されるまでの間の技能実習生の待遇がどのようなになっているのかなど、<u>技能実習生の現状（入国状況、住宅の確保、休業手当や雇用保険の受給状況を含む生活費等の確保）や技能実習の継続のための措置（転籍等の連絡調整等の状況、帰国する場合は帰国理由や予定時期等）を含めて届け出る必要があります。</u>	○ 現在の実習実施者で技能実習を継続することができなくなった場合には、技能実習生が実習先を変更するなどして技能実習を継続したいとの希望を持っているかを確認することが必要となります。継続の希望を持っている場合には、他の実習実施者や監理団体等との連絡調整等の必要な措置を講じなければなりません（法第51条）。また、次の実習先が確保されるまでの間の技能実習生の待遇がどのようなになっているのかなど、<u>技能実習生の現状を含めて届け出る必要があります。</u>

【通し番号】65

【改正後の運用要領における該当ページ】P269

【改正箇所】第5章 第11節 事業の休廃止(技能実習法第34条)

28 行目～31 行目

改正	現行
○ 監理団体は、監理事業を休廃止しようとするときは、休廃止予定日の1か月前までに、休廃止する旨、実習監理を行う実習実施者に係る技能実習を継続するための措置などについて記載して、機構の本部事務所の審査課に事業廃止届出書又は事業休止届出書(省令様式第19号)を提出しなければなりません。 <u>なお、監理事業は休廃止せず、一部の監理事業所を休廃止する場合は、変更届出書(省令様式第17号)を提出してください。</u> <u>○ 監理事業を休廃止した場合も、休廃止した事業年度に係る事業報告書(省令様式第23号)の提出は必要です。</u>	○ 監理団体は、監理事業を休廃止しようとするときは、休廃止予定日の1か月前までに、休廃止する旨、実習監理を行う実習実施者に係る技能実習を継続するための措置などについて記載して、機構の本部事務所の審査課に事業廃止届出書又は事業休止届出書(省令様式第19号)を提出しなければなりません。 (新設)

【通し番号】66

【改正後の運用要領における該当ページ】P274

【改正箇所】第5章 第14節 第1 許可の取消し等に関する事項

5行目～22 行目

新	旧
【留意事項】 ○監理団体の許可の取消しが行われた場合にあっては、原則として、対象となる監理団体が実習監理する全ての技能実習生について、当該監理団体の実習監理の下では、実習を継続することができないこととなります。 そのため、技能実習生が同一の実習実施者で引き続き実習を継続するためには、当該実習実施者が他の監理団体に監理団体を変更することが必要になります。その場合、新たな監理団体の指導を受けて、技能実習計画の変更の認定を受けることが必要となります。 <u>○ また、許可の取消しを受けた監理団体は、実習実施者等から徴収した監理費について、徴収と費用支出の時期に応じて適切に精算することが必要です。例えば、①渡航及び帰国に要する費用や実習実施者の倒産等により技能実習が継続できなくなった場合の対応に要する費用について、予期せず急に</u> <u>出費が必要となる場合等もあることから、実習実施者が事前に監理団体に一定の金銭を預託していた場合、②決算等により事後的に確定する部分があり、実費の確定前に実費に相当する金額が記載された監理費の料金表を定め、実習実施者から事前に徴収していた場合、③監理費の料金表に基づき実習実施者が事前に監理団体へ毎月定額を預託していた場合等が考えられます。</u> <u>これら①～③のような場合には、許可の取消しの処分を受けた時点で監理事業に要する費用を早急に確定させ、徴収した金銭から当該費用を差し引き精算することが望ま</u>	【留意事項】 ○監理団体の許可の取消しが行われた場合にあっては、原則として、対象となる監理団体が実習監理する全ての技能実習生について、当該監理団体の実習監理の下では、実習を継続することができないこととなります。 そのため、技能実習生が同一の実習実施者で引き続き実習を継続するためには、当該実習実施者が他の監理団体に監理団体を変更することが必要になります。その場合、新たな監理団体の指導を受けて、技能実習計画の変更の認定を受けることが必要となります。 (新設)

しいものです。費用の確定が遅れるような場合でも、必要な精算を行うことについて、実習実施者等に対して早急に連絡することが重要です。また、許可の取消しを受ける前までに徴収した送出管理費につき、許可の取消しを受けた後に、送出機関への支払日が設定されている場合も考えられます。この場合、許可の取消しを受けた監理団体は、既に徴収した送出管理費を送出機関へ支払うことは可能です。

なお、契約期間の途中における契約解除も想定されるため、監理団体と実習実施者の間において、契約解除に係る諸費用の精算方法について契約書に記載するなど、契約締結の段階で予め定めておくことが望まれます。

【通し番号】67

【改正後の運用要領における該当ページ】P279

【改正箇所】第5章 第17節 監理責任者の設置等(技能実習法第40条)

32 行目

新	旧
第17節 監理責任者の設置等 ○監理責任者には、欠格事由に該当する者（禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えた日から5年を経過していない者など）、過去5年以内に出入国又は労働に関する法令（ <u>技能実習法令も含まれます。</u> ）に関し不正又は著しい不当な行為をした者、未成年者はな ることができません。	第17節 監理責任者の設置等 ○監理責任者には、欠格事由に該当する者（禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えた日から5年を経過していない者など）、過去5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しい不当な行為をした者、未成年者はな ることができません。

【通し番号】68

【改正後の運用要領における該当ページ】P280

【改正箇所】第5章 第17節 監理責任者の設置等(技能実習法第40条)

9行目～18 行目

改正	現行
○（略） ○ 監理責任者は、法第40条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を統括管理するために、下記の①～③の条件を満たす監理事業を行う事業所ごとに選任された者でなくてはなりません。 ①～②（略） ③ 過去3年以内に監理責任者に対する講習（第8章の主務大臣が告示した養成講習機関が実施する講習）を修了した者 ※ ③については、経過措置が、令和2年3月31日に終了しました。これによりすべての監理責任者は期限までに③の条件を満たす必要があります。 ※ 監理責任者は、①～③の条件を満たす必要がありますが、それ以外に特段の資格等の取得が求められるものではありません。 ※ 監理責任者は、法第40条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を全て監理責任者自らが行わなければならないのではなく、監理責任者の統括管理の下、監理団体の役職員にその一端を担わせることは可能です。 <u>※ 「常勤」とは、出勤日数や勤務時間に定めはありませんが、監理団体のみに雇用され、常時、監理事業を行える状態にあるなど、当該監理団体の業務に専念していることを言います。</u>	○（略） ○ 監理責任者は、法第40条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を統括管理するために、下記の①～③の条件を満たす監理事業を行う事業所ごとに選任された者でなくてはなりません。 ①～②（略） ③ 過去3年以内に監理責任者に対する講習（第8章の主務大臣が告示した養成講習機関が実施する講習）を修了した者 ※ ③については、経過措置はが、令和2年3月31日に終了しました。これによりすべての監理責任者は期限までに③の条件を満たす必要があります。 ※ 監理責任者は、①～③の条件を満たす必要がありますが、それ以外に特段の資格等の取得が求められるものではありません。 ※ 監理責任者は、法第40条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を全て監理責任者自らが行わなければならないのではなく、監理責任者の統括管理の下、監理団体の役職員にその一端を担わせることは可能です。 （新設）

【通し番号】69

【改正後の運用要領における該当ページ】P288

【改正箇所】第5章 第20節 個人情報の取扱いと秘密保持義務(技能実習法第43条・第44条)

17 行目～19 行目

改正	現行
○（略） ○ これに加え、監理団体は、監理事業に関し、実習実施者等及び技能実習生等の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、監理事業の目的の達成に必要な範囲内で個人情報を収集し、並びにその収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならないこととされています(法第43条第1項)。<u>監理団体宛ての電話を他法人や監理団体の役職員以外の個人に転送したり、対応させたりすることは、個人情報の取扱い上問題となる場合があります。</u> ○（略）	○（略） ○ これに加え、監理団体は、監理事業に関し、実習実施者等及び技能実習生等の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、監理事業の目的の達成に必要な範囲内で個人情報を収集し、並びにその収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならないこととされています(法第43条第1項)。 ○（略）

【通し番号】70

【改正後の運用要領における該当ページ】P289～291

【改正箇所】第5章 第21節 留意事項

P289の30行目～P291の2行目

改正	現行
第1 吸収合併の場合の取扱い ○ 新規に監理団体の許可申請を要する場合は以下のとおりです。 ①～④（略） ○ 新規に監理団体の許可申請を要しない場合は以下のとおりです。 合併前に存続法人が監理団体の許可を受けている場合であって、合併後に存続法人が監理事業を行おうとするときは、新規の監理団体の許可申請を行う必要はありません（<u>存続法人が一般監理事業を行っている場合も同様に、改めて一般監理事業の申請を行う必要はありません。</u>）。なお、合併により法人の名称等に変更がある場合には、変更の届出を行うことが必要です。 ※ <u>存続法人ではなく、消滅する法人が一般監理事業の許可を得ている場合であっても、優良要件の基準は監理事業を行う法人に着目して判断されるものであるため、存続法人に消滅する法人が得ていた監理許可が自動的に付与されることにはならず、一般監理事業としての実績も引き継がれないことに注意してください（仮に消滅法人が第3号技能実習の実習監理を行っている場合には、他の一般監理団体への転籍が必要となりますので、ご注意ください。）。</u> 第2（略） 第3 吸収分割・<u>新設分割</u>の場合の取扱い ○ <u>吸収分割の場合</u> ① 既存の法人が既に存在する他法人に既存事業を分割し継承させる吸収分割の場合に	第1 吸収合併の場合の取扱い ○ 新規に監理団体の許可申請を要する場合は以下のとおりです。 ①～④（略） ○ 新規に監理団体の許可申請を要しない場合は以下のとおりです。 合併前に存続法人が監理団体の許可を受けている場合であって、合併後に存続法人が監理事業を行おうとするときは、新規の監理団体の許可申請を行う必要はありませんが、合併により法人の名称等に変更がある場合には、変更の届出を行うことが必要です。 （新設） 第2（略） 第3 吸収分割等の場合の取扱い ○ 既に存在する他の法人に分割する法人の営業を継承させる吸収分割の場合 <u>又は新設</u>

は、吸収合併の場合の取扱いに準じて対応することとなります。 <u>○ 新設分割の場合</u> <u>① 既存の法人が、新設する法人に既存事業の一部を継承させる新設分割の場合には、既存法人が得ている監理事業の許可が一般監理事業か特定監理事業かの区分にかかわらず、必ず新規監理団体の許可申請が必要となります。</u> <u>※ 事業の一部を分割する既存の法人が一般監理事業の許可を得ている場合であっても、優良要件の基準は法人に着目して判断されるものであるため、当該事業の一部を継承する新設法人に監理許可が自動的に付与されることにはならず、一般監理事業としての実績も引き継がれないことに注意してください。</u> <u>※ 仮に既存の法人から分割され継承される既存事業が、第3号技能実習の実習監理を含む場合であっても、新設法人が新たに一般監理事業の許可を得られるまでの間は、第3号技能実習の実習監理は行うことはできませんので、ご注意ください。</u>	<u>する法人に分割する営業を継承させる新設分割の場合</u>には、吸収合併の場合の取扱いに準じて対応することとなります。 (新設)
---	--

【通し番号】71

【改正後の運用要領における該当ページ】P295

【改正箇所】第6章第1節第2節

12 行～15 行目

新	旧
【留意事項】 ○監理団体が外国の送出機関に対して違約金等の設定を行うことについて (略)、技能実習生の保護の観点からあつてはならないものです(規則第 10 条第2項第6号口の規定にも違反するものです)。 <u>監理団体が、外国の送出機関と上記の内容の違約金等を定める契約を締結したことをもって、監理団体の許可の取消しの対象となった事例があります。</u> <u>送出機関との間で技能実習生の受入事業に係る契約を締結する際は十分に内容を確認するようにしてください。</u>	【留意事項】 ○監理団体が外国の送出機関に対して違約金等の設定を行うことについて (略)、技能実習生の保護の観点からあつてはならないものです(規則第 10 条第2項第6号口の規定にも違反するものです)。 (新設)

【通し番号】72

【改正後の運用要領における該当ページ】P295～296

【改正箇所】第6章第1節 第3 旅券・在留カードの保管等の禁止

P295 の 27 行目～P296 の9行目

新	旧
○ このため、技能実習を行わせる者若しくは実習監理者又はこれらの役員が、技能実習生の旅券や在留カードを保管することは、<u>技能実習生の同意の有無や理由によらず</u>、禁止されています。 <u>特に</u>、技能実習生の意思に反して技能実習生の旅券や在留カードを保管した場合には、罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）の対象となります（法第111条第5号）。 ○ また、技能実習を行わせる者若しくは実習監理者又はこれらの役員が、技能実習生の外出その他の私生活の自由を不当に制限することは禁止されています。 <u>具体的には、技能実習生に対して、他の者との通信を禁止するために携帯電話を取り上げる行為、外出を一律に禁止する行為（宿泊施設について合理的な理由なく一律の門限を設けることを含む）、男女交際等を禁止する行為、妊娠しないこと等を誓約させる行為、宿泊施設内の居室等の技能実習生のプライベートな空間に理由なくカメラを設置する（防犯目的でプライベートな空間が写らないように設置した場合は除く）等が想定されます。</u> これに違反して、技能実習生に対し、解雇その他の労働関係上の不利益又は制裁金の徴収その他の財産上の不利益を示して、技能実習が行われる時間以外における他の者との通信若しくは面談又は外出の全部又は一部を禁止する旨を告知した場合には、罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）の対象となります（法第111条第6号）。	○ このため、技能実習を行わせる者若しくは実習監理者又はこれらの役員が、技能実習生の旅券や在留カードを保管することは禁止されています。 <u>これに違反して</u>、技能実習生の意思に反して技能実習生の旅券や在留カードを保管した場合には、罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）の対象となります。（法第111条第5号）。 ○ また、技能実習を行わせる者若しくは実習監理者又はこれらの役員が、技能実習生の外出その他の私生活の自由を不当に制限することは禁止されています。 （新設） これに違反して、技能実習生に対し、解雇その他の労働関係上の不利益又は制裁金の徴収その他の財産上の不利益を示して、技能実習が行われる時間以外における他の者との通信若しくは面談又は外出の全部又は一部を禁止する旨を告知した場合には、罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）の対象となります（法第111条第6号）。

【通し番号】73

【改正後の運用要領における該当ページ】P300

【改正箇所】第7章第1節 指導及び助言等(技能実習法第50条)

P300の表中、ベトナム語及び中国語における対応日時列

新				旧			
○ 機構における母国語による相談窓口については、以下のとおりですが、詳細は、機構のHPを確認してください。 また、当該情報については、入国時に技能実習生に配付する技能実習生手帳にも記載しておりますので、入国後講習において、法的保護に必要な情報の科目を行う際に、技能実習生に対して技能実習生手帳を教材として使用して確実に周知することが必要です。				○ 機構における母国語による相談窓口については、以下のとおりですが、詳細は、機構のHPを確認してください。 また、当該情報については、入国時に技能実習生に配付する技能実習生手帳にも記載しておりますので、入国後講習において、法的保護に必要な情報の科目を行う際に、技能実習生に対して技能実習生手帳を教材として使用して確実に周知することが必要です。			
対応言語	対応日時	電話番号(略)	母国語相談サイトURL(略)	対応言語	対応日時	電話番号(略)	母国語相談サイトURL(略)
ベトナム語	月～金、 <u>日</u> 11:00～19:00 <u>(日曜:9:00～17:00)</u>			ベトナム語	月～金 11:00～19:00		
中国語	月、水、金、 <u>日</u> 11:00～19:00 <u>(日曜:9:00～17:00)</u>			中国語	月、水、金 11:00～19:00		
(略)				(略)			

【通し番号】74

【改正後の運用要領における該当ページ】P301

【改正箇所】第7章 第2節 連絡調整等

18 行目から 20 行目

改正	現行
○（略） ○ また、主務大臣等はその措置の円滑な実施のために必要があると認めるときは、実習実施者や監理団体等に対する指導及び助言を行うことができます。 具体的には、機構HPにおいて、転籍を支援するための「監理団体向け実習先変更支援サイト (https://www.support.otit.go.jp/kanri/)を開設しており、同サイトにおいて、実習先変更を希望する技能実習生を新たに受け入れることができる監理団体の情報を掲載しています。これにより、技能実習を行わせることが困難となった実習実施者や監理団体等が、技能実習生の新たな受入れ先を円滑に確保するための措置を講ずることとしています。詳細は、機構のHPを確認してください。 <u>○ あわせて、技能実習の実施が困難になった技能実習生について、機構から転籍、生活等の支援状況を照会させていただく場合がありますので御協力をお願いします。</u> ○ なお、機構では、やむを得ない事情で技能実習の実施が困難となった技能実習生を受け入れていただける監理団体及び実習実施者を募集しておりますので、御検討、御協力いただける方は、機構本部の技能実習部援助課（援助・相談班）に、御相談ください。	○（略） ○ また、主務大臣等はその措置の円滑な実施のために必要があると認めるときは、実習実施者や監理団体等に対する指導及び助言を行うことができます。 具体的には、機構HPにおいて、転籍を支援するための「監理団体向け実習先変更支援サイト (https://www.support.otit.go.jp/kanri/)を開設しており、同サイトにおいて、実習先変更を希望する技能実習生を新たに受け入れることができる監理団体の情報を掲載しています。これにより、技能実習を行わせることが困難となった実習実施者や監理団体等が、技能実習生の新たな受入れ先を円滑に確保するための措置を講ずることとしています。詳細は、機構のHPを確認してください。 （新設） なお、機構では、やむを得ない事情で技能実習の実施が困難となった技能実習生を受け入れていただける監理団体及び実習実施者を募集しておりますので、御検討、御協力いただける方は、機構本部の技能実習部援助課（援助・相談班）に、御相談ください。

【通し番号】75

【改正後の運用要領における該当ページ】P302

【改正箇所】第7章 第2節 連絡調整等(技能実習法第51条)

6行目～14行目

改正後	改正前
【留意事項】 ○ (略) ○ (略) ○ <u>実習実施者</u>等を変更する場合の調整について <u>実習実施者、監理団体又は取次送出機関の少なくともいずれか1つを変更する場合にあつては、関係する当事者間で争いとなることがないよう、技能実習生を含めた当事者間で、事前の同意を得ておくことが望まれます。</u> <u>例えば、実習実施者及び監理団体が変更される場合においては、対象となる技能実習生、変更前後の実習実施者、変更前後の監理団体及び取次送出機関の6者の間で、変更に係る同意を得ておくことが望まれます。</u> <u>さらに、上記に加え、取次送出機関も併せて変更となる場合には、変更後の送出機関も含めた最大7者の同意を得ることが望まれます。</u> <u>(削除)</u>	【留意事項】 ○ (略) ○ (略) ○ <u>実習先</u>等を変更する場合の調整について <u>実習先変更又は実習監理を行う監理団体を変更する場合にあつては、以下のとおり、関係する当事者間で争いとなることがないよう、当事者間での同意を得ることが望まれます。</u> (新設) ① <u>実習先を変更する場合</u> <u>対象となる技能実習生、実習監理を行う監理団体、変更前後の実習実施者及び取次送出機関の5者の間での変更に係る同意</u> ② <u>実習監理を行う監理団体を変更する場合</u> <u>対象となる実習実施者、実習</u>

	<u>生、変更前後の監理団体及び取次送出機関の5者の間での変更に係る同意</u> <u>③ 取次送出機関を変更する場合</u> <u>対象となる技能実習生、実習実施者、実習監理を行う監理団体、変更前後の取次送出機関の5者での変更に係る同意</u>
--	---

【通し番号】76

【改正後の運用要領における該当ページ】P308

【改正箇所】第8章 養成講習

8行目

改正	現行
○ 監理団体において監理事業を行う事業所ごとに選任することとされている監理責任者及び監理団体が監理事業を適切に運営するために設置することとされている指定外部役員又は外部監査人、実習実施者において技能実習を行わせる事業所ごとに選任することとされている技能実習責任者については、いずれも、3年ごとに、主務大臣が適当と認めて告示した機関（以下「養成講習機関」という。）によって実施される講習（以下「養成講習」という。）を受講しなければなりません。 （削除）	○ 監理団体において監理事業を行う事業所ごとに選任することとされている監理責任者及び監理団体が監理事業を適切に運営するために設置することとされている指定外部役員又は外部監査人、実習実施者において技能実習を行わせる事業所ごとに選任することとされている技能実習責任者については、いずれも、3年ごとに、主務大臣が適当と認めて告示した機関（以下「養成講習機関」という。）によって実施される講習（以下「養成講習」という。）を受講しなければなりません。 <u>※ 経過措置は、令和2年3月31日に終了しました。これにより養成講習の対象者である監理責任者、指定外部役員若しくは外部監査人又は技能実習責任者は、講習を受講することが必要となります。</u>

【通し番号】77

【改正後の運用要領における該当ページ】P314～326

【改正箇所】第8章 第3節 第3 養成講習の実施方法等

P314の14行目～P326の最終行目

改正	現行
第8章 第3節 第3 (1) 養成講習の開催 ○ 養成講習は以下のエリア(※)単位で実施します。養成講習機関となることを希望する者は、申込みの際に講習を実施するエリアを申請します(複数エリアの申請が可能です)。講習を実施することとなったエリアについては、エリア内の全都道府県で各講習の種類(科目)ごとに年度に1回は講習を実施することが必要です。 (注1) 申請していないエリアでは講習を実施することはできません(オンラインの非対面方式による実施を除く。) (注2) エリア内の全都道府県で実施したうえで、エリア内の特定の都道府県において複数回の講習を実施いただくことは可能です。 (※) 各エリアの都道府県 北海道・東北エリア…北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島 関東エリア…茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨 中部・北陸エリア…新潟・富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・三重 近畿エリア…滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山 中国エリア…鳥取・島根・岡山・広島・山口 四国エリア…徳島・香川・愛媛・高知 九州エリア…福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄 ○ <u>令和3年度より、3年ごとの更新のた</u>	第8章 第3節 第3 (1) 養成講習の開催 ○ 養成講習は以下のエリア(※)単位で実施します。養成講習機関となることを希望する者は、申込みの際に講習を実施するエリアを申請します(複数エリアの申請が可能です)。講習を実施することとなったエリアについては、エリア内の全都道府県で各講習の種類(科目)ごとに年度に1回は講習を実施することが必要です。 (注1) 申請していないエリアでは講習を実施することはできません。 (注2) エリア内の全都道府県で実施したうえで、エリア内の特定の都道府県において複数回の講習を実施いただくことは可能です。 (※) 各エリアの都道府県 北海道・東北エリア…北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島 関東エリア…茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨 中部・北陸エリア…新潟・富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・三重 近畿エリア…滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山 中国エリア…鳥取・島根・岡山・広島・山口 四国エリア…徳島・香川・愛媛・高知 九州エリア…福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄 (新設)

めに受講する２回目以降の養成講習（以下、「更新時講習」という。）については、オンラインの非対面方式で実施いただくことも可能となりました（オンラインの非対面方式で実施する場合の要件等については、後記第８節に定めております。）。この場合、上記のエリアに関係なく講習を実施することができます。

（２） 養成講習の日程等

- 実施予定の養成講習の日程については、養成講習機関が任意に定めることができます。養成講習機関は、当該日程について、養成講習実施日程書（参考様式第５－３号、第５－４号）により養成講習機関のＨＰに掲載するほか、主務省庁及び機構のHPにリンクを掲載します。

- 令和３年度にオンラインの非対面方式で養成講習を実施する場合、主務省庁に事前に連絡するとともに、当該日程について養成講習機関のHPに掲載された養成講習実施日程書（参考様式第５－３号、第５－４号）を更新します。

- 養成講習機関は、養成講習実施日程書のＨＰへの掲載に当たり、講習の開催場所ごとに講習会場番号を発行してください。

※ 講習会場番号は、１の講習に対して１つ発行し、「養成講習機関番号（３桁）＋西暦下２桁＋月日（４桁）＋都道府県番号（２桁）＋当該月・都道府県における開催状況（００１～９９９、３桁）」の計１２桁により設定します。

オンラインの非対面方式で開催するものについては、都道府県番号を「００」として、当月分・都道府県における開催状

（２） 養成講習の日程等

- 実施予定の養成講習の日程については、養成講習機関が任意に定めることができます。養成講習機関は、当該日程について、養成講習実施日程書（参考様式第５－３号、第５－４号）により養成講習機関のＨＰに掲載するほか、主務省庁及び機構のHPにリンクを掲載します。

（新設）

- 養成講習機関は、養成講習実施日程書のＨＰへの掲載に当たり、講習の開催場所ごとに講習会場番号を発行してください。

※ 講習会場番号は、１の講習に対して１つ発行し、「養成講習機関番号（３桁）＋西暦下２桁＋月日（４桁）＋都道府県番号（２桁）＋当該月・都道府県における開催状況（００１～９９９、３桁）」の計１２桁により設定します。

（新設）

<u>況（001～999、3桁）については都道府県での開催分と合わせた通し番号とします。</u> （略） （４） 受講料 ○ 受講料については、あらかじめ対象者及び金額を明確にした上で、定めることができますが、この場合は、上記、養成講習実施日程書においてその内容を具体的に記載しなければなりません。 <u>○ 対面式で開催する場合の受講料とオンラインの非対面方式で開催する場合の受講料について、開催に必要な費用が異なることから、合理的な範囲で受講料が異なることは問題ありません。</u> （略） （５） 受講証明書の交付 ○ 養成講習機関は、養成講習終了後、速やかに講習修了者に対し、受講証明書（参考様式第５－５号から第５－８号まで）を交付しなければなりません。 <u>オンラインの非対面方式で開催した場合には、速やかに講習修了者に対して受講証明書を郵送すること。</u>	（略） （４） 受講料 ○ 受講料については、あらかじめ対象者及び金額を明確にした上で、定めることができますが、この場合は、上記、養成講習実施日程書においてその内容を具体的に記載しなければなりません。 （新設） （略） （５） 受講証明書の交付 ○ 養成講習機関は、養成講習終了後、速やかに講習修了者に対し、受講証明書（参考様式第５－５号から第５－８号まで）を交付しなければなりません。 （新設）
第８章 第４節 （略） ○ 養成講習の受講及び受講証明書の発行に際して、養成講習のなりすまし受講を防止するため、受講者の本人確認を徹底してください。本人確認は、必ず、運転免許証、パスポート等顔写真付きの公的証明書で行ってください。	第８章 第４節 （略） ○ 養成講習の受講及び受講証明書の発行に際して、養成講習のなりすまし受講を防止するため、受講者の本人確認を徹底してください。本人確認は、必ず、運転免許証、パスポート等顔写真付きの公的証明書で行ってください。

<u>オンラインの非対面方式で開催する場合についても、WEB画面上において、対面式の場合と同様に顔写真付きの公的証明書により本人確認を行う必要があります。なお、その場合には、個人情報漏洩防止及び講習日当日の時間的制約の観点等から、本人確認については講習前日までに個別に行うことが推奨されます。</u> また、顔写真付きの公的証明書がない者の場合には、顔写真付き社員証等の身分証明書に加えて国民健康保険証等公的証明書の2点によって確認を行ってください。ただし、顔写真がない身分証明書によって確認する場合については、複数の公的証明書で確認してください。	(新設) また、顔写真付きの公的証明書がない者の場合には、顔写真付き社員証等の身分証明書に加えて国民健康保険証等公的証明書の2点によって確認を行ってください。ただし、顔写真がない身分証明書によって確認する場合については、複数の公的証明書で確認してください。
<u>第8章 第8節 オンラインの非対面方式で更新時講習を実施する場合の要件について</u> <u>○ オンラインの非対面方式で更新時講習を実施する場合には、以下の要件を満たさなければなりません。</u> <u>① 非対面方式での受講は、更新時講習の場合に限られること。</u> <u>② 講義については、事前に録画した映像を再生することは認められず、音声と映像を伴うシステムにより、講師と受講者が同時に双方向で意思疎通する方法により実施すること。</u> <u>③ WEB画面上において、写真付きの身分証明書等により本人確認を行うこと。</u> <u>④ 配布するテキストは印刷したものを事前に郵送するか、PDF等の電子媒体をメール等で送付すること。</u> <u>⑤ 対面式と同様に理解度テストを実施すること。実施方法については、当面の間は、試験問題をメッセージに添付する等により配布し、試験時間終了時に回答用紙を撮影した写真や回答の電子データを</u>	(新設)

<u>提出させる方法を取ることも構わないが、オンラインでの選択式テストの実施を検討すること。</u> <u>⑥ 不正受講防止、受講態度不良者への注意喚起等の観点から、講師とは別に受講者を写したモニターを常時確認する補助者を配置すること。</u> <u>⑦ 不正受講防止等の観点から、非対面方式で実施する場合の受講者数は３０名程度を上限とすること。</u> <u>○ 非対面方式での実施方法等について疑義が生じた場合には主務省庁に相談してください。</u>	
---	--

【通し番号】 78

【改正後の運用要領における該当ページ】 P325

【改正箇所】 第8章 第7節 養成講習における理解度テスト

10 行目～16 行目

改正		現行	
○ 第5節の養成講習の講習内容について、当日の講習受講者が理解できているかを下記に掲げる事項に則したペーパーテストにより確認することが必要です。		○ 第5節の養成講習の講習内容について、当日の講習受講者が理解できているかを下記に掲げる事項に則したペーパーテストにより確認することが必要です。	
(略)	(略)	(略)	(略)
⑦ 結果 の報告	実施する講習に応じて、 <u>四半期ごと（4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月）</u> の結果を監理責任者等講習理解度テスト実施状況報告書（参考様式5－11）、技能実習責任者講習等理解度テスト実施状況報告書（参考様式5－12）に取りまとめ、 <u>四半期の翌月末までに電子媒体により</u> 報告すること。（結果報告先：厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室）	⑦ 結果 の報告	実施する講習に応じて、 <u>年度ごとに1年分</u> の結果を監理責任者等講習理解度テスト実施状況報告書（参考様式5－11）、技能実習責任者講習等理解度テスト実施状況報告書（参考様式5－12）に取りまとめ、 <u>翌年度の5月末日までに</u> 報告すること。 （結果報告先：厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室）

【通し番号】79

【改正後の運用要領における該当ページ】P327～P330

【改正箇所】第9章 第2節～第4節

P327 の 16 行目から P329 の 13 行目

新	旧
(削除)	<u>第2節 実習実施者及び監理団体による違法行為を惹起しないための措置</u>
(削除)	<u>○ 実習実施者は、関係法令を遵守し、認定を受けた技能実習計画に従って技能実習を行わせる責務を有しています。また、監理団体は、関係法令を遵守し、監理事業の適正な運営を確保する責務を有しています。</u>
(削除)	<u>第1 監理団体による監査等</u>
(削除)	<u>○ 団体監理型技能実習において、監理団体は、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか、出入国又は労働に関する法令に違反していないかなどの事項について、監理責任者の指揮の下で、3か月に1回以上の頻度で、実習実施者に対して監査を適切に行うことが必要です(P180参照)。</u> <u>※ 技能実習生は労働者として、日本人労働者と同様に労働に関する法令の適用を受け、保護されています。労働に関する法令とは、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法のほか、妊娠・出産等による不利益取扱いを禁止している男女雇用機会均等法や、同一労働同一賃金を定めたパートタイム・有期雇用労働法、ハラスメント防止対策を義務付ける労働施策総合推進法等(令和2年6月1日施行、一部中小事業主は令和4年3月31日まで努力義務)も含まれ、技能実習生も対象となることに注意してください。</u> <u>※ 監理団体は、技能実習生と雇用関係にあるものではなく、技能実習生に対して、パワ</u>

	<u>一ハラスメント等の防止について雇用管理上の措置義務を負うものではありませんが、法の趣旨を踏まえ、監理団体の役職員から技能実習生に対して、パワーハラスメント等に類する言動が行われることのないよう、雇用管理上の措置の内容を参考にしつつ、適切な対応に努めてください。</u>
(削除)	<u>○ また、3か月に1回以上の頻度で行う監査のほか、実習実施者が法第16条第1項各号(実習認定の取消し事由)のいずれかに該当する疑いがあると監理団体が認めた場合には、直ちに臨時の監査を行うことが必要となります(P183参照)。</u>
(削除)	<u>○ さらに、第1号技能実習の場合に、監査とは別に、監理責任者の指揮の下に、1か月につき少なくとも1回以上、監理団体の役職員が実習実施者に赴いて技能実習の実施状況を実地に確認するとともに、認定された技能実習計画に基づいて技能実習を適正に行わせるよう必要な指導を行うことが必要となります(P184参照)。</u>
(削除)	<u>○ このような監査や訪問指導を通じて、監理団体は実習実施者における技能実習の実施状況を適切に監理することが求められています。</u>
(削除)	<u>第2 法令違反時の報告</u>
(削除)	<u>○ 実習認定の取消事由(法第16条第1項各号)に該当するに至った場合は、企業単独型実習実施者は機構の地方事務所・支所の指導課に、団体監理型実習実施者は監理団体に、当該事実を報告しなければなりません。報告を受けた監理団体は、監査を行うこと等により、その事実を確認しなければなりません(P85参照)。</u>

【通し番号】80

【改正後の運用要領における該当ページ】P328～329

【改正箇所】第9章第3節

P328の23行目～P329の12行目

新	旧			
○ このような報告徴収、改善命令、認定の取消しといった指導監督は、実習実施者の違法行為の様態や悪質性などを踏まえて主務大臣等においてどのような権限行使を行うか判断がなされるものです。 改善命令や認定の取消しといった重大な指導監督を受けないためには、常日頃から関係法令を遵守することはもとより、機構からの実地検査時の指摘等について迅速に改善を図ることが肝要です。 <u>※これまでに技能実習計画の認定を取り消した事案について(主な事例)</u> <table><tr><td> <u>事例1</u> 【取消の理由】 <u>・事業活動に関し外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められたこと。</u> </td></tr><tr><td> <u>事例2</u> 【取消の理由】 <u>・技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行っていたこと。</u> </td></tr><tr><td> <u>事例3</u> 【取消の理由】 <u>・技能実習生に認定計画で定められた職種・作業と異なる作業に従事させていたこと。</u> <u>・入国後講習期間中に技能実習生を業務に従事させていたこと。</u> <u>・技能実習生に対して、入国後講習が適正に行われている旨の虚偽答弁を行うよう指示したこと。</u> </td></tr></table>	<u>事例1</u> 【取消の理由】 <u>・事業活動に関し外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められたこと。</u>	<u>事例2</u> 【取消の理由】 <u>・技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行っていたこと。</u>	<u>事例3</u> 【取消の理由】 <u>・技能実習生に認定計画で定められた職種・作業と異なる作業に従事させていたこと。</u> <u>・入国後講習期間中に技能実習生を業務に従事させていたこと。</u> <u>・技能実習生に対して、入国後講習が適正に行われている旨の虚偽答弁を行うよう指示したこと。</u>	○ このような報告徴収、改善命令、認定の取消しといった指導監督は、実習実施者の違法行為の様態や悪質性などを踏まえて主務大臣等においてどのような権限行使を行うか判断がなされるものです。 改善命令や認定の取消しといった重大な指導監督を受けないためには、常日頃から関係法令を遵守することはもとより、機構からの実地検査時の指摘等について迅速に改善を図ることが肝要です。 (新設)
<u>事例1</u> 【取消の理由】 <u>・事業活動に関し外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められたこと。</u>				
<u>事例2</u> 【取消の理由】 <u>・技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行っていたこと。</u>				
<u>事例3</u> 【取消の理由】 <u>・技能実習生に認定計画で定められた職種・作業と異なる作業に従事させていたこと。</u> <u>・入国後講習期間中に技能実習生を業務に従事させていたこと。</u> <u>・技能実習生に対して、入国後講習が適正に行われている旨の虚偽答弁を行うよう指示したこと。</u>				

<u>・外国人技能実習機構による実地検査時に虚偽の答弁をしたこと。</u>	
<u>事例4</u> 【取消の理由】 <u>・認定計画に従って報酬(割増賃金)を支払っていなかったこと。</u> <u>・外国人技能実習機構の実地検査時に虚偽の帳簿書類(賃金台帳等)の提示及び答弁をしたこと。</u>	

【通し番号】81

【改正後の運用要領における該当ページ】P330

【改正箇所】第9章第4節

6行目～21 行目

新	旧				
○ このような報告徴収、改善命令、事業停止命令、許可の取消しといった指導監督は、監理団体の違法行為の様態や悪質性などを踏まえて主務大臣においてどのような権限行使を行うか判断がされるものです。 改善命令や事業停止命令、許可の取消しといった重大な指導監督を受けないためには、常日頃から関係法令を遵守することはもとより、機構からの実地検査時の指摘等について迅速に改善を図ることが肝要です。 <u>※これまでに監理団体の許可を取り消した事案について(主な事例)</u> <table><tr><td> <u>事例1</u> 【取消の理由】 <u>・入国後講習を適切に実施せず、実地検査時に虚偽の入国後講習実施記録の提出等を行ったこと。</u> </td></tr><tr><td> <u>事例2</u> 【取消の理由】 <u>・送出機関との間で、技能実習に係る契約の不履行についての違約金契約を締結していたこと。</u> </td></tr><tr><td> <u>事例3</u> 【取消の理由】 <u>・自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせたこと。</u> </td></tr><tr><td> <u>事例4</u> 【取消の理由】 <u>・傘下の実習実施者に対して、監査を適切に行わなかったこと。</u> <u>・認定計画に従って入国後講習を行わなかったこと。</u> </td></tr></table>	<u>事例1</u> 【取消の理由】 <u>・入国後講習を適切に実施せず、実地検査時に虚偽の入国後講習実施記録の提出等を行ったこと。</u>	<u>事例2</u> 【取消の理由】 <u>・送出機関との間で、技能実習に係る契約の不履行についての違約金契約を締結していたこと。</u>	<u>事例3</u> 【取消の理由】 <u>・自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせたこと。</u>	<u>事例4</u> 【取消の理由】 <u>・傘下の実習実施者に対して、監査を適切に行わなかったこと。</u> <u>・認定計画に従って入国後講習を行わなかったこと。</u>	○ このような報告徴収、改善命令、事業停止命令、許可の取消しといった指導監督は、監理団体の違法行為の様態や悪質性などを踏まえて主務大臣においてどのような権限行使を行うか判断がされるものです。 改善命令や事業停止命令、許可の取消しといった重大な指導監督を受けないためには、常日頃から関係法令を遵守することはもとより、機構からの実地検査時の指摘等について迅速に改善を図ることが肝要です。 (新設)
<u>事例1</u> 【取消の理由】 <u>・入国後講習を適切に実施せず、実地検査時に虚偽の入国後講習実施記録の提出等を行ったこと。</u>					
<u>事例2</u> 【取消の理由】 <u>・送出機関との間で、技能実習に係る契約の不履行についての違約金契約を締結していたこと。</u>					
<u>事例3</u> 【取消の理由】 <u>・自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせたこと。</u>					
<u>事例4</u> 【取消の理由】 <u>・傘下の実習実施者に対して、監査を適切に行わなかったこと。</u> <u>・認定計画に従って入国後講習を行わなかったこと。</u>					

【通し番号】82

【改正後の運用要領における該当ページ】P331

【改正箇所】第 10 章 罰則

1 行目

新	旧
第 10 章 罰則	第 10 章 <u>違法行為による</u> 罰則

【省令様式】

【通し番号】01

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】別記様式第1号

新		旧	
別記様式第1号(第4条第1項関係) 第1面 A・B・C・D・E・F (略)		別記様式第1号(第4条第1項関係) 第1面 A・B・C・D・E・F (略)	
申請者		申請者 ㊟	
次の技能実習計画について、 <u>申請者は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。)第10条各号に規定する欠格事由(第7面記載)を確認するとともに、そのいずれにも該当しないことを誓約し、</u> 法第8条第1項の認定を申請します。		次の技能実習計画について <u>外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律</u> 第8条第1項の認定を申請します。	
(団体監理型技能実習に係るものである場合) 申請者に係る技能実習計画の作成につき、 申請者を指導したことを証明します。		(団体監理型技能実習に係るものである場合) 申請者に係る技能実習計画の作成につき、 申請者を指導したことを証明します。	
監理団体		監理団体 ㊟	
(注意) ※印欄には、記載しないこと。		(注意) 1 第1面の上方の申請者欄には、申請者の氏名又は名称を記名又は押印又は署名のいずれかにより記載すること。 2 ※印欄には、記載しないこと。	
第2面 A・B・C・D・E・F 技能実習計画 作成日： 年 月 日		第2面 A・B・C・D・E・F 技能実習計画 作成日： 年 月 日	
(略)	(略)	(略)	(略)
11 備考		11 備考	

※ 過去 1 年以内に技能 実習実施困難時届出書を 提出した技能実習生の有 無 ☐ 有 ☐ 無	(新設)
(注意) 1～5(略) 6 3欄の④は、第3号技能実習に係る申請で ある場合には、第2号技能実習の終了後第 3号技能実習の開始までの間又は第3号技 能実習開始から1年以内における本国への 一時帰国の期間(一時帰国する予定の期間 を含む。)を記載すること。帰国期間が複数 あり、その記載事項の全てを欄内に記載す ることができないときは、同欄に「別紙のと おり。」と記載し、別紙を添付すること。 7～15(略) 16 11 欄には、認定の申請に係る担当者の氏 名、職名及び連絡先を記載すること。また、 過去1年以内に技能実習実施困難時届出 書を提出した技能実習生の有無(※印)につ いて、該当する欄にチェックマークを付すこ と。その他伝達事項があれば併せて記載す ること。 (略) 第7面 A・B・C・D・E・F 私(申請者)は、法第 10 条各号に規定する 下記欠格事由のいずれにも該当しないことを確 認しましたので、その旨をここに誓約します。 ☐ ※ (注意) 申請者本人がチェックマークを付すこと。 【法第 10 条各号に規定する欠格事由】 (略) ○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実 習生の保護に関する法律施行令(平成二十九年政 令第百三十六号)(抄)	(注意) 1～5(略) 6 3欄の④は、第3号技能実習に係る申請で ある場合には、第2号技能実習の終了後第 3号技能実習の開始までの間又は第3号技 能実習開始から1年以内における本国への 一時帰国の期間(一時帰国する予定の期間 を含む。)を記載すること。帰国期間が複数 あり、その記載事項の全てを欄内に記載す ることができないときは、同欄に「別紙のと おり。」と記載し、別紙を添付すること。 7～15(略) 16 11 欄には、認定の申請に係る担当者の氏 名、職名及び連絡先を記載すること。その他 伝達事項があれば併せて記載すること。 (略) 第7面 A・B・C・D・E・F (新設) (新設) 申請者は外国人の技能実習の適正な実施 及び技能実習生の保護に関する法律第 10 条 各号に規定する以下に掲げる欠格事由のい ずれにも該当しないことを誓約します。 (略) ○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実 習生の保護に関する法律施行令(平成二十九年政 令第百三十六号)(抄)

(法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの) 第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。)第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。 一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百十七条(船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。)、第百十八条第一項(労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。)、第百十九条(第一条(同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))及び第百二十条(第一条(同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百一十一條の規定 (略) ○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号)(抄)	(法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの) 第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。)第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。 一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百十七条(船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。)、第百十八条第一項(労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。)、第百十九条(同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定)に係る部分に限る。))及び第百二十条(同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定)に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百一十一條の規定 (略) ○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年法務省・厚生労働省省令第三号)(抄)
---	--

【通し番号】02

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】別記様式第3号

新	旧
別記様式第3号(第 17 条関係) (略) 提出者 (団体監理型技能実習に係るものである場合 の指導証明) 監理団体 (略)	別記様式第3号(第 17 条関係) (略) 提出者  (団体監理型技能実習に係るものである場合 の指導証明) 監理団体  (略)

【通し番号】03

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】別記様式第4号

新	旧
別記様式第4号(第 18 条第1項関係) (略) 申請者 (団体監理型技能実習に係るものである場合 の指導証明) 監理団体 (略)	別記様式第4号(第 18 条第1項関係) (略) 申請者  (団体監理型技能実習に係るものである場合 の指導証明) 監理団体  (略)

【通し番号】04

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】別記様式第7号

新	旧
別記様式第7号(第 20 条第 1 項関係) (略) 届出者 (略)	別記様式第7号(第 20 条第 1 項関係) (略) 届出者  (略)

【通し番号】05

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】別記様式第9号

新			旧		
別記様式第9号(第 21 条第1項関係) (略)			別記様式第9号(第 21 条第 1 項関係) (略)		
届出者			届出者		
(略)			(略)		
記			記		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4技能実習を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因	(略)	上記事由の概要(発生時期、経緯、原因等)	4技能実習を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因	(略)	上記事由の概要(発生時期、経緯、原因、 <u>今後の対応</u> 等)
5企業単独型技能実習生の現	① 入国状況	<u>□ 入国前 □ 入国済</u> (年 月入国) (「入国前」にチェックマークを付した場合は5②及び③は記載不要。)	5企業単独型技能実習生の現	(新設)	(新設)
	② 住居の確保	<u>□ 有 □ 無</u>		(新設)	(新設)
	③ 生活費	<u>□ 有(休業手当) □ 有(雇用保険) □ 有(生活費等) □ 無</u>		(新設)	(新設)

状	等 の 確 保		状		
		②及び③の具体的状況等 (支援実施者、受給開始日等) []		(新 設)	(新設)
6企業単独型 技能実習の 継続のための 措置	企業単独型技能実習生の 企業単独型技能実習の 継続意思 ☐ 有 ☐ 無 <u>転籍等の連絡調整等の 状況、帰国する場合はその 理由や予定時期等</u> []		6企業単独型 技能実習の 継続のための 措置	企業単独型技能実習生の 企業単独型技能実習の 継続意思 ☐ 有 ☐ 無	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(注意) 1～3(略) 4 4欄には、届出に至った事由につき該当するものにチェックマークを付すこと(実習実施者の事業規模の縮小等を受けて、技能実習生本人が転籍等を希望している場合は、「企業単独型技能実習生の都合」ではなく、「企業単独型実習実施者の都合」の「経営上・事業上の理由」を選択すること)。また、その発生時期及び原因について具体的に記載すること。なお、技能実習生が技能実習の期間中に途中帰国する場合には、帰国の方針が決まった時点で、帰国日前に届け出ること。 5 5欄の①から③までは、技能実習の継続が困難となった後、次の実習先が見つかるまでの間又は帰国するまでの間の企業単独型技能実習生の現状について該当するものにチ			(注意) 1～3(略) 4 4欄には、届出に至った事由につき該当するものにチェックマークを付すこと。また、その発生時期及び原因について具体的に記載すること。なお、技能実習生が技能実習の期間中に途中帰国する場合には、帰国の方針が決まった時点で、帰国日前に届け出ること。 (新設)		

<u>エックマークを付すこと。</u> <u>6</u> (略) <u>7</u> (略)	<u>5</u> (略) <u>6</u> (略)
---	------------------------------

【通し番号】06

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】別記様式第 10 号

新		旧	
別記様式第 10 号(第 23 条第1項関係) 実施状況報告書 年 月 日 (略) 提出者 (団体監理型技能実習に係るものである場合 の指導証明) 監理団体 (略) 記		別記様式第 10 号(第 23 条第1項関係) 実施状況報告書 <u>令和</u> 年 月 日 (略) 提出者 <u>印</u> (団体監理型技能実習に係るものである場合 の指導証明) 監理団体 <u>印</u> (略) 記	
1 報告対象期 間	年4月1日 ～ 年3月31日	1 報告対象期 間	<u>令和</u> 年4月1日 ～ <u>令和</u> 年3月31日
(略)	(略)	(略)	(略)

【通し番号】07

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】別記様式第 11 号

新	旧						
別記様式第 11 号(第 24 条及び第 41 条第 1 項関係) 第1面 (略) 申請者 <u>申請者は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。)第 26 条各号に規定する欠格事由(第2面記載)を確認するとともに、そのいずれにも該当しないこと及び監理責任者が同条第5号イ(法第 10 条第 11 号に係る部分を除く。)又はロからニのいずれにも該当しないものであることを誓約し、以下のとおり申請します。</u> 1. 法第 23 条第2項の規定により下記のとおり監理団体の許可の申請をします。 2. 法第 31 条第2項の規定により下記のとおり監理団体の許可の有効期間の更新の申請をします。 記 <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (注意) 1～7(略) 8 法第 27 条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法第 32 条の 12 第1項の規定による届出は、1 欄の⑨の記載により行うものとする。 9～15(略)	(略)	(略)	(略)	別記様式第 11 号(第 24 条及び第 41 条第 1 項関係) 第1面 (略) 申請者 (新設) 1. <u>外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律</u> 第 23 条第2項の規定により下記のとおり監理団体の許可の申請をします。 2. <u>外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律</u> 第 31 条第2項の規定により下記のとおり監理団体の許可の有効期間の更新の申請をします。 記 <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (注意) 1～7(略) 8 <u>外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律</u> 第 27 条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法第 32 条の 12 第1項の規定による届出は、1 欄の⑨の記載により行うものとする。 9～15(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)					

別記様式 11 号(第 24 条及び第 41 条第1項
関係)
第 2 面

私(申請者)は、法第 26 条各号に規定する下記欠格事由のいずれにも該当しないこと及び監理責任者が同条第5号イ(法第 10 条第 11 号に係る部分を除く。)又は口から二のいずれにも該当しないものであることを確認しましたので、その旨をここに誓約します。 □※

(注意)

申請者本人がチェックマークを付すこと。

(削除)

【法第 26 条各号に規定する欠格事由】

(略)

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令(平成二十九年政令第百三十六号)(抄)

(法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの)

第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。)第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百七条(船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。)、第百十八条第一項(労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。)、第百十九条(第一号(同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))及び第百二十条(第一号(同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定

(略)

別記様式 11 号(第 24 条及び第 41 条第1項
関係)
第 2 面

(新設)

申請者は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 26 条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、監理責任者が、同条第 5 号イ(同法第 10 条第 12 号に係る部分を除く。)又は口から二のいずれにも該当しないものであることを誓約します。

(新設)

(略)

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令(平成二十九年政令第百三十六号)(抄)

(法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの)

第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。)第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百七条(船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。)、第百十八条第一項(労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。)、第百十九条(同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定)に係る部分に限る。))及び第百二十条(同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定)に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定

(略)

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号²(抄) (略)	○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号(抄) (略)
---	---

【通し番号】08

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】別記様式第 15 号

新	旧
別記様式第 15 号(第 38 条第2項関係) (略) 申請者 (略)	別記様式第 15 号(第 38 条第2項関係) (略) 申請者  (略)

【通し番号】09

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】別記様式第 16 号

新	旧
別記様式第 16 号(第 43 条第 1 項関係) (略) 申請者 (略)	別記様式第 16 号(第 43 条第 1 項関係) (略) 申請者  (略)

【通し番号】10

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】別記様式第 17 号

新	旧				
別記様式第 17 号(第 47 条第1項及び第2項 関係) (略) 届出者/申請者 記 <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (注意) 1(略) 2 変更の内容が許可証の記載事項に該当し ない場合は、表題の「変更届出書及び許可 証書換申請書」、上方2の全文及び記名欄 の「／申請者」を抹消すること。 3～9(略)	(略)	(略)	別記様式第 17 号(第 47 条第1項及び第2項 関係) (略) 届出者/申請者 記 <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (注意) 1(略) 2 変更の内容が許可証の記載事項に該当し ない場合は、表題の「変更届出書及び許可 証書換申請書」、上方2の全文及び署名欄 の「／申請者」を抹消すること。 3～9(略)	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				

【通し番号】11

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】別記様式第 18 号

新			旧		
別記様式第 18 号(第 48 条第1項関係) (略)			別記様式第 18 号(第 48 条第1項関係) (略)		
届出者			届出者 		
(略)			(略)		
記			記		
(略)		(略)	(略)		(略)
6技能実習を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因		(略) 上記事由の概要(発生時期、経緯、原因等) ()	6技能実習を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因		(略) 上記事由の概要(発生時期、経緯、原因、 <u>今後の対応</u> 等) ()
7団体 監理型 技能実習生の 現状	① 入国状況	<u>□ 入国前 □ 入国済</u> (年 月 入国) (「入国前」にチェックマークを付した場合は7②及び③は記載不要。)	7団体 監理型 技能実習生の 現状	(新設)	(新設)
	② 住居の確保	<u>□ 有 □ 無</u>		(新設)	(新設)
	③ 生活費等	<u>□ 有(休業手当) □ 有(雇用保険) □ 有(生活費等) □ 無</u>		(新設)	(新設)

	の 確 保				
		②及び③の具体的状況等 (支援実施者、受給開始日 等)		(新 設)	(新設)
		[]			
8団体監理型 技能実習の 継続のための 措置	企業単独型技能実習生 の企業単独型技能実習の 継続意思 ☐ 有 ☐ 無 <u>転籍等の連絡調整等の 状況、帰国する場合はその 理由や予定時期等</u> []	8団体監理型 技能実習の 継続のための 措置	企業単独型技能実習生 の企業単独型技能実習の 継続意思 ☐ 有 [] ☐ 無 []		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(注意) 1～4(略) 5 6欄には、届出に至った事由につき該当するものにチェックマークを付すこと(実習実施者の事業規模の縮小等を受けて、技能実習生本人が転籍等を希望している場合は、「団体監理型技能実習生の都合」ではなく、「団体監理型実習実施者の都合」の「経営上・事業上の理由」を選択すること)。また、その発生時期及び原因について具体的に記載すること。なお、技能実習生が技能実習の期間中に途中帰国する場合には、帰国の方針が決まった時点で、帰国日前に届け出ること。			(注意) 1～4(略) 5 6欄には、届出に至った事由につき該当するものにチェックマークを付すこと。また、その発生時期及び原因について具体的に記載すること。なお、技能実習生が技能実習の期間中に途中帰国する場合には、帰国の方針が決まった時点で、帰国日前に届け出ること。		
6 7欄の①から③までは、技能実習の継続が困難となった後、次の実習先が見つかるまでの間又は帰国するまでの間の団体監理型技能実習生の現状につき該当するものにチェックマークを付すこと。			(新設)		

<u>7</u> (略)	<u>6</u> (略)
<u>8</u> (略)	<u>7</u> (略)

【通し番号】12

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】別記様式第 19 号

新	旧
別記様式第 19 号(第 49 条第1項関係) (略) 届出者 (略)	別記様式第 19 号(第 49 条第1項関係) (略) 届出者  (略)

【通し番号】13

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】別記様式第 22 号

新	旧
別記様式第 22 号(第 55 条第1項関係) (略) 提出者 (略)	別記様式第 22 号(第 55 条第1項関係) (略) 提出者 印 (略)

【通し番号】14

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】別記様式第 23 号

新	旧				
別記様式第 23 号(第 55 条第2項関係) (略) 提出者	別記様式第 23 号(第 55 条第2項関係) (略) 提出者				
<table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	(略)	(略)	<table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				
(注意) 1～8(略) 9 11 欄は、実習監理した団体監理型技能実習生のうち報告対象技能実習事業年度内に行方不明となった者について記載し、行方不明率については、6欄の記載の対象となる実習監理した団体監理型技能実習生の数を分母として算出し記載すること。	(注意) 1～8(略) 9 11 欄は、実習監理した団体監理型技能実習生のうち報告対象技能実習事業年度内に行方不明となった者について記載し、行方不明率については、7欄の記載の対象となる実習監理した団体監理型技能実習生の数を分母として算出し記載すること。				
10～16(略)	10～16(略)				

【参考様式】

【通し番号】01

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第1－2号

新	旧
申請者の誓約書	申請者の誓約書
次の技能実習生に技能実習を行わせるに当たり、下記の事項を誓約します。	次の技能実習生に技能実習を行わせるに当たり、下記の事項を誓約します。
<u>※誓約事項の各項目を確認の上、□部分に☑を記載すること。</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)
記	記
【誓約事項】	【誓約事項】
<u>□1</u> (略)	<u>1</u> (略)
<u>□2</u> (略)	<u>2</u> (略)
<u>□3</u> (略)	<u>3</u> (略)
<u>□4</u> 入国後講習における技能実習生の法的保護に必要な情報についての科目が終了する前、及び当該科目に係る入国後講習の期間中は業務に従事させることは、決していたしません(第1号企業 <u>単独</u> 型技能実習の場合)。また、入国後講習の期間中に技能実習生を業務に従事させることは、決していたしません(第1号団体監理型技能実習の場合)	<u>4</u> 入国後講習における技能実習生の法的保護に必要な情報についての科目が終了する前、及び当該科目に係る入国後講習の期間中は業務に従事させることは、決していたしません(第1号企業 <u>単単独</u> 型技能実習の場合)。また、入国後講習の期間中に技能実習生を業務に従事させることは、決していたしません(第1号団体監理型技能実習の場合)。
<u>□5</u> (略)	<u>5</u> (略)
<u>□6</u> (略)	<u>6</u> (略)
<u>□7</u> 技能実習生の帰国旅費(第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。)を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます(企業 <u>単独</u> 型技能実習の場合)。	<u>7</u> 技能実習生の帰国旅費(第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。)を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます(企業 <u>単単独</u> 型技能実習の場合)。
<u>□8</u> (略)	<u>8</u> (略)
<u>□9</u> (略)	<u>9</u> (略)
<u>□10</u> (略)	<u>10</u> (略)
<u>□11</u> (略)	<u>11</u> (略)

<u>□12</u> (略) <u>□13</u> 技能実習生が、婚姻、妊娠、出産した場合に、解雇その他不利益な取扱いをすることは、決していたしません。 <u>□14</u> 外国人技能実習機構が行う実地検査に協力いたします。 <u>□15</u> 上記のほか、技能実習に関する法令に違反することは、決していたしません。万一、技能実習に関する法令に違反してしまったときは、直ちに外国人技能実習機構(企業<u>単独</u>型技能実習の場合)又は監理団体(団体監理型技能実習の場合)に報告します。 <u>□16</u> 申請書類一式について、記載内容は、事実と相違ありません。 (略) 作成責任者 役職・氏名	<u>12</u> (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>13</u> 上記のほか、技能実習に関する法令に違反することは、決していたしません。万一、技能実習に関する法令に違反してしまったときは、直ちに外国人技能実習機構(企業<u>単単独</u>型技能実習の場合)又は監理団体(団体監理型技能実習の場合)に報告します。 <u>14</u> 申請書類一式について、記載内容は、事実と相違ありません。 (略) 作成責任者 役職・氏名 <u>㊟</u>
---	---

【通し番号】02

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第1－5号

新	旧
参考様式第1－5号(第 20 条第 1 項関係)	参考様式第1－5号(第 20 条第 1 項関係)
(略)	(略)
年 月 日 作成 技能実習責任者の氏名 技能実習指導員の氏名 生活指導員の氏名	年 月 日 作成 技能実習責任者の氏名 印 技能実習指導員の氏名 印 生活指導員の氏名 印

【通し番号】03

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第1-10号

新	旧
参考様式第1-10号(規則第8条第8号関係)	参考様式第1-10号(規則第8条第8号関係)
(略)	(略)
年 月 日 作成 取次送出機関の氏名又は名称 作成責任者 役職・氏名	年 月 日 作成 取次送出機関の氏名又は名称 作成責任者 役職・氏名 印

【通し番号】04

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第1―11 号

新	旧
参考様式第 1-11 号(規則第8条 11 号関係)	参考様式第 1-11 号(規則第8条 11 号関係)
(略)	(略)
年 月 日 作成 外国の所属機関の名称 作成責任者 役職・氏名	年 月 日 作成 外国の所属機関の名称 作成責任者 役職・氏名 

【通し番号】05

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第 1-13 号

新	旧
参考様式第 1-13 号(規則第 8 条 12 号関係)	参考様式第 1-13 号(規則第 8 条 12 号関係)
(略)	(略)
年 月 日 作成 外国の準備機関の名称 作成責任者 役職・氏名	年 月 日 作成 外国の準備機関の名称 作成責任者 役職・氏名 

【通し番号】06

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第1-16号

改正			現行		
2. 宿泊施設			2. 宿泊施設		
宿泊施設の適正についての確認事項(入国後講習中の宿泊施設も含む)			宿泊施設の適正についての確認事項		
確認事項	措置の有無	特記事項	確認事項	措置の有無	特記事項
(略)			(略)		
⑦他に利用し得るトイレ、洗面所、洗濯場、浴場(脱衣室を含む。)のない場合には、当該施設を設けることとし、施設内を清潔にする措置を講じていること(各施設は一般的な機能を有する設備を設け、浴場は保温性を維持し、必要に応じプライバシーが守られるよう十分に配慮していること)	□有・□無		⑦他に利用し得るトイレ、洗面所、洗濯場、浴場のない場合には、当該施設を設けることとし、施設内を清潔にする措置を講じていること	□有・□無	
(略)			(略)		

<u>⑨ 宿泊施設内の共用部分については、衛生管理を行い、感染症の発生及びまん延防止のための措置を講じていること</u>	<u>□有・□無</u>		(新設)
--	--------------	--	------

【通し番号】07

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第 1-19 号

新	旧
参考様式第 1-19 号(規則第 8 条 17 号関係) A・D (略) 以上の内容について説明しました。 年 月 日 作成 説明者の氏名 (略)	参考様式第 1-19 号(規則第 8 条 17 号関係) A・D (略) 以上の内容について説明しました。 年 月 日 作成 説明者の氏名 印
参考様式第 1-19 号(規則第 8 条 17 号関係) B・C・E・F (略) 以上の内容について説明しました。 年 月 日 作成 説明者の氏名 (略)	参考様式第 1-19 号(規則第 8 条 17 号関係) B・C・E・F (略) 以上の内容について説明しました。 年 月 日 作成 説明者の氏名 印 (略)

【通し番号】08

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第1-21 号

改正				現行			
2 取次送出機関が徴収した費用の名目及び額				2 取次送出機関が徴収した費用の名目及び額			
	名目	徴収年月日	額		名目	徴収年月日	額
1～5(略)				1～5(略)			
<u>6</u>	その他 ()	年 月 日	計 (円)	<u>7</u>	その他 ()	年 月 日	計 (円)
<u>7</u>	その他 ()	年 月 日	計 (円)	<u>8</u>	その他 ()	年 月 日	計 (円)
<u>8</u>	その他 ()	年 月 日	計 (円)	<u>9</u>	その他 ()	年 月 日	計 (円)
			計 (円)				計 (円)
(略)				(略)			
作成責任者 役職・氏名				作成責任者 役職・氏名 			

【通し番号】09

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第 1-28 号

新	旧
参考様式第 1-28 号(規則第 8 条 26 号関係)	参考様式第 1-28 号(規則第 8 条 26 号関係)
(略)	(略)
年 月 日 作成 外国の所属機関の名称 作成責任者 役職・氏名	年 月 日 作成 外国の所属機関の名称 作成責任者 役職・氏名 

【通し番号】10

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第 1-29 号

新	旧
参考様式第 1-29 号(規則第 8 条 26 号関係)	参考様式第 1-29 号(規則第 8 条 26 号関係)
(略)	(略)
年 月 日 作成	年 月 日 作成
(企業単独型)申請者の氏名又は名称_____	(企業単独型)申請者の氏名又は名称_____
(団体監理型)監理団体の名称_____	(団体監理型)監理団体の名称_____
作成責任者 役職・氏名_____	作成責任者 役職・氏名_____ (印)

【通し番号】11

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第 1-31 号

新	旧
参考様式第 1-31 号	参考様式第 1-31 号
(略)	(略)
提出者(実習実施者名) (代表者名)	提出者(実習実施者名) (代表者名)
(略)	(略) 

【通し番号】12

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第 1-32 号

新	旧
参考様式第 1-32 号 (略) 年 月 日 作成 (略) 作成責任者 役職・氏名	参考様式第 1-32 号 (略) 年 月 日 作成 (略) 作成責任者 役職・氏名 

【通し番号】13

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第 1-33 号

新	旧
参考様式第 1-33 号（規則第 8 条第 26 号 関係） （略） 年 月 日 作成 教育機関の名称 作成責任者 役職・氏名	参考様式第 1-33 号（規則第 8 条第 26 号 関係） （略） 年 月 日 作成 教育機関の名称 作成責任者 役職・氏名 

【通し番号】14

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第 1-36 号

新	旧
参考様式第 1-36 号 (略) 年 月 日 作成 申請者の氏名又は名称 作成責任者 役職・氏名	参考様式第 1-36 号 (略) 年 月 日 作成 申請者の氏名又は名称 作成責任者 役職・氏名 

【通し番号】15

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第 1-38 号

新	旧
参考様式第 1-38 号(規則第 8 条第 26 号関係) (略) 申請者	参考様式第 1-38 号(規則第 8 条第 26 号関係) (略) 申請者 

【通し番号】16

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第 2-1 号

新	旧
参考様式第 2-1 号(規則第 27 条第 1 項第3号関係)	参考様式第 2-1 号(規則第 27 条第 1 項第3号関係)
(略)	(略)
年 月 日 作成	年 月 日 作成
申請者の名称	申請者の名称
作成責任者 役職・氏名	作成責任者 役職・氏名 

【通し番号】17

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第2－2号

新	旧
申請者の誓約書 下記の事項を誓約します。 <u>※誓約事項の各項目を確認の上、□部分に☑を記載すること。</u> 記 【誓約事項】 <u>□1</u> (略) <u>□2</u> (略) <u>□3</u> (略) <u>□4</u> (略) <u>□5</u> (略) <u>□6</u> (略) <u>□7</u> (略) <u>□8</u> (略) <u>□9</u> (略) <u>□10 団体監理型技能実習実施者が、技能実習生が、婚姻、妊娠、出産した場合に、解雇その他不利益な取扱いをしないよう、実習監理を行います。</u> <u>□11 外国人技能実習機構が行う実地検査に協力いたします。</u> <u>□12</u> 上記のほか、法第 39 条第3項の主務省令で定める基準に従って業務を実施するとともに、技能実習に関する法令に違反することは、決していたしません。万一、技能実習に関する法令に違反してしまったときは、直ちに外国人技能実習機構に報告します。 (略) 代表者氏名	申請者の誓約書 下記の事項を誓約します。 <u>(新規)</u> 記 【誓約事項】 <u>1</u> (略) <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>10</u> 上記のほか、法第 39 条第3項の主務省令で定める基準に従って業務を実施するとともに、技能実習に関する法令に違反することは、決していたしません。万一、技能実習に関する法令に違反してしまったときは、直ちに外国人技能実習機構に報告します。 (略) 代表者氏名 <u>㊟</u>

【通し番号】18

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第 2-3 号

新	旧
参考様式第 2-3 号(規則第 27 条第 1 項第 7 号関係)	参考様式第 2-3 号(規則第 27 条第 1 項第 7 号関係)
(略)	(略)
年 月 日 作成	年 月 日 作成
申請者の名称	申請者の名称
作成責任者 役職・氏名	作成責任者 役職・氏名 

【通し番号】19

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第 2-4 号

新	旧
参考様式第 2-4 号(規則第 27 条第 1 項第 8 号関係)	参考様式第 2-4 号(規則第 27 条第 1 項第 8 号関係)
(略)	(略)
年 月 日 作成	年 月 日 作成
申請者の名称	申請者の名称
作成責任者 役職・氏名	作成責任者 役職・氏名 

【通し番号】20

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第 2-5 号

新	旧
参考様式第 2-5 号(規則第 27 条第 1 項第 8 号関係) (略) 年 月 日 作成 監理責任者の氏名	参考様式第 2-5 号(規則第 27 条第 1 項第 8 号関係) (略) 年 月 日 作成 監理責任者の氏名 印

【通し番号】21

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第 2-6 号

新	旧
参考様式第 2-6 号(規則第 27 条第 1 項第 9 号関係)	参考様式第 2-6 号(規則第 27 条第 1 項第 9 号関係)
(略)	(略)
年 月 日 作成	年 月 日 作成
外部監査人の氏名又は名称	外部監査人の氏名又は名称
作成責任者 役職・氏名	作成責任者 役職・氏名 

【通し番号】22

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第 2-7 号

新	旧
参考様式第 2-7 号(規則第 27 条第 1 項第 9 号関係) (略) 年 月 日 作成 外部監査人の氏名又は名称	参考様式第 2-7 号(規則第 27 条第 1 項第 9 号関係) (略) 年 月 日 作成 外部監査人の氏名又は名称 

【通し番号】23

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第2－8号

○行目から○行目

新	旧
参考様式第2－8号(規則第 27 条第 1 項第 10 号関係)	参考様式第2－8号(規則第 27 条第 1 項第 10 号関係)
(略)	(略)
年 月 日 作成 指定外部役員の氏名	年 月 日 作成 指定外部役員の氏名 ㊞

【通し番号】24

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第2－9号

新	旧
参考様式第2－9号(規則第27条第1項第11号イ関係)	参考様式第2－9号(規則第27条第1項第11号イ関係)
(略)	(略)
年 月 日 作成	年 月 日 作成
外国の送出機関の氏名又は名称	外国の送出機関の氏名又は名称
作成責任者 役職・氏名	作成責任者 役職・氏名 

【通し番号】25

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第2-10 号

新	旧
参考様式第2-10 号(規則第 27 条第1項第 11 号二関係) (略) 年 月 日 作成 外国の送出機関の氏名又は名称 作成責任者 役職・氏名	参考様式第2-10 号(規則第 27 条第1項第 11 号二関係) (略) 年 月 日 作成 外国の送出機関の氏名又は名称 作成責任者 役職・氏名 

【通し番号】26

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第2-11 号

新	旧
参考様式第2-11 号(規則第 27 条第1項第 11 号木関係) (略) 年 月 日 作成 外国の送出機関の氏名又は名称 作成責任者 役職・氏名	参考様式第2-11 号(規則第 27 条第1項第 11 号木関係) (略) 年 月 日 作成 外国の送出機関の氏名又は名称 作成責任者 役職・氏名 ㊞

【通し番号】27

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第2-13号

新	旧
参考様式第2-13号(規則第27条第1項第12号関係) (略) 年 月 日 作成 申請者の氏名又は名称 作成責任者 役職・氏名	参考様式第2-13号(規則第27条第1項第12号関係) (略) 年 月 日 作成 申請者の氏名又は名称 作成責任者 役職・氏名 印

【通し番号】28

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第 2-14 号

新	旧												
参考様式第 2-14 号(規則第 27 条第 1 項第 13 号関係)	参考様式第 2-14 号(規則第 27 条第 1 項第 13 号関係)												
(略)	(略)												
年 月 日 作成	年 月 日 作成												
申請者の氏名又は名称	申請者の氏名又は名称												
作成責任者 役職・氏名	作成責任者 役職・氏名 ㊞												
参考様式第2－14 号別紙1 (略)	参考様式第2－14 号別紙1 (略)												
参考様式第2－14 号別紙2	参考様式第2－14 号別紙2												
受検技能実習生名簿	受検技能実習生名簿												
<table><tr><td>(略)</td><td>合格時の実 習実施者</td><td>修了年 月日</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></table>	(略)	合格時の実 習実施者	修了年 月日	(略)			<table><tr><td>(略)</td><td>合格時の実 習実施者</td><td>(新設)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></table>	(略)	合格時の実 習実施者	(新設)	(略)		
(略)	合格時の実 習実施者	修了年 月日											
(略)													
(略)	合格時の実 習実施者	(新設)											
(略)													

【通し番号】29

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第2-15 号

新	旧
参考様式第2-15 号	参考様式第2-15 号
(略)	(略)
提出者(監理団体名)	提出者(監理団体名)
(代表者氏名)	(代表者氏名) 
(略)	(略)

【通し番号】30

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第2-16 号

新	旧
参考様式第2-15 号(別記様式第 11 号、第 12 号及び第 16 号関係) (略) 年 月 日 作成 申請者の氏名又は名称 作成責任者 役職・氏名	参考様式第2-15 号(別記様式第 11 号、第 12 号及び第 16 号関係) (略) 年 月 日 作成 申請者の氏名又は名称 作成責任者 役職・氏名 

【通し番号】31

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第 2-17 号

新	旧
参考様式第 2-17 号	参考様式第 2-17 号
(略)	(略)
申出者	申出者
(略)	(略)

【通し番号】32

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第3－1号

新	旧
参考様式第3－1号(規則第12条第1項第10号関係)	参考様式第3－1号(規則第12条第1項第10号関係)
(略)	(略)
提出者	提出者 
(略)	(略)

【通し番号】33

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第3－2号

新	旧
参考様式第3－2号(規則第 49 条第3項関係)	参考様式第3－2号(規則第 49 条第3項関係)
(略)	(略)
届出者	届出者 
(略)	(略)

【通し番号】34

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第3－3号

新	旧
参考様式第3－3号(規則第 52 条第 13 号関係)	参考様式第3－3号(規則第 52 条第 13 号関係)
(略)	(略)
提出者	提出者
(略)	(略)

【通し番号】35

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第4－7号

新				旧			
参考様式第4－7号 監査実施概要 1(略) 2技能実習責任者及び技能実習指導員からの報告による監査				参考様式第4－7号 監査実施概要 1(略) 2技能実習責任者及び技能実習指導員からの報告による監査			
その他	⑳ 技能実習生が自分で技能実習生手帳を保管していること。	有・無		その他	㉑		
	㉒						
(注意) その他の㉒の欄については、①から㉑までのほかに、技能実習責任者及び技能実習指導員からの報告により監査した事項について記載すること。				(注意) その他の㉑の欄については、①から㉒までのほかに、技能実習責任者及び技能実習指導員からの報告により監査した事項について記載すること。			
3 技能実習生との面談による監査				3 技能実習生との面談による監査			
その他	㉑ 技能実習生が自分で技能実習生手帳を保管していること。	有・無		その他	㉑		
	㉒						
(注意) その他の㉒の欄については、①から㉑までの				(注意) その他の㉑の欄については、①から㉒までの			

ほかに、技能実習責任者及び技能実習指導員からの報告により監査した事項について記載すること。

4 設備の確認及び帳簿書類の閲覧による監査

その他	②① 技能実習生が自分で技能実習生手帳を保管していること。	有・無	
	②②		

(注意)

その他の②②の欄については、①から②①までのほかに、技能実習責任者及び技能実習指導員からの報告により監査した事項について記載すること。

ほかに、技能実習責任者及び技能実習指導員からの報告により監査した事項について記載すること。

4 設備の監査及び帳簿書類の閲覧による監査

その他	②①		
-----	----	--	--

(注意)

その他の②①の欄については、①から②①までのほかに、技能実習責任者及び技能実習指導員からの報告により監査した事項について記載すること。

【通し番号】36

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第5－1号

新	旧
参考様式第5－1号	参考様式第5－1号
(略)	(略)
申込者(実施機関名)	申込者(実施機関名)
代表者名	代表者名
住所	住所
電話番号	電話番号
(略)	(略)

印

【通し番号】37

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第5－2号

新	旧
参考様式第5－2号	参考様式第5－2号
(略)	(略)
申込者(実施機関名)	申込者(実施機関名)
代表者名	代表者名
住所	住所
電話番号	電話番号
(略)	(略)

【通し番号】 38

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】 参考様式 5－9 参考様式 5－10

改正					現行																								
参考様式第 5－9 号（日本産業規格 A 列 4） 監理責任者等講習受講者名簿					参考様式第 5－9 号（日本産業規格 A 列 4） 監理責任者等講習受講者名簿																								
<table><tr><td colspan="5">養成講習機関番号</td></tr><tr><td colspan="5"></td></tr></table>					養成講習機関番号										<table><tr><td colspan="5">養成講習機関番号</td></tr><tr><td colspan="5"></td></tr></table>					養成講習機関番号									
養成講習機関番号																													
養成講習機関番号																													
<u>（削除）</u>					<u>出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課 宛て</u>																								
<u>（削除）</u>					<u>厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室 宛て</u>																								
養成講習機関名					養成講習機関名																								
<table><tr><td>（略）</td><td>本人 確認</td><td><u>更 新 時 講 習 の 場 合 は○</u></td><td><u>前 回 の 受 講 年 月 日</u></td><td>理 解 度 テ ス ト の 結 果 ※ 再 テ ス ト を 除く</td></tr><tr><td colspan="5">（略）</td></tr></table>					（略）	本人 確認	<u>更 新 時 講 習 の 場 合 は○</u>	<u>前 回 の 受 講 年 月 日</u>	理 解 度 テ ス ト の 結 果 ※ 再 テ ス ト を 除く	（略）					<table><tr><td>（略）</td><td>本人 確認</td><td><u>（ 新 設 ）</u></td><td><u>（ 新 設 ）</u></td><td>理 解 度 テ ス ト の 結 果 ※ 再 テ ス ト を 除く</td></tr><tr><td colspan="5">（略）</td></tr></table>					（略）	本人 確認	<u>（ 新 設 ）</u>	<u>（ 新 設 ）</u>	理 解 度 テ ス ト の 結 果 ※ 再 テ ス ト を 除く	（略）				
（略）	本人 確認	<u>更 新 時 講 習 の 場 合 は○</u>	<u>前 回 の 受 講 年 月 日</u>	理 解 度 テ ス ト の 結 果 ※ 再 テ ス ト を 除く																									
（略）																													
（略）	本人 確認	<u>（ 新 設 ）</u>	<u>（ 新 設 ）</u>	理 解 度 テ ス ト の 結 果 ※ 再 テ ス ト を 除く																									
（略）																													
（記載要領） 1 本様式は、主務大臣の確認を受けた 養成講習機関にのみ電子媒体で配付する ものであること。 <u>（削除）</u>					（記載要領） 1 本様式は、主務大臣の確認を受けた 養成講習機関にのみ電子媒体で配付する ものであること。 <u>養成講習機関に示すメールアドレス に対して期日までに電子媒体により提出 すること。</u>																								

2 養成講習機関番号及び講習会場番号は、養成講習実施申出の際に主務省から付与したものを記入すること。 3 受講者番号は、開催した養成講習ごとに付与すること。 4 「理解度テスト」の結果は、正解した問題数を記載すること。 5 本受講者名簿は、講習終了後5年間保存すること。	2 養成講習機関番号及び講習会場番号は、養成講習実施申出の際に主務省から付与したものを記入すること。 3 受講者番号は、開催した養成講習ごとに付与すること。 4 「理解度テスト」の結果は、正解した問題数を記載すること。 (新設)																				
参考様式第5-10号(日本産業規格A列4) 技能実習責任者講習等受講者名簿 養成講習機関番号 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 養成講習機関名 1.技能実習責任者講習 <table><tr><td>(略)</td><td>本人確認</td><td><u>更新講習の場合</u> <u>は○</u></td><td><u>前回の受講年月日</u></td><td>理解度テストの結果 ※再テストを除く</td></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr></table> 2.技能実習指導員講習	(略)	本人確認	<u>更新講習の場合</u> <u>は○</u>	<u>前回の受講年月日</u>	理解度テストの結果 ※再テストを除く	(略)					参考様式第5-10号(日本産業規格A列4) 技能実習責任者講習等受講者名簿 養成講習機関番号 <u>出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課 宛て</u> <u>厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室 宛て</u> 養成講習機関名 1.技能実習責任者講習 <table><tr><td>(略)</td><td>本人確認</td><td><u>(新設)</u></td><td><u>(新設)</u></td><td>理解度テストの結果 ※再テストを除く</td></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr></table> 2.技能実習指導員講習	(略)	本人確認	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	理解度テストの結果 ※再テストを除く	(略)				
(略)	本人確認	<u>更新講習の場合</u> <u>は○</u>	<u>前回の受講年月日</u>	理解度テストの結果 ※再テストを除く																	
(略)																					
(略)	本人確認	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	理解度テストの結果 ※再テストを除く																	
(略)																					

(略)	本人 確認	<u>2 回</u> <u>目 以</u> <u>降 の</u> <u>場 合</u> <u>は○</u>	<u>前 回</u> <u>の 受</u> <u>講 年</u> <u>月 日</u>	理 解 度 テ ス ト の 結 果 ※ 再 テ ス ト を 除 く
(略)				
3.生活指導員講習				
(略)	本人 確認	<u>2 回</u> <u>目 以</u> <u>降 の</u> <u>場 合</u> <u>は○</u>	<u>前 回</u> <u>の 受</u> <u>講 年</u> <u>月 日</u>	理 解 度 テ ス ト の 結 果 ※ 再 テ ス ト を 除 く
(略)				
(記載要領) 1 本様式は、主務大臣の確認を受けた養成講習機関にのみ電子媒体で配付するものであること。 <u>(削除)</u> 2 養成講習機関番号及び講習会場番号は、養成講習実施申出の際に主務省から付与したものを記入すること。 3 受講者番号は、開催した養成講習ごとに付与すること。				

(略)	本人 確認	<u>(新</u> <u>設)</u>	<u>(新</u> <u>設)</u>	理 解 度 テ ス ト の 結 果 ※ 再 テ ス ト を 除 く
(略)				
3.生活指導員講習				
(略)	本人 確認	<u>(新</u> <u>設)</u>	<u>(新</u> <u>設)</u>	理 解 度 テ ス ト の 結 果 ※ 再 テ ス ト を 除 く
(略)				
(記載要領) 1 本様式は、主務大臣の確認を受けた養成講習機関にのみ電子媒体で配付するものであること。 <u>養成講習機関に示すメールアドレスに対して期日までに電子媒体により提出すること。</u> 2 養成講習機関番号及び講習会場番号は、養成講習実施申出の際に主務省から付与したものを記入すること。 3 受講者番号は、開催した養成講習ごとに付与すること。				

4 「理解度テスト」の結果は、正解した問題数を記載すること。	4 「理解度テスト」の結果は、正解した問題数を記載すること。
5 本受講者名簿は、講習終了後5年間保存すること。	(新設)

【通し番号】 39

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】 参考様式 5-11 参考様式 5-12

改正					現行					
参考様式第 5-11 号（日本産業規格 A 列 4） 監理責任者等講習理解度テスト実施状況報告書					参考様式第 5-11 号（日本産業規格 A 列 4） 監理責任者等講習理解度テスト実施状況報告書					
養成講習機関番号					養成講習機関番号					
出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課 宛て 厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室 宛て					出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課 宛て 厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室 宛て					
養成講習機関名					養成講習機関名					
（略）	講習会場番号		受講者数	受験者数	（略）	講習会場番号	（新設）	（新設）	受験者数	（略）
		合計					（新設）			
		うち初回の受講者数					（新設）			
		うち更新時の受講者数					（新設）			
		合計					（新設）			
		うち初回の受講者数					（新設）			
		うち更新時の受講者数					（新設）			
		合計					（新設）			
		うち初回の受講者数					（新設）			
		うち更新時の受講者数					（新設）			

		合計						(新設)			
		うち初回の 受講者数						(新設)			
		うち更新時 の受講者数						(新設)			
		合計						(新設)			
		うち初回の 受講者数						(新設)			
		うち更新時 の受講者数						(新設)			
合計		合計				合計		(新設)			
		うち初回の 受講者数									
		うち更新時 の受講者数									

(記載要領)

1 本様式は、主務大臣の確認を受けた養成講習機関にのみ電子媒体で配付するものであること。

養成講習機関に示すメールアドレスに対して期日までに電子媒体により提出すること。

2 養成講習機関番号及び講習会場番号は、養成講習実施の申出の際に主務省から付与したものを記入すること。

参考様式第5-12号（日本産業規格A列4）
技能実習責任者講習等理解度テスト実施状況報告書

養成講習機関番号

(記載要領)

1 本様式は、主務大臣の確認を受けた養成講習機関にのみ電子媒体で配付するものであること。

養成講習機関に示すメールアドレスに対して期日までに電子媒体により提出すること。

2 養成講習機関番号及び講習会場番号は、養成講習実施の申出の際に主務省から付与したものを記入すること。

参考様式第5-12号（日本産業規格A列4）
技能実習責任者講習等理解度テスト実施状況報告書

養成講習機関番号

厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成
担当参事官室 宛て

1.技能実習責任者講習

(略)	講習 会場 番号		<u>受 講 者 数</u>	受 験 者 数	(略)
		<u>合計</u>			
		<u>うち初回の 受講者数</u>			
		<u>うち更新時 の受講者数</u>			
		<u>合計</u>			
		<u>うち初回の 受講者数</u>			
		<u>うち更新時 の受講者数</u>			
		<u>合計</u>			
		<u>うち初回の 受講者数</u>			
		<u>うち更新時 の受講者数</u>			
		<u>合計</u>			
		<u>うち初回の 受講者数</u>			
		<u>うち更新時 の受講者数</u>			
		<u>合計</u>			
		<u>うち初回の 受講者数</u>			
		<u>うち更新時</u>			

厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成
担当参事官室 宛て

1.技能実習責任者講習

[illegible]

		の受講者数									
合計		合計				合計	(新設)				
		うち初回の 受講者数									
		うち更新時 の受講者数									

2.技能実習指導員講習

(略)	講習 会場 番号		受 講 者 数	受 験 者 数	(略)	(略)	講習 会場 番号	(新設)	(新設)	受 験 者 数	(略)
		合計						(新設)			
		うち初回の 受講者数						(新設)			
		うち2回目 以降の受講 者数						(新設)			
		合計						(新設)			
		うち初回の 受講者数						(新設)			
		うち2回目 以降の受講 者数						(新設)			
		合計						(新設)			
		うち初回の 受講者数						(新設)			
		うち2回目 以降の受講 者数						(新設)			
		合計						(新設)			
		うち初回の 受講者数						(新設)			

		合計						(新設)			
		うち初回の 受講者数						(新設)			
		うち2回目 以降の受講 者数						(新設)			
		合計						(新設)			
		うち初回の 受講者数						(新設)			
		うち2回目 以降の受講 者数						(新設)			
		合計									
		うち初回の 受講者数						(新設)			
		うち2回目 以降の受講 者数						(新設)			
合計		合計						(新設)			
		うち初回の 受講者数									
		うち2回目 以降の受講 者数									

(記載要領)

1 本様式は、主務大臣の確認を受けた養成講習機関にのみ電子媒体で配付するものであること。

養成講習機関に示すメールアドレスに対して期日までに電子媒体により提出すること。

2 養成講習機関番号及び講習会場番号は、養成講習実施の申出の際に主務省か

(記載要領)

1 本様式は、主務大臣の確認を受けた養成講習機関にのみ電子媒体で配付するものであること。

養成講習機関に示すメールアドレスに対して期日までに電子媒体により提出すること。

2 養成講習機関番号及び講習会場番号は、養成講習実施の申出の際に主務省か

ら付与したものを記入すること。

ら付与したものを記入すること。

【通し番号】40

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第5-13 号

新	旧
参考様式第5-13 号	参考様式第5-13 号
(略)	(略)
申込者(実施機関名)	申込者(実施機関名)
代表者名	代表者名
住所	住所
電話番号	電話番号
(略)	(略)

印

【通し番号】41

【改正後の運用要領における該当ページ】

【改正箇所】参考様式第5-14 号

新	旧
参考様式第5-14 号	参考様式第5-14 号
(略)	(略)
申込者(実施機関名)	申込者(実施機関名)
代表者名	代表者名
住所	住所
電話番号	電話番号
(略)	(略)

印